

一收穫見込 五百八拾貫

右大嘗祭密服御料豫備桑園トシテ相定メ候條此段及御報告候也

昭和三年四月二十日

岡崎市上六名町字宮前壹番地

株式會社三龍社取締役社長 田 口 百 三

愛知縣知事 小幡 豊 治 殿

第二項 御料桑園ノ管理

選定したる御料桑園は昨冬より不淨肥料を施さず、寒肥として配合肥料を施せるのみなるが、決定の後には芽出肥の施用をも差控へ只管其の清淨ならんことを期せり。

四月十六・十七日に互り、桑園奉仕者に依り除草中耕並に土寄を行ひ、四月二十三日綠肥ザートキツケンを半乾燥さして一畦置きに施用せり。而して本春は氣候概ね適順殊に四月十日以後は連日晴天にして氣温高く、二十日の降雨により桑樹は一齊に萌芽したるの感ありしに、二十一日以來氣候一變して溫度俄に降下し二十五日朝遂に縣下一帶未曾有の大降霜を見るに至れり。

先是二十四日午後九時降霜の恐れありとの警報に接するや、會社は直に奉仕者全員を召集し、協議の結果午後十一時より皆川蓬又は洋紙を以て御料桑中早生桑及中生桑約四段歩に互り、一株毎に悉く被覆を施し以て極力被害の防止に努めたり。

斯くて二十五日午前一時半外温は華氏三十度に降下し、午前六時に至るや一般附近桑園中早生・中生の總ては桑葉茹葉の如く萎凋し、日光の直射し始むると共に漸次黒色に變し、綠色を保つもの殆ど絶無の慘狀を呈するに至り、實に縣下空前の霜害にして然も溫度水點下に降り凍害をも伴ひたり。之を以て御料桑園に於ても其の豫防の効果を頗る懸念したるも、翌二十六日午前十時被覆を除去せる結果漸次生氣を回復し殆ど其の被害の認むべきものなきを得たるは、異常の好運にして天祐と云ふの外なく、責任者一同愁眉を開くを得たり。

爾來氣候全く適順に復し氣温又高く、適度の降雨は桑葉の發芽及伸長を著しく促進せしめたるを以て茲に御料蠶兒の掃立も豫定より僅に數日の遅延を見たるのみに止まり、飼育中聊かの支障らも來さゞりしは最も欣幸とするところなりき。

第三項 繪服調製始業式

改造せられたる御料蠶室は間口二十四間半、奥行五間、建坪百二十二坪五合、木造瓦葺二階建にして、地下には完備せる貯桑場を新設し、蠶架蠶箔を始め諸器具を悉く新調し、周圍には竹柵を繞らし、他の蠶室との境界を嚴にせるが、四月末日を以て其の工事全く成り、諸般の準備整へるを以て茲に五月一日を期し之が始業式を舉行せり。此日式場に充てたる織殿前庭は、朝來暇なく清掃し、玉砂利を敷き、場の北端南面して蠶舎を設け、帳幕を繞らし、内に祭壇を設け、知事代理内務部長堀田鼎、蠶絲課長代理屬田中一己、地方農林技師石野草三、岡崎市長本多敏樹、岡崎警察署長橋本健之助、其の他地方官民五十餘名參列し、全市各學校代表

生徒五百餘名亦教師引率のもとに参列したり。午前十時第一振鈴と共に田口社長以下奉仕者先つ着席し、次で第二鈴により來賓並各學校生徒の着席終るや、神職祝詞を奏し大齋鹽水の行事降神の儀を行ひ、次で齋主柴田顯正祝詞を奉し、祭主田口社長亦神前に恭しく祝詞を捧ぐ。此の時清めの細雨蕭々として到り、滿場肅然たる中に、大竹齋藤寺田三祭官は齋室の内外及奉仕者の清祓をなし、齋主祭主知事代理を初め來賓代表並に奉仕者交々玉串を献し、次で白衣の奉仕服を着けたる養齋奉仕者三十二名は一齊に神前に進みて禮拜を爲し、終りて昇神の儀あり、茲に嚴肅裡に始業式を終れり。

齋主祝詞

是乃眞庭乎伊豆乃磐境也掃清恭掛卷保食大神祇戸大神手招奉奉里座奉奉理今日乃齋主正七位柴田顯正長長美毛白美久高天原神留利坐神漏岐神漏美乃命以豐草原乃瑞穂國手萬千秋乃長五百秋平介久知食世事依奉里志隨明御神止天下知食命天皇命乃御代御代乃皇孫命乃彌繼繼承繼傳來坐世留天日嗣乃大御位即加給布大御典行世給布依利玉皇御祖乃大神手始奉奉天津神國津神手齋祀世給布大警祭長長美神衣止世神座安置世給布給服手織奉奉可支仰言手尊辱美今日乃生日乃足日始業乃式執行也爲三龍社乃各々由志利由豆志利奉奉幣帛乃足幣帛止開召奉給此世清養齋乃室大神等乃廣厚恩願手奉延給此夜乃守日乃護守給此世養齋乃業任奉奉人等乃上罪穢穢有罪世障事無久過事無久愛飼亦靈時候乃障無久桑乃進奉平安休毛起毛健全蕃殖榮茂幸久眞幸久眞玉如須美世蘭手造世奉給此世長美大御業長無久成竟世奉給世長美長美毛乞祈奉美久世白

祭主祝詞
掛卷毛長保食大神祇戸大神乃大前白世久

今年乃大警祭奉奉給服手織世獻可支由乃仰言手尊辱美今日乃吉日始業乃式執行也爲奉奉幣帛手平介久安久開食世事乃業任奉奉者共世上高立神德手蒙自奉奉給此厚恩願手奉延給此世長美此乃大神業長無久喪無久成世奉給世三龍社社長田口百三謹美世白

第四項 御料蠶兒ノ飼育

始業式に先ち御料として特に精選せる三龍社製造の赤熟蠶種二十枚は四月十六日の催青に着手し五月一日全部の掃立をなす豫定なりしが寒冷と降霜とにより止むなく豫定を變更し五月一日午前十一時始業式を終るや、田口社長以下奉仕者一同は直に齋室に入り、堀田内務部長外一同列席のもとに先づ蠶量一匁の掃立をなし直に給桑を行ひ、越えて五月五日蠶量二十四匁を掃立て左記掃立報告書を愛知縣知事へ提出せり

大警祭給服御料蠶兒掃立報告書

- 一、化性 壹化性
 - 一、名稱 赤熟
 - 一、原蠶種製造者 株式會社三龍社
 - 一、掃立月日 五月一日
 - 一、掃立月日 五月五日
 - 一、掃立蠶量 貳拾五匁 内譯 五月一日壹匁
 - 一、掃立蠶量 貳拾五匁 内譯 五月五日貳拾四匁
- 右及報告候也

昭和三年五月五日
第二編 總務部 第一章 宮廷係

愛知縣知事 小幡 豊治 殿

蠶兒ノ經過左ノ如シ

- 第一節 五月一日掃立分 五月五日掃立分
- 五月一日午前十一時掃立 五月五日午前十一時掃立
- 五月四日午後十一時催眠 五月九日午前四時催眠
- 五月五日午後八時停食 五月九日午後三時停食
- 第二節 五月七日午前四時飼食 五月十日午後十一時飼食
- 五月九日午後九時催眠 五月十四日午前四時催眠
- 五月十日午後三時停食 五月十四日午後十一時停食
- 第三節 五月十一日午後十一時飼食 五月十五日午後十一時飼食
- 五月十五日午前四時催眠 五月十九日午前零時催眠
- 五月十五日午後十一時停食 五月二十日午後三時停食
- 第四節 五月十七日午前八時飼食 五月二十二日午前八時飼食
- 五月二十一日後九時催眠 五月二十六日午前十時催眠
- 五月二十二日午後三時停食 五月二十七日午前十時停食
- 第五節 五月二十四日午後三時飼食 五月二十九日午前九時飼食

五月三十日午前四時上簇開始 六月四日午後二時上簇開始

五月三十一日午前零時上簇完了 六月五日午前十時上簇完了

飼育中秦蠶系課長以下各關係係員並鈴木蠶業取締所岡崎支所長等は屢々出張状況を視察せるが、五月二十七日小幡愛知縣知事は秦蠶系課長と共に三龍社に出張偶々京都より歸京の途上來所せられたる宮内省御用係中田虎一氏と相會し、共に親しく織殿蠶室並に飼育の状況を檢分あり、蠶室に於て小幡知事は特に奉仕者に對し一場の訓示を與へられたり、越えて六月二日には堀田内務部長亦田中屬と共に出張し、具に奉仕者の状況を視察ありたり、而して奉仕者は毎朝沐浴齋戒只管清淨謹嚴を旨とし、多年の経験と最新の學理とに基き終始熱誠を以て奉仕し、殊に上簇後に於ては排濕のため特に室内に煽風機を裝置せるを始め、繭質の向上を計る等一切の手段を講じ以て最善を盡せり、かくて蠶兒發育の經過は掃立以來極めて順調に進み些の違蠶を認めず、五月一日掃立の分は五月三十一日に、又五日掃立の分は六月五日を以て各々上簇を終り、六月十二日全部の收繭を完了したるが、出來榮頗る見事にして眞に満足なる成績を收め得たるを以て、同十四日左記收繭報告書を知事宛提出したり。

大管祭縮服御料收繭報告書

第壹回收繭 六月五日

第貳回收繭 六月十二日

收繭量

一、精繭 壹百叁貫壹百拾匁

一、同功繭 拾貫五百貳拾匁

第二編 總務部 第一章 宮廷係

一、中蘭 壹貫壹拾匁

二、下蘭 壹貫叁拾匁

合計 壹百拾四貫七百七拾匁

右ノ通り滯リナク收購相濟ミ候此段及報告候也

昭和三年六月十四日

岡崎市上六名町字宮前壹番地

株式會社三龍社

取締役社長 田口百三

愛知縣知事 小幡豊治殿

第五項 御料蘭の乾燥及保管

御收購全く終りたるを以て六月十三日その乾燥を行ふ。この日午前六時豫め御料蘭乾燥室に充てたる本社乾燥場内蒸汽乾燥室二室は、その内外を清掃し用具一切を新調し、注連繩を張り附近は幔幕を繞らし室の前面に祭壇を設く。而して御料蘭を奉安すべき奉安室並に運搬用具一切は既に十二日夕神職大竹高四郎により盡く清祓を受けたり。

蠶室より乾燥場に至る御料蘭の運搬には、容器として今回特に謹製せしめたる竹製角籠を用ひ、籠二箇宛を白木の臺に載せ白布の覆を打掛け注連繩を張り各二名の奉仕者之を奉昇せり。

斯くて午前七時御料蘭を奉昇せる奉仕者の行列肅々として本社に入り所定の位置に到着するや、鈴木蠶業取締役岡崎支所長及田口社長以下奉仕者參列のもとに齋主大竹高四郎祝詞を奏し、室の内外及器具に至る迄隈なく祓ひ清め、次いで參列者交々玉串を奉奠し、ここに祓式を終りて直に乾燥に着手せり。

午後六時三十分滯りなく乾燥を終るや、御料蘭は縦横各一尺四寸五分高さ三尺の清らかなる新調の金屬製容器八箇に納められ、再び奉仕者奉昇のもとに内一部は織殿内奉安所に、一部は本社倉庫内奉安室に奉安を了したり。

第四款 繪服の調製

第一項 織殿祓式

此度織殿として使用せらるべき建物は去る大正四年御下命を拜し、繪服を調進せし砌の造營にかかり棟を破風造となし東西八間南北四間外に動力室事務所及附屬建物を有し、何れも南面して瓦葺平家建實簡素を旨として建てられ、周圍には竹垣を繞らしたるが爾來十有余年歲月を閱して城内神寂び森嚴自ら加はるの趣あり。

又繪服調製に供すべき繰絲機械六釜、再繰機三窓、織機二臺は何れも前回拜命の砌の調製にかかり、中にも織機は古式に則れる大和機にして、附屬器具一式と共に原形のまま、嚴重に保存せられて今日に及べるものなり。今年四月調進の御下命を拜するや、織殿は直に内外を清掃し附近の建造物を撤去し、周圍の竹垣

を新にし、又工人を督して建物機械の補修に着手せるが織機は解體の上潔齎し繰糸機は各要部を改造し、繰鍋には煮沸用として電熱自動調節装置を施し、又新に電熱煮繭機一臺を据付け、前回の浮繰式繰糸法を沈繰式に変更したる外、動力其他前回使用蒸気装置は悉く之を電力装置に換ふる等、ここに建物及機械器具は總て新装を凝し面目を一新し、九月二日を以て諸般の準備全く成れるを以て、九月三日作業開始に先ち繰殿祓式を舉行したり。

この日繰殿前庭には清淨なる玉砂利を敷き天幕を張りて齋場となし、田口社長以下奉仕の男女は孰れも沐浴齋戒し、中にも繰糸女工又は織女等として奉仕すべき二十四名の三河乙女は何れも洗髪垂髪に白衣の奉仕服を纏ひて参列したり。式は午前十時落合内務部長、田中田澤兩縣屬右野地方農林技師、本多岡崎市長を始め、縮服調進所各顧問、評議員参列のもとに嚴に開始せらる。神職大竹高四郎齋主として祝詞を奏し、次いで大竹齋藤兩祭司立ちて繰殿の内外を祓ひ清め終れば齋主以下参列者交々玉串を奉り、席上落合内務部長は奉仕者に對し一場の訓示を與へ茲に全く式を終る。式後繰殿に於て内務部長以下檢分のもとに、直に作業を開始したり。

當日内務部長訓示の要領左の如し。

九月三日修祓式當日内務部長の訓示要領

本日茲に大嘗祭の儀に於て悠紀主基兩殿の神座に安かるべき縮服の織殿修祓式を行はるゝに當り之に参列するを得ましたことを深く光榮とするものであります。

縮服上納に就ては我が三河國が古來全國に類なき光榮ある歴史を有することは既に各位の熟知せらるゝ所であり、す今回の御大典に際しても亦舊來の吉例により本縣に御下命があり三龍社が其の調製の大任に當らるゝこととなり、ましたことは本縣としても又三龍社としても絶大の光榮と謂はればなりませぬ然る處今春は不幸にして春蠶掃立の直前に於て此の地方としては空前とも言ふべき大降霜があり縣下の桑園一夜にして殆んど全滅の慘狀を呈したのであります。然るに當時此慘害あるべきを豫知せし田口社長以下に於ては、散背人事の最善を盡して保護の任に當り爲し、御料桑園のみは幸に大なる損害を受くることなく爾來順調に各蠶館を経過して日出度豐蠶美繭を得られ茲に織殿修祓の式を擧げて將に繰絲に着手せんとするに至られましたことは深く其の御勞苦を多謝すべきと共に衷心慶賀の念に堪へざる所であり、ます凡そ何事によらず事を成就するには必ずやそこに充分なる誠意と甚大なる努力を要するは言を俟たないのであります。が今回の縮服調製の如きは實に光榮ある而して又責任の重大なる仕事でありまして、特に細心の注意と最大の努力とを要するのであります。萬一にも天災其他何等の事由たるを問はず中途故障があつて御間に合はぬと言ふが如きことあつては斷じて申譯が相立たぬのであります。私は社長以下奉仕者各位が絕對に此の故障なく此の大任を完うせらるゝであらうことは天地神明に誓つて疑はざる所であり、ます尙念の上にも念を入るゝの意味に於て各位が充分日常の生活にも油断なく其健康に留意せられ此大任に對して有終の美を致されむことを切望して已まざるものであります。

本日此の意義深き式典に参列する機會を利用致しまして御祝を兼ね一言希望を申述べた次第であります。

第二項 縮服調製作業

織殿に於ける作業は毎日午前七時より午後五時迄とし、奉仕者は毎朝午前六時織殿に到着朝食を終れば特に奉仕者のため附屬建物内に設けられたる浴室に入りて沐浴齋戒し、白衣の奉仕服を着し伊勢大廟

に向つて遙拜の上作業に従事せるが、尙織殿正面入口に近く常に水槽に清水を湛へ入室前には必ず口漱手洗せしむる等ひたすらその清淨ならんことに努めたり。又作業開始後織殿には常時宿直員の外、宿服調進所各係主任以上の奉仕者を以て特別當直員を組織し、毎夜交替に宿泊せしめその警戒を一層嚴重にせり。

九月三日より御料繭の選繭を開始し數回に亙りて其の全部を精選し、九月五日を以て繰糸に着手せるが、繭質の優良と技術の優秀と相俟つて工程の進捗著く、從て又糸質も優良なる成績を得たり。繭服の織立に付ては總て前回の記録に則り當時の複本を参照し別に御料機と同型の織機を据付け六名の織女をして豫め機械の技を練習せしめたるに、嘗て何等經驗なきに拘らずその熱誠と努力によりよく短時日にして其の技を習得し、尙ほ織殿作業開始後は更に二臺の御料機と共に織女をして交々熱心なる練習を繼續せしめたる結果愈々其の技に付確信を得たるを以て、九月十三日始めて御料糸による本作業に着手せるが、糸質の優秀なると奉仕者の拮据精勵と相俟つて機械の工程極めて順調に進み、十月十五日を以て全く繭服の繭織を完了したり。之より先九月二十二日大禮使調度部長杉塚磨氏宮内省御用係中田虎一氏及内藏寮片岡庫太氏は、小幡本縣知事と共に親しく繭製情況を檢分し奉仕に付て満足の意を表せられ且つ益々自重せんことを訓諭せられたるを以て、奉仕者一同感激措くところを知らず、爾來一層の精勵を致せり。斯くて三龍社に於ては滞りなく繭服の調製を完了したるを以て、直に左記繭服引渡日時報告書を知事に提出し、十月二十二日を期し繭服織上式を舉行したり。

繭服御引渡日時報告書

本年四月九日調製御下命ノ繭服ハ來ル十月二十五日午前十時京都大宮御所内大禮使調度部へ御上納御決定ノ由并承仕候就テハ同月廿四日午前八時織殿ニ於テ御引渡仕候臨場相成度此段及御報告候也

昭和三年十月十五日

株式會社三龍社

取締役社長 田口百三

愛知縣知事 小幡豐治殿

第三項 繭服織上式

繭服織上式は十月二十二日織殿前庭に於て行はる。

この日愛知縣知事代理秦蠶糸課長田中屬、本多岡崎市長縣會議員市助役岡崎市正副市會議長、商工會議所副會頭帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會長及各分會長、市内各官衙及學校長各種團體及各新聞社代表並に町總代等地方官民九十余名の來賓を初め、全市各學校代表生徒六百九十余名參列し、田口社長以下奉仕者一同沐浴齋戒し、養蠶奉仕者及織殿奉仕者は何れも白衣の奉仕服にて參列したり。齋場には一面に玉砂利を敷き、正面に帷舎を建て幔幕を繞らし祭壇を設けたり。午前十時振鈴と共に式は開始せられ先づ神職祓詞を奏し、祓をなすや、田口社長は知事代理を織殿内に導きて繭服の檢分を受く。之より先豫て調製を了せる繭服は之を桐箱に納め唐櫃と共に織殿内部に奉安せるが、知事代理秦蠶糸課長は仔細に之を点檢し席に復す。ここに於て降神の儀あり、齋主柴田顯正氏祝詞を奏し、又祭主田口社長神前に祝詞を捧げ、齋主を始

め祭主來賓奉仕者順次玉串を献して式を終り、席上秦蠶絲課長は知事に代り奉仕者一同に對し左の如き祝辭を與へられたり。

祝辭

本日茲に大嘗祭の儀に於て悠紀主基兩殿の神座に安かるへき給服織上式を行はるゝに當り其式典に列するを得ましたのは本官の最も欣幸とする所であります。

顧みるに今春大禮使より本縣に對し給服調製の命令がございましたので縣は慎重調査の上三龍社に對し調製方命令を示達しました。三龍社に於ては鋭意準備を進められ御料糸園の設定から次で飼育收購乾燥各過程を極めて順調に爲し遂げられ去る九月三日織殿修成式を行ひ其日から操糸機械に着手せられ社長以下奉仕者諸子の周到なる用意と熱誠なる努力の下に茲に目出度美事なる給服を謹製し得ました事は洵に慶祝に堪へない次第であります。

思ふに生物飼育を始めとし極めて複雑なる機械の業を終させる長期に渉る此の至難なる大業が何等の滞りも無く本日の好果を收め得た所以のものは一つに天佑に依るさば申せ奉仕の重任に當られた諸子が一致協力克く社長を輔佐せられ専心努力せられました結果に外ならぬと存じ其の苦勞を多とするものであります。又一面當岡崎市の在郷軍人團青年團消防組の各位は晝夜の別無く夫々警備保安の任に當られ時恰も家業御繁多の折柄なりしにも不拘終始献身的に此の故障も無く奉仕せられました事は眞に犠牲的精神の表現で直接に此の大業に貢献されたばかりで無く採て以て他の模範と爲すべき美事なりと信ずるのであります。

斯の如くにして内外共に他に見るを得ざるの誠意と努力の下に良好なる結果を收むることを得來る二十五日を以て大宮御所に供納し得る階梯に至りましたことは本縣の名譽であり且御同慶に堪へない所であります。

茲に親しく織上式に臨みまして半歳以上に渉る長期間の關係者各位の努力の結晶に對して厚く感謝の意を表する次第であります。

齋主及祭主の祝詞左の如し

齋主祝詞

掛卷長支天照大神豊受大神榊機姫命産土大神大地主大神乃宇豆乃大前齋主正七位柴田顯正長美長美白佐久今年歳之毛現御神止天乃下食知天皇尊乃天日嗣乃高御座即加世給比大嘗御祭行世世給布我故悠紀主基乃大宮内乃長支尊支神座安加給波神調乃贈服手毛織具奉留可伊登毛長支伊登毛榮光榮手重多事我我三龍社乃面目乃安岡崎市乃名譽廣久愛知縣乃名譽多深々厚久辱奉利尊奉利此乃大御業多豆佐波留三龍社乃上下並進入組乃一由心由麻波利清麻波利大神達乃神靈乃幸祈禱奉利豆御奉桑乃牙乃清々志久養布靈乃起居安加眞玉奈須嶺山引久糸乃一筋亂留々事無久亦其心以是通波後乃障留事無久織成織機乃清久鮮留事美久成竟長高久深支大神達乃恩頼手尊奉利仰供奉今日乃生日乃足日大前齋御食御酒種々乃物手供用奉喜乃御祭仕奉久平久安久食召宇豆那比給比今日後毛永久久守給閉惠給閉止十六白物膝折伏長美長美白

祭主祝詞

掛卷長支天照大神豊受大神榊機姫命産土大神大地主大神乃宇豆乃大前齋三龍社長山百三儀美敬比白久往古三河國織具奉留多例手起給比大嘗祭悠紀主基乃神殿乃神座安加世給布神調乃贈服手織具奉留可支仰言大正乃大御代我我三龍社下志給留尊光榮手長奉利此度再志養靈乃業始來神調乃贈服手織具奉留可支比類無支名譽手重多事我伊登毛尊久伊登毛長支極留事有命故三龍社乃上下並進入組乃同心由麻波里清麻波里赤支清支眞心以仕奉利今日志毛織上乃式典執行布事此成以此專大神達乃深支厚支恩頼留依留事尊奉利尊奉利今日乃生日乃足日織上乃式典執行布事此種々乃物手開召宇豆那比給比今日後毛永久久守給閉惠給閉止十六白物膝折伏長美長美白

第五款 給服ノ供納

第一項 繪服縣引渡式

三龍社にては繪服上納の爲め十月二十四日京都へ出發に先たち織殿に小幡愛知縣知事の臨場の下に繪服の引渡式を行ふ。

繪服は巾鯨尺一尺長さ鯨尺五丈の生絹四匹にして、一匹の重量約二百二十匁なり。之を一匹づつ白羽二重に包み長さ一尺四寸五分巾九寸六分深さ四寸五分の桐箱二箇に納め、白絹の紐にて箱の中央を結び之を長さ二尺五寸八分巾一尺六寸五分深さ八寸八分の唐櫃に納め、唐櫃の四周には日蔭葛を纏ひ注連繩を張り、之に白羽二重を打掛け擔棒を付したるまま、八足の案に上せ織殿内に安置し、左右に萬歳旗と大禮使御用繪服の標識を建つ。午前八時十分小幡知事は秦蠶糸課長及田中屬を隨へ織殿に到着、本多岡崎市長並田口社長以下供納奉仕者參列のもとに、大竹齋藤兩神職清祓を行ひ、田口社長より知事に向つて繪服引渡の挨拶をなし、知事又之に答へ茲に縣に對する引渡の儀を終れり。

第二項 繪服上納

斯くて十月二十四日京都大官御所内大禮使調度部へ上納のため、繪服を納めたる唐櫃は二名の白丁之を奉昇し、萬歳旗を先に三名の白丁標識及八足を捧げ、白衣の奉仕者小幡知事、秦蠶糸課長、田中屬、本多岡崎市長並田口社長以下奉仕者之に隨ひ、午前八時三十分織殿を出發す。岡崎警察署久保警部指揮のもとに三

名の警官は列の先頭と唐櫃の兩側に付添ひ、岡崎市青年團義勇火防團の一隊行列に先驅し、在郷軍人會岡崎市消防組の一隊後驅して警衛し、又神職二名列の先頭に立ちて絶えず清めの鹽を撒きつつ、行列は順路岡崎驛に向つて肅々として行進す。折柄夜來の雨全く止み朝霧の晴れ間には朝暉輝々として現れ、上六名町民の特志により打揚げられたる奉祝の煙火は般々として轟き渡れり。この日三龍社の本社並に各分工場従業者の全員約千八百名、織殿前に整列して奉送せるを始め、全市各學校代表生徒、岡崎市義勇火防團青年團並に多數の市民は沿道に堵列して盛なる奉送をなし、民家は何れも國旗を掲揚して祝意を表せり。九時三十分岡崎驛に到着するや、大津岡崎驛長の先導にて直にプラットホームに進む構内には三龍社針崎工場の全員を始め、一般市民の奉送者多數先着して出迎へ、繪服は待合室内に設けたる假奉安所に一時安置したる後、岡崎驛午前十時四分發列車に特に連結せる一等貴賓車に奉安し、數百名の見送人の敬禮の後、小幡岡崎市助役の發聲にて一齊萬歳を三唱し、盛なる奉送裡に岡崎驛を發車せり。

かくて沿道各驛に於ける會社關係者等の盛なる奉送迎を受けつつ、午後三時五十四分京都驛に到着するや、釜内京都驛長の先導にて一先唐櫃を貴賓室に奉安やがて内部に一面白布を張り、四周に齋竹を樹て注連繩を繞らしたる奉安車に之を移し、白丁二名付添ひ京都府警察部の警衛自動車先驅とし一行自動車車を連ね、折柄秋雨沛々として降りしきる中を一路鳥丸通りを今宵假の奉安所と定めたる別格官幣社護王神社に向つて前進す。この日京都府警察部に於ては特に井木警部補を派遣し、前記警衛自動車を行列に先驅せしめたる外、京都驛の内外を始め沿道各要所に多數の警官を派して嚴重なる警戒を施されたり。午後四時五十分護王神社に到着するや、同神社神官は唐櫃及一行の清祓を行ひ、ここに繪服は唐櫃のまま社務所内假奉安室に奉安し、同夜は中立賣警察署警衛のもとに奉仕者交々徹宵之を警護せり。明くれば十月

二十五日夜來の雨全く止む。一行は午前五時起床沐浴齋戒し、午前九時護王神社に到着するや、直に庭上に於て清祓式を行ひ、同九時三十分萬歳旗及標識を先頭に白丁兩名唐櫃を奉昇し、小幡本縣知事本多岡崎市長、田口社長以下奉仕者並に京都市に於ける各關係者之に隨ひ、二名の警官先驅警戒のもとに、一行三十余名行列を整へ、護王神社を出て、路を烏丸通りにまじり丸太町に出て、境町御門より御苑に入り、建禮門前を経て、午前十時大宮御所に到着す。

御所に於ては川西宮内事務官出迎へられ、直に唐櫃を殿上の一室に奉安したる後、一行は休憩所に案内せられ、暫時休息す。このとき、總服調進記録寫眞並に株式會社三龍社概要を提出せり。

やがて德島縣より奉る、鹿服供納の一行も到着したるを以て、ここに總服、鹿服は各自白丁唐櫃を奉昇して齋庫の前に到り、先づ總服供納の儀を行はる。齋庫の前には杉大禮使調度部長唐櫃を安置すべき高案を前にして、大禮使事務官を隨へて起立せられ、總服は白丁之を捧持し、小幡本縣知事並に田口社長之に隨ひ、調度部長の前に進む。本多岡崎市長、秦蠶系課長、田口三龍社常務取締役亦之に續き、神門を入りてその内部兩側に侍立し、他の奉送者一行は神門外に起立す。

乃ち小幡知事は調度部長に對して總服供納の挨拶をなし、退いて傍に侍立すれば、白丁唐櫃を高案上に安きて退く。田口三龍社常務取締役社長の介添として唐櫃の前に進み、恭しく蓋を拂ひ、内箱に納められたる總服の点檢を受け、ここに滞りなく供納の儀を終れり。かくて一行は、鹿服供納の一行と共に休憩室に於て茶菓を賜はり、席上調度部長より大嘗祭と總服、鹿服の關係につき詳細なる説明を與へられ、且つここに大任を果せる奉仕者一同の長期間に互る努力に對し、敬意を拂ふと共に深くその勞を謝すとの鄭重なる挨拶あり、一同無上の光榮に感激しつつ御所を退出せり。午後田口常務取締役は秦蠶系課長、田中屬と共に

護王神社に到り、總服假奉安其他供納に關し多大の便宜を與へられたるに對し深くその厚意を謝し、更に中立賣警察署、京都府廳に出頭警衛上與へられたる勞苦と便宜に對し、夫々挨拶をなすところありたり。小幡知事、秦蠶系課長、本多岡崎市長は何れも同夜歸縣し、他の一行は同夜一泊の上、二十六日夫々歸途につき、田口社長は二十七日京都驛宇治山田に直行し、二十八日伊勢兩宮に參拜して大任完了の奉告をなし、同夜歸社せり。

供納のため京都に出張せるものの氏名左の如し。

- 愛和縣知事 小幡豊治 愛知縣蠶系課長 秦 一二郎 愛知縣屬 田中一巳
- 愛知縣警部 久保 清 岡崎市長 本多敏樹 蠶業取締所岡崎支所長 鈴木光次郎

- 以下三龍社關係者
- 田口百三 田口東一 田口宗平 中野重義 岡本耕作 岩井伊三郎 大槻傳次郎
 - 三浦和一 佐々木佐太郎 前田定二郎 千賀千太郎 杉浦銀藏 河合程平
 - 奉昇者 高津鶴一 大山源吉 安藤爲三郎 藤井廉二 田中邦治

願れば三龍社が總服調進の御下命を拜してより日を経ること二百余日、奉仕者の至誠ここに酬みられ、滞りなくこの大任を完うするを得たるは、偏に神明の加護と共に、田口社長初め從業者一同克く本縣の指導を遵守し、誠心誠意事に當れる結果に外ならざるも、又よく半歳の永きに互り風雨寒暑を厭はず、至誠以て警戒の任に當り、奉仕者をして警備上聊かの危惧をも感ぜしめず、安んじて奉仕の業に精進するを得せしめられたる岡崎警察署在郷軍人會、岡崎市消防組並に岡崎市義勇火防團等の與へられたる後援の力に負ふところ極めて大なりとす。

依つて同社にては十月二十九日午前十時三島神社に縮服調進完了の奉告祭を執行し、又一般社員並に従業者の全員に對し調進完了の趣を報告すると共に、田口常務取締役は三十日愛知縣廳に出頭し小幡知事落合内務部長秦蠶系課長並に各關係者に鄭重なる挨拶をなし、又翌三十一日岡崎市役所岡崎商工會議所岡崎警察署蠶業取締所岡崎支所岡崎驛並に土屋帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會長小野岡崎市消防組頭鈴木岡崎市義勇火防團長小瀧岡崎市前助役等を歴訪し奉仕中與へられたる多大の後援に對し深く謝意を表せり。

第六款 三龍社の光榮

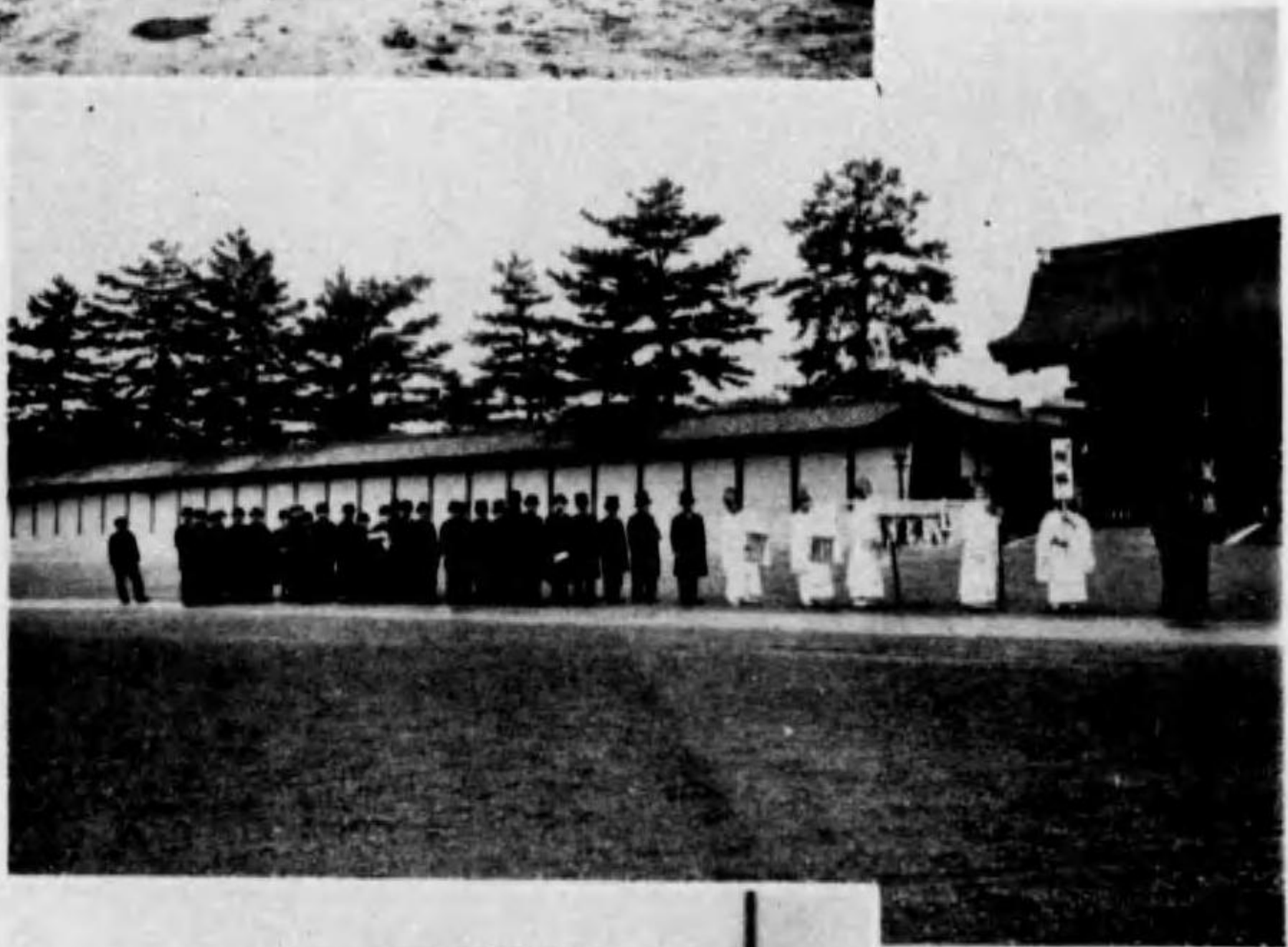
第一項 御料繭及御料生絲御嘉納

今回の縮服調進の光榮に浴したる三龍社に於ては、此榮譽を記念する爲め特に清淨なる桑樹を栽培し謹嚴なる奉仕の下に飼育繅製したる御料繭並に生糸を、兩陛下に献上することは定に意義深きものなりと、九月二十五日附を以て本縣知事に御献願を提出したるに、右許可の指令に接したるを以て、十一月二日田口常務取締役は社員大槻傳次郎同道宮内省に出頭し、大臣官房屬羽根田稔氏に對し御納の手續を了せり。而して献上の乾蠶繭は直徑三寸高さ八寸の標木壘に納め、白羽二重にて包みたるものを桐箱に收め、又生絲は經緯各一捻を壹箇の桐箱に納め、白羽二重にて包みたるを更に素木の外箱に收めたり。右に對し十一月二日附を以て宮内大臣より左の御沙汰を拜せり。

一、縮服御料乾蠶繭赤熟壹瓶



京都護王神社前安置の縮服



京都皇宮建禮門前の縮服



三龍社長へ御下賜の洋服地と知事贈呈の花瓶

一、縮服御料生絲

緯絲 十四中 壹捻

經絲 二十七中 壹捻

右

天皇

皇后兩陛下へ献上被致候ニ付御前へ差上候此段申進候

昭和三年十一月二日

宮内大臣 一木喜徳郎

株式會社 三龍社 御中

又調進記念として作製せる大嘗祭縮服調進寫眞帖は、十二月二十一日社員大槻傳次郎宮内省に出頭し縮服調進記録一部を添へ献上の手續を了せり。

尙十一月一日より五日間に互り織殿を公開し、奉仕中警戒の任に當られたる在郷軍人消防組火防團等を始め、全市各學校生徒並に一般市民に對し、線糸機械等の作業實況を觀覽せしめたり。

第二項 御下賜金品拜戴及其他

大嘗祭の儀に於て悠紀主基兩殿の神座に安かれたる縮服の調製を爲したる岡崎市株式會社三龍社に對し、其の勞に酬ゆる爲本縣にて適當の記念品を贈與すべき儀に付ては豫て調査中なりし所、三龍社には多數の社員あり、是等の者が一堂に會合する機會に使用し得べき物品を贈與するは最も意義あることと

し、七寶製花瓶は極めて好適のものとして認め、海部郡七寶村林爲五郎に對し左記の通之か調製方を命じたり。

七寶花瓶 壹個 但し高さ一尺五寸

圓形兩正面と爲し各八咫鏡の中に一つは大嘗宮の全景を一つは贈服織殿の全景を現はし鳳凰又は梧葉の如き瑞祥の圖を配し模様と爲すこと

右花瓶は豫定通見事なる出來榮えを以て調製せられ贈呈を了したる處更に今回贈服調製に關し盡力不跡故を以て左記の通知事、本縣關係者、三龍社長及従業員へ長くも御下賜の恩命に浴したる旨大木宮内大臣官房用度課長より通達ありたるを以て、知事は感激措く能はず、直ちに拜受書と同課長に提出したり。

一、羽二重 壹匹 小幡愛知縣知事

一、金參百圓 縣關係者一同

一、洋服地 株式會社三龍社長田口百三

一、金壹千圓 三龍社員並奉仕者一同

知事は前記御下賜金品の傳達を兼ね、記念品七寶花瓶贈呈式を行ふこととし、其の旨三龍社長に通達方二月二日岡崎市長宛左の通達牒を發したり。

昭和四年二月二日

愛知縣内務部長

岡崎市長 殿

御下賜金品傳達ニ關スル件

昭和三年御大禮ニ際シ贈服調製ニ關シ盡力不跡故ヲ以テ今般左記ノ通御下賜相成候ニ付來ル四日午後一時縣廳ニ

於テ之カ傳達式舉行可相成候條當日定刻迄ニ田口三龍社長並社員總代出頭候條御示達相成度

記

一、洋服地 株式會社三龍社長田口百三

一、金壹千圓 三龍社員並奉仕者一同

昭和四年二月二日

愛知縣内務部長

岡崎市長 殿

贈服調製記念品傳達ノ件

昭和三年御大禮ニ際シ贈服調製ノ功勞不跡ヲ以テ今般知事ヨリ左ノ通記念品贈與相成來ル四日縣廳ニ於テ之カ傳達可有之候條當日午後一時迄ニ出頭候條田口三龍社長ニ對シ御示達相成度

記

一、七寶製花瓶 壹個

株式會社 三 龍 社

二月四日午後一時より縣廳正廳に於て右傳達式を舉行し岡崎市よりは岡崎市長本多敏樹、三龍社長田口百三、同社員並奉仕者總代常務取締役田口東一の諸氏及蠶業取締所岡崎支所長鈴木光次郎列席し、縣廳側よりは落合内務部長秦蠶系課長大谷宮廷係長及蠶系課田中屬右野高橋各技師外蠶系課員數名列席し、左記次第に依り嚴肅に式を終りたり。當日小幡知事より傳達したる御下賜金品に對する傳達書及本縣より七寶花瓶と共に贈呈したる謝狀左の如し。

御下賜金品傳達式並記念品贈呈式次第

昭和大禮愛知縣記念録

一、同入場

敬禮

一、知事御下賜金品傳達

(1) 株式會社三龍社長 田口百三

(2) 同社員 眞奉仕者 一同總代

(3) 營業取締所 岡崎支所 長 鈴木光次郎

二、記念品贈呈

株式會社三龍社長 田口百三

三、知事挨拶

四、答 辭 三龍社長

五、一同敬禮 退場

傳達書

岡崎市上六名町

株式會社 三龍社

一、洋服地

株式會社三龍社長

田口百三

一金壹千圓

三龍社員眞奉仕者一同

右昭和大禮ニ際シ贈服調製ニ關シ盡力不貳故ヲ以テ今般 御下賜相成候ニ付傳達ス

昭和四年二月四日

愛知縣知事正四位勳三等 小幡 豊 治

謝状

岡崎市上六名町

株式會社 三龍社

昭和三年御大禮ニ際シ贈服調製ノ功勞不貳仍テ七寶花瓶壹個ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

昭和四年二月四日

愛知縣知事正四位勳三等 小幡 豊 治

第四節 行在所及非常御立退所

昭和三年十一月十日京都に於て行はせ給ふ即位式並に大嘗祭の御儀に關し昭和三年十月二十七日官報第五百五十三號を以て仰出されたる旨の告示に依り十一月六日名古屋離宮御着七日同離宮御發十一月二十六日同離宮御着廿七日同離宮御發遊ばさるゝことを承る。之より先八月十五日大禮事務宮廷係内事務分擔の制定あり行在所及非常御立退所に關する事項に付ては左記の者任命せられたり。

地方事務官	服部 時之助	愛知縣屬	杉原 信雄
愛知縣屬	岩田 覺市	同	堀島 健市
同	小岩 正一	同	羽澄 政男

依りて各係員は其の責任の頗る重大なるを心に銘し赤誠以て諸般の事務に従事し謹みて奉迎の日を待ち奉りたり。

即ち十一月三日四日兩日に涉り各係員は名古屋離宮に至り、經理係天覽品係と連絡をとり、詰所及其他の設備をなし、縣係員詰所には宮内官詰所に隣れる三十疊敷の室及八疊敷の二室を充てたり。尙之れより先き名古屋離宮は宮中の御都合により、八月十五日限り當分拜觀差許されざるに付、本縣は學務部長の名により八月十七日教第五四一七號通牒を以て縣下各市町村長各學校長宛通牒せり。

行在所の設備として生花及盛花並に菊花の盆栽を天覽に供する計畫を樹て、行幸主務官並に離宮内高橋皇宮警部とも打合せの上、行幸の際には御座所に岡島榮七より奉る生花を、縣下物産天覽品室には小島泰次郎よりの盛花一瓶及名古屋市内和風會よりの生花二瓶を、又名古屋市内秋香會及浪越會よりは菊花の盆栽各十鉢宛を御廊下に配置して天覽に供し奉る事とし、右生花及盛花奉獻に奉仕す可き左記の者に付ては、身許調査を警務係長に健康状態を衛生係長へ照會調査せる處、孰れも不都合の廉なき趣回答を得たるを以て豫定の通施行せしめたり。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 名古屋市中區門前町四丁目六十三番地 | △野々村徳次郎(生花奉獻者) |
| 全 市南區熱田新宮坂二番地 | △野村仙太郎(全 上) |
| 全 市中區門前町一丁目二十二番地 | △棚橋孝(漬付添補助者) |
| 全 市西區上長者町二丁目四番地 | △淺野伊兵衛(全 上) |
| 全 市中區御器所町菱池五十一番地 | △渡邊兼太郎(全 上) |
| 全 市中區白川町四丁目四番地 | △水野松太郎(全 上) |
| 全 市東區大曾根町七十六番地 | 岡島榮七(生花奉獻者) |
| 全 市東區久屋町五丁目四番地 | 小島泰次郎(全 上) |

△印ハ和風會員ナリ

次に當係に於て使用する自動車に付ては、左記の通保安課へ申込み、豫定通配當を受け使用したり。

月日	數	量	時間	數	備	考
十一月六日	一	一		九	正午ヨリ午後九時マデ	
全 七 日				九	午前八時ヨリ午後五時迄	
全 二 六 日				二	午前九時三十分ヨリ午後九時三十分マデ	
全 二 七 日				二	午前四時ヨリ午後四時マデ	
計				二二		

其の他湯は宮内省湯茶供給所より供給を受くることとし、小使給仕に付ては左記の通使用するにせり。

月日	小使	給仕	備	考
十一月五日	半人	一人		
全 六 日	一	一		
全 七 日	一	一		
全 二 六 日	一	一		
全 二 七 日	二、五	四	小使ハ徹夜使用ス	
計				

十一月六日 行幸當日は各係員とも午前八時迄に離宮内縣官詰所に集合各自其部署につきたるに、同八時三十分宮内屬金崎益枝氏より、「陛下は御豫定の通東京を御出發あらせられたり」との通知を受けた

而してを以て直に此旨知事に報告すると共に、各係員は一層緊張裡に各其の部署につきたり、陛下の奉迎に付ては、縣官詰所にある各係も責任者一名を残し、其の他の者はフロック又はモーニング着用の方に限り、宮内官指定の場所に於て奉迎することゝなれり。

十一月六日縣官詰所に於て宿直をなせるもの左の如し。

地方事務官	服部時之助	愛知縣屬	岩田覺市
愛知縣屬	小岩正一	全	堀島健一

御還幸に際しては海部郡津島町大字津島鈴木ふみ及名古屋市内和風會東區往還町二十六番地八尾秀彌をして生花を奉献せしめ菊花の盆栽は前回同様秋香會及浪越會より各十鉢宛を陳列せしめたり。十一月二十六日の宿直は前回の人員に縣屬羽澄政男を加へたり。

非常御立退所は名古屋借行社に定められたるも、係員の配置諸設備は之を爲さず臨機の措置を採ることとせり。

第五節 天機奉伺並御機嫌奉伺

天機奉伺並御機嫌奉伺に付ては、大禮行幸主務官並内務大臣秘書官よりの通牒に依り、左の如く縣公報を以て一般に告示せり。然して之に依り奉伺者數左の如し。

十一月六日、一六九三名 内外國人一名
十一月二十六日、一二四三名

告示第七百七號

天皇 皇后兩陛下京都ニ行幸行啓並東京ニ還幸還啓ノ御途次名古屋離宮ニ御駐紮被爲在ニ付天機奉伺並御機嫌奉伺ノ爲左記資格者ハ何候者心得承知ノ上名古屋離宮ヘ伺候スヘシ

昭和三年十一月二日

愛知縣知事 小幡 豊 治

記

資 格 者

- (一) 宮中席次ヲ有スル者
- (二) 神佛各宗派管長
- (三) 門跡寺院及御由緒寺院ノ住職
- (四) 學位ヲ有スル者
- (五) 本縣下ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
 - 一 縣會議長、副議長、議員
 - 二 市長、助役、局長、局長ニ相當スル部長ヲ含ム
 - 三 市會議長、副議長、議員
 - 四 地方森林會議員
 - 五 法令ノ定ムル各種委員會ノ委員
 - 六 官衙長
 - 七 町村長
 - 八 町村組合長
 - 九 官公私立學校長
 - 一〇 商工會議所會頭、副會頭、議員
 - 一一 縣都市町村農會會長
 - 一二 縣都市町村教育會長
 - 一三 縣都市町村青年團及處女會ノ長

- 一四 縣市町村在郷軍人分會長 一五 消防組頭
 - 一六 縣社及郷社ノ社司 一七 縣立感化院長
 - 一八 水産會長、山林會長、重要物産同業組合聯合會長、畜産組合聯合會長、漁業組合聯合會長
 - 一九 辯護士會長 二〇 縣市醫師會長、同齒科醫師會長、同藥劑師會長
 - 二一 宮内大臣ヨリ選奨セラレタル社會事業功勞者
 - 二二 内務大臣ヨリ選奨セラレタル市町村吏員
 - 二三 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ獎勵金又ハ助成金ヲ下附セラレタル社會事業團體ノ代表者
 - 二四 産業組合中央會ヨリ特別表彰ニ係ル産業功勞者
 - 二五 褒常受領者 二六 内務大臣ヨリ警察官吏及消防官吏功勞賞ヲ附與セラレタル者
 - 二七 内務大臣ヨリ選奨セラレタル地方改良功勞者及衛生功勞者團體ナルトキハ其ノ代表者
 - 二八 文部大臣ヨリ選奨セラレタル學校職員及教育功勞者
 - 二九 主務大臣ヨリ選奨セラレタル實業功勞者
 - 三〇 名古屋市ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
 - 一村社ノ上席社掌 二 衛生組合長 三名古屋市各區長
 - 三一 七宮中席次第三階以上ノ者ノ夫人
- 伺候者心得
- 一 服裝ハ通常服フロックコート、ツイジテングドレス又袴袴服制アル者ハ之ニ相當スル制限神佛各宗派ノ管長及住職ハ之ニ相當スル服トス

但シモーニングコート、黒紋付、羽織袴、白襟紋付又ハ之ニ相當スル僧服ニテモ妨ナシ

一、伺候日時

十一月 六日 自午後五時三十分至午後七時
十一月 二十六日 自午後四時至午後六時

一、伺候ノ節ハ市内西區南外堀町本町御門前縣出張所ニ於テ御門鑑ヲ受取り名古屋離宮ニテ係員ニ資格ヲ明記シタル名刺ヲ差出シ御帳面ニ資格氏名ヲ認メ退出ノコト

一、代理者ハ伺候スルコトヲ得ス

拜謁に付ては十一月六日内務大臣秘書官より「イ」行在所に於ては一般有資格者拜謁無し、「ロ」途中御停車驛に於ては拜謁無しとの通牒ありたり。

第六節 德音優典

芽出度き即位禮當日には德音類に下り、恩露を沛きて老を養ひ、窮を賑はし、鬼神には社格昇進功德には贈位叙勳固圀の中に宛托なく天か下無辜の民なし、以下此の聖代の盛事を録せん。

第一款 德行者及功勞者

第一項 贈位

御登極の當日位階追陞又は贈位の恩典に霑ひし古今の忠臣烈士前哲先儒多數に上り、本縣にありて之

等天恩の枯骨に及べるもの左記故從四位下蜂須賀正勝以下數氏なり而して其事蹟につきては既に業に世間悉知の事にして詳細に茲に録するの要なけれども其略歴につき典據を瞭かにして之を記述し大方の参考にせんとす。

贈從三位 故從四位下 蜂須賀正勝

特旨を以て位記を贈らる 津金文左衛門

贈正五位 故 人見彌右衛門

特旨を以て位記を贈らる 堀尾茂助

同 故 伊豫田與八郎

贈從五位 故 江崎善左衛門

特旨を以て位記を贈らる 加藤民吉

同 故 同

同 故 同

同 故 同

右の内蜂須賀正勝は木縣の出身なるも遺族東京に在住の爲め彼の地に於て處理されたり又今回從三位を賜はれる柴田勝家も尾張の人の説あるも茲に省略せり然して昭和四年一月十四日本縣正廳に於て位記の傳達式舉行せられたり。

故峰須賀彦右衛門尉正勝初め小六と呼び後彦右衛門と云ふ既右位階勳等從四位下修理大夫大永六年尾張蜂須賀村に生る。

事蹟 蜂須賀正勝は尾張の人姓は源氏足利高經の後なり曾祖父正永祖父正則藏人と稱す海東郡蜂須賀村現在海部郡美和村大字蜂須賀に住し因て族稱と爲す父は正利字は小六尾張守護斯波氏の麾下にありて世々蜂須賀一百貫の地を食む正勝は幼少の頃小六と呼び後彦右衛門と稱し初め犬山城主織田信清に屬す或時信清兵を他國に出せしに國人隙を伺つて兵を起し犬山城を拔く信清國に歸るに及び諸士鳩首前後の策を畫す此時正勝奮然として起ち策を決し直に攻めて再び城を復したり又同族岩倉城主織田信賢に屬する時國人叛きて岩倉を襲ふ正勝出て力戰奮闘多數の首級を得たり後去つて美濃に赴き齋藤道三に仕ふ道三其子義龍と隙あり屢々交戦す或る時正勝敵地に突進首級二を得て偉勳を建てたり永録の初年織田信長に仕ふ同年桶狭間の戦端開かるゝや正勝力戰數合一騎を斬り一人を虜とせる事世間悉知の事實なり永録七年信長齋藤龍興と美濃稲葉山に戦ふに及び正勝軍に從て功あり九年秋信長木曾川塞守を難す衆對ふるものなし依て密かに秀吉と審議す秀吉曰く斯かる事に衆人を勞するの必要なし藤井利科野原小幡守山根上等土豪をして之れを守らしよめよ臣不肖と云へども之れが統帥の任に當らんと信長悦んで之れを許し隨を授く依て秀吉土豪一千二百餘人を招集し正勝等十人を擇んで之を隊長となす元龜元年秀吉に從つて手筒山を攻め首級を得是年四月金崎城下る秀吉及木村重茲生駒親正前野長康加藤光泰之を守る變起るに及んで軍を旋すや正勝秀吉に從ひ殿を爲す而して後軍旅ある毎に秀吉に屬して功有り六月横山の戦に敵首を獲元龜二年長島の戦に力闘して功有り弟正元之に死す天正元年秀吉封を長濱に受くるや正勝に授くるに勢州長島を以てす三年大阪櫻岸に從戦し帥敗績すれども特に正勝は駐りて戦ふ信長感賞して有紋の革外袍を賜ふ家人中村二郎右衛門亦首級を得しかば秀吉感賞を授け食祿百石を加ふ信長亦章彩を賜ふ四年秀吉別所氏と播磨に戦ふや正勝微兵を率いて敵百餘を撃ち功を建つ倫ぶもの無し賞して食邑五千石を加ふ七年南條元續羽衣石の城を守り吉川元春の圍む所となり頼瑞く秀吉之が後援を爲さんとするに道路梗塞す正勝の子家政時に年二十二を城に運輸す又谷衛好を播磨に扶け別所氏の族二百餘人を撃つ或時京師に在りて火の幕府に起るに會ふや或は叛く者有らむかを疑ひ赴き鎮むる者なし正勝奔走遂に之を滅す大將軍義昭賞して章褕を賜ひ且桐の記號を

聽す、正勝秀吉を憚り特に柏草を用ふ、信長蜂須賀の田及三洲の郷を賜ふ、九年秀吉播州龍野城を正勝に與ふ、十一年賤嶽の軍に従ひ、丹波河内の田五千石を加賜せらる。

十三年正勝家政羽柴秀長に従ひ四國を征伐す、讃岐を歴伊豫を徇へ軍平きて凱旋し、從五位下に叙し修理大夫に任ぜらる、特に賞揚すべき事蹟は、秀吉信長の奉行として永祿十一年十月以來京都を鎮し朝廷を守護し公家諸寺諸社の所領等を復舊するに當り、秀吉に代りて其事務の要衝に當り決定する處多く、又京都相國寺、領松尾神社等の寺社領は正勝の計らひとして復舊し、然して混亂せる時に當り京都の民政に盡したる点鈔からず、播磨龍野六萬石に封ぜらるゝに及びても亦民政の功績多かりし事等なりとす、十四年五月卒す、年六十一、法名を真嚴淨張と稱し福聚寺と號す。

天正十四年五月廿二日薨す。

遺族 東京市芝區三田綱町九 蜂須賀正紹

參考資料 野史、阿陽忠功傳、蜂須賀家肥前須賀家譜、太閤記、豊臣秀吉譜、毛利家古文書、小早川家古文書、畠田家古文書、相國寺光源院文書、松尾神社東文書、寛政重修諸家譜

故津金胤臣字子隣通稱文左衛門關州又は歡齋と號す、既有位階勳等無し

享保十二年九月九日生

事蹟 家世々尾州藩士にして、寛保二年十月家祿を襲きて御馬廻組となり、翌三年擢でられて藩主徳川宗睦の世子治休の小姓となる小にして學を好み始須賀精齋の門に遊ぶ、精齋歿して後子亮齋に就いて業を受く人となり廉潔にして英敏亮齋嘗て之を評して懐然峭直の風ありといへり、諸種の武技に練熟して免許狀を得るもの若干、又和歌を冷泉家に學びて歌集一卷今に存す、寶曆十三年金方御納戸となり、翌明和元年勘定奉行に轉し、尋て元方に遷り、安永六年御先手物頭、寛政元年錦織奉行等の職を歴て、同三年熱田奉行に轉し、船奉行を兼ね、當時藩制御間組といふものありて凶荒の備となししが其

年々の蓄積僅少にして累次の水旱飢饉を救ふに足らず、窮民の四境に流散するもの多し、胤臣之を憂へて寛政の初建議して綿布役と唱へ、婦女の課役の意味にて領内の女子十四歳より六十歳に至るものより少分の役銀を徴收し、之を貯へて飢饉水旱は勿論、平年と云へども細民の病難、火災に際し困窮の事情に應じて頒與へむことを乞ひ、實民手前にては平年に少しづゝ上え納置、凶年に約被下候はば畢竟自身の儲一時に遣候同様に相當中以上の百姓は御救に不關候へ共納置候金子御救被出候へば自然村里扶助の信義にも相叶、一には小民結社積錢之法にも相叶候様、奉存候といへり、議行はれて綿布役の賦税を見るに至る、又寛政四年藩の當路者米札を發行して財政の窮乏を救はんことを諭き、胤臣書を上りて其非政たるを論じ、正金銀は皆藩領の外に流出する、或は領内富豪の家に停滯して、遂に正金紙幣に差を生じて融通上の便宜を獻き、自ら物價の騰貴を來し、細民をして愈々困窮に陥らしめ、延いて民間敦厚の風の頹るに至るべきことを明示して之を諫告せしが、諫用ひられず、遂に米札の發行を見る、而して其結果は胤臣先に論せし所の如し、以て胤臣の民政家經世家として非凡の才識を有せしことを知るべし、次て熱田奉行の職を奉するに及び斯の卓識を以て意を民政に用ひしかば、治績大に舉り、邑民皆其德に服す、寛政十二年七月始めて濱海に墾田し、日夜勤勉、翌享和元年正月功を竣る、乃各村の民を募りて移住せしめ、地處を劃して之に與へ耕作に従はしむ、藩主其功を賞して馬一頭を賜ふ、現今の熱田前新田即ち是にして、實に熱田海岸新田の嚆矢たり、胤臣嘗て此地を巡同して農耕開拓の績を視る、偶一田圃の耕作頗る拙劣なり、之を里正に問ふて、これと春日井郡瀬戸村に蘆業を營める加藤吉右衛門及子民吉の地なるを知る、當時藩制瀬戸村の墾敷を定めて長子一人のみ父祖の業を營むを許して、皆他に業を轉せしむ、これを以て吉左衛門等蘆業を廢めてこの地に來りしなり、胤臣其情を憐みて、兩人を旅舎に招きて自ら學へる所の南京焼の製法を傳授し、米鹽を給し資金を與へて、益研鑽を積ましむ、後漸くにして製品全く南京焼に類似するを得たりしを以て、熱田前新田の古堤に新に蘆を築き、陶土を知多郡より採りて、盛に其業を營ましめ、之を新製染付焼と唱ふ、製品は盃、小皿、箸立等を主とし、瀬戸赤津の舊來諸蘆を壓倒するに至れり、後瀬戸村民の懇願に依りて、蘆を熱田より瀬戸に移す、同年十二月病に罹り十九日家に歿す、年七十五、名古屋市内大光院に葬る。

享和元年十二月十九日病死

遺族 中區南伊勢町二丁目七番地 津金胤恒

參考資料 地方雜書天保會記尾張産業資料神農尾張名家誌

故人見璣邑既有位階勳等無

享保十四年十月廿四日生

事蹟 人見璣邑名は柔字は子魚又は叔魚璣邑璣は小玉なり子魚始め米地を兒玉村に購ふ因て以て號さなすと云ふ又竹山と號す幼稱大六或は五郎助長して彌右衛門と稱す致仕して璣邑と云ふ幕府の講官人見靖安名は活字は實承或は行或は知存雲江或は白峰と號す寶曆九年卒すの次子なり母は岡本氏享保十四年十月二十四日江戸四谷に生る叔父貞安名は湛字は中郷一字美雅問齊と號す通稱五郎左衛門尾張に仕へ年五十にして宗春宗勝に仕へ世子宗睦の少傅侍讀となり後小納戸の事を穿る寶曆三年九月二日卒す年六十九無きに因りて璣邑を養ひて嗣となす璣邑天資敏捷端莊清慎學を好み最も經濟に通ず少にして宗睦の近侍となり次て世子治休の少將に擢てられ侍讀を兼れ潛龍論を著し人を用ふるの道を陳へて以て獻す世子過失あらば則ち直に之を諫め義苟も合はず左右或は警毀する者あるも省みず世子嘗て印籠を愛する所あり常に腰間を離さず一日釋いて侍臣に謂つて曰く此を以て汝に與ふと某將に拜受せんすと世子曰く是れ戲言のみぞ璣邑側に入りて進んで曰く臣聞く人君は戲言なしと乃ち取つて與ふ爾後世子復た戲言せず寶曆十年小納戸となり累進して先手物頭殿砲頭に遷る又擢てられて用人と爲り幣を監し利を興し吝を抑へ儉を示し寡ら教化を尙ひ身を以て衆に先し封内大いに治まる是頃安達莊内の二水度々決溢し民大いに苦しむ璣邑則ち命を奉り疏懇分流以て之を治す今に至るも民之に頼ると云ふ次て明倫堂を興し細井平州と力を戮せて學規を定む尋いて勘定奉行を兼ねるや命を承けて農政を改革し直を擧げ枉を銷し代官の衙を各郡に置き吏をして親撫せしめ且告ぐる無きもの、疾苦を恤問せしむ

凡そ爲す所に一に清心を以て要と爲す平生塵衣淡飯己を律して人に示し職に當りて強毅令行はれ風靡す天明甲辰年大に饑う璣邑乃ち村内を巡視し力を盡して救恤す死を免るもの甚だ夥し明年大いに稔るや宗睦喜ひ周く農夫を賞し特に黃金時服を璣邑に賜ふ幾もなくして病を以て職を辭す時に天明五年十二月なり月俸を賜ひて養老の資と爲す居ること四年再び起つて源白世子の傅と爲りしが善公輔佐二年にして致仕し優渥歳を卒ふ寛政九年二月二日(名家誌に三日とあり今墓碑文に従ふ卒す享年六十九現在中區廣路字石佛町なる善昌寺に葬り松谷院殿機外支録居士と諡す著す所張家寶長崎志三輪物語夕煙鮑龍或做勸諭施印藏戊申東下錄詩集文集隨筆雜記等若干卷あり璣邑嘗て長野氏を娶り三子を生む長大陸家を繼ぎ次正敬島澤氏の養子と爲る女水野氏に嫁す璣邑外温にして内毅なり平生儉素を尙ぶ器具衣食苟も其の用に適するに止まる世の華飾自ら喜ぶものを視て將に洗されんとするが如くす坐に狎客なく終ると雖も公延の如し人初め見て以て様となし以て殿にして親しむ可からず爲す久しくして後其忠厚に服す其の言を出すや隨々爾として終坐擇ぶ可きものなし人と約すれば堅きこと金石の如し事に當りて謀を出し義に據りて決す確乎として抜くべからず江戸の近藤正齋泰滄派を介して書を璣邑に贈る璣邑其の書を視て滄派に謂つて曰く正齋は其死を得ざるものなり子歎交する勿れと後正齋獄に下つて死す聞くもの皆其先見に驚嘆す或人相語つて曰く人見は能く人を見ると天明五年正月北郊火を失し里餘に延燒す司農の屬吏が宅も亦災に罹るもの凡そ十八戸璣邑即日戸毎に席十具白米一斗を贈り以て之を慰恤す人曰く君子の儉を行ふや人を救はんが爲なり小人の儉を行ふや己を利せんが爲なりと嘗て田畝を巡視して某村を過ぐ里正具を供する甚盛なり璣邑之を却けて曰く食腹に充つれば足れり何ぞ此過美の物を用ひんや故らに之を却けて粗飯を求めて之を喫す又巡視して國老成瀬氏の采地を過ぐ成瀬氏も亦出て放鷹し偶々一處に會す璣邑則ち村民を召し面り其平生方向の違ふを質す成瀬氏感愧して言なくして止むと此時璣邑御國奉行たり新に拜せし同職者あり官に居る方を問ふ璣邑答へて曰く物に方り謀を出さざるべからず其餘の臨機應變は則其人に在り且つ省中に選留して屬吏の類を爲すこと莫れ但し國老の意を希はすして可なりと璣邑國君の舉錯する所に於て啓せんと欲する所あれば未だ嘗

て其の言を直くして叩いて堪さずんばあらず國君も亦能く其の言を納る、而して人をして我君の側に斯人なくんば之を如何と曰はしむるに至る、而かも清直慕欲阿從する所なし、藩主宗時嘗て寢覺の庭園を毀たんとす、小納戸赤林某曰く此庭園は瑞龍(光友)が好事の爲に經營する所にあらす、君が居所水に乏しきを以て若し一朝事あらば庭外より急遽運水に時を費すべし、故に直ちに園中の池水を利用するを便とす、巨岩大石皆之れ城中の備品なり共に毀つべからずと、宗時曰く、曠邑には心を勞する事多きも亦益する所多し、彼が平生の苦言汝が云ふ所に合すと、乃ち庭園破壊の説を止めたりと云ふ、此事を以ても曠邑の人物を想見するに足るべし、横井千秋本居宣長の古事記傳を宗時に獻せんとす、曠邑拒みて許さず、横井千秋奏鼎を経て聞く請ふ、曠邑即ち巻頭に此書古訓の研鑽頗る密を極むと雖も、此趣旨を妄信せば政事を毒する少からざるを以て其意を以て高聲あるべしと書して獻せしめたりと、以て曠邑の見識を察知すべし。

寛政九年二月二日 病死

遺族 名古屋市東區上野杉ノ町一丁目一番地 人見景福

参考資料 名古屋人物史料尾張名家誌人見府君紀德碑文尾藩老談録人見垂文章士淋沂御決草雄圖漫録天保會記棟園叢書自述園集

故堀尾茂助 諱義康 既有位階勳等無

文政拾貳年參月拾八日生

事蹟 茂助幼にして非凡、年甫十二歳其の父を失ひ爾來母に仕へて孝道厚し、郷閭其の善行を譽めて感嘆せざる者なし、長じて習雲の志を持ち村儒鍾田基緒の門に入り、經史を學び詩文を問ふ、茂助博覽強記にして衆生に擢んで解頤頭角を露はせり、其師是に於て將來を囑望し其識見に服せり、又小林宣泰に就き皇典を講習し、好んで國風を詠じ情懷を暢ぶ、且つ袖沼義春に就き劍道を學び未だ幾も無く其美義を極めたり、茂助容貌魁偉にして天資豪邁、度量至つて寛厚にして清濁併

せ吞む、而して何等他の嗜好あることなし、苟も餘暇あらば書史を誦き、好んで古今の興敗利鈍の據る所を究む、常に武技を演じ且夕講習して倦むことなし、傍ら郷黨の子弟を導くに晴耕雨讀の法を以てし、獎勵甚だ努め誘掖至つて忠實なり、因つて近郷附近子弟の之が感化を蒙り文武の道を志すもの續出するに至る、茂助居常人に談するに口を開けば必ず勤王の事を以てし、事を談すれば必ず其意愛國にあり、聞くもの其の忠勇義節の志士たるを感ぜざるもの無かりきと云ふ、茂助風に忠君愛國の大志を抱ける此の如し、王政維新に方り尾張藩の志士田中不二麿、津宣光等と相交遊し、既に連りに王事に勤めんと欲し、爲に演武場を開き地方の壯丁を集めて武技を演ずるに其の入門を乞ふ者五百余人、是に於て藩侯に請ひ一隊を編成し、義勇軍を組織して一臂を國事に挿げんとす、其藩侯に告ぐるや情を以てし上書屢次して止まず、藩主其志を嘉し遂に之れが組織を許すに至る、茂助乃ち大に喜び立所に一隊を編み名けて忠烈隊といひ其の司令使となる、後藩命あり茂助をして専ら地方行政の事に與らしむるにより復司令使の事を勤むるを得ず、是時に方り弟義秀既に武藝熟達の城に達し、文事又其の修養を積めるを以て請ひて全隊司令使の職を之れに譲り、而して東方總管所水野村所在總管岡宮氏に屬せしめたり、是より茂助一念専心郷土の自治及び産業の發達に貢獻し、就中農業振興のためには身心を勞し、身親ら衆に先んじ朝には星を載き夕には月を踏み、桔槔勸勤辛苦の狀誠に人をして哀れましめたり、故を以て村里精勵の風を呈し、勸農互に相樂み、一事怨言なきを致さしむ、これ主として茂助の感化移風に因るものなり、茂助人と爲り担懐宏量更に邊幅を飾らず身を奉する至つて勤儉、能く家を治め其慈其悲より人の困窮を救ひ難事を助く、古語に所謂赤心を人の腹中に寄するもの是なり、而して且氣概昂然意氣頗る溢る、凡そ公事に當つては未だ曾て一箇の私を省みず、勇往邁進私資を捐て一身を犠牲に供し、世益公利を遂げざれば止まざるの風あり、故に當世の人は更なり、今に至るも其の遺風を慕ひ其の人を爲りを景慕するもの比々として皆然り。

一、皇室國家に對し精忠を抽てたるもの、弘化元年十六歳にして里長となり、公平無私其處分宜しきを得て民心悅服し、爲に鄉村些の事故なく、村民大いに其の治績の均霑を喜ぶ事、藩主の聞に達し、全二年五月藩侯大いに之を賞せり、茂助年十

八諸事漸く成熟し徳望亦漸く高し、獨り一郷の民之れを刮目するのみに非ず、延て郡内の民傳へ聞きて其の風采を慕ふもの甚だ多かりしなり時に本郡の地美濃に境し村民互に利害を主張して訟事を好み或は徒らに強を誇り弱を凌ぎ其の底止する所を知らず藩宰乃ち茂助の徳望識見あるを認め召して之れが訟評裁決の事に任ぜしむ是に於て茂助東西に馳驅し利害の分を究め理非の生ずる所を明かにし抗強を抑へ屈弱を扶け裁斷明決處置誠に事宜に適し亂因忽ちに止み擾民互に悔悟す藩侯其の明敏を賞し家格を進め帯刀を許すに至る蓋し此の如きは當世誠に稀有のこととて四方其の榮譽を喧傳したりきと云ふ是より以來郡民の訟評ある毎に藩命あり必ず茂助をして之が裁決調停の衝に當らしむ凡そ茂助の紛紜事理を決したる前後三百余件に上る此時茂助總庄屋の職にあり上君徳を宣揚し下民情を伸暢し治績頗る頌すべきものあり。

嘉永六年外船我近海に出没し世情騷然人心安んぜず即ち近海の諸侯よつて戒嚴を布くや尾張藩亦邊を戒む是時藩命茂助をして人馬調達の事を幹施せしむ安政二年特に家格を進めらる而して全五年藩侯茂助に委するに軍資賦納の事を以てす茂助關戸氏と共に戮力協心能く其の任を全うし尋て藩侯の賞する所たり後愛知郡高針本地地方の諸村擾亂治む可らず將に變を生せんさす藩宰急に總庄屋茂助に命じ之れが鎮定に努めしむ其の發するに臨み藩宰謂ふて曰く聞く村民蜂起或は竹槍群を爲すと今汝單身之に赴く危殆之れに過ぐるなし幸に兵を率ゐて行け茂助辭して曰く衆心を定むる一に訓諭にあり兵を用ゆるは却つて事に害あり我れ一人往かん遂に單身紛亂の境に入り兩者の間に奔走し或は理を諭し或は情誼の存する所を説き努めて温言柔和に基き終始德化を以て事を處す流石の紛擾も遂に氷解し互に恨を解き和氣を帯ふるに至る平定の功調停の績一に茂助の道德にあり當時茂助を知ると識らざると世間一齊之れを頌譽せりと云ふ。

元治元年軍資金を獻じ藩侯の賞賜あり時に朝廷詔して征長の師を起し尾張藩主徳川慶勝を征討都督となすに及び茂助藩命を奉じ部下百三十餘村の役夫五百餘人を率ひて軍に従ひ安藝國に至り更に全藩役夫總給役となり或は運搬に或は使役に或は人事に夙夜勤勞して席温むるに遑あらず亦誠一片奉公の念益々盛んにして心中私かに死して後止むの暇ありき後其事止んで國に歸るや藩侯遣般茂助の功勞を多とし特に酒杯及び絹帛を賜ひ且つ謁を許し篤く之れを慰撫褒賞せられたり文久元年十月和宮内親王の將軍徳川家茂に御降嫁あらせ給ひ中山道を御通過あらせ給ふや茂助命を蒙り警護の人馬を率る信濃研宮の越及び奈良井地方に到る迄奉送し列後に従ふ道途諸車の用達及び警備の任に方り馬旋頗る努め臣節を盡したるの故を以て後賞賜あり。

慶應三年地方大に饑饉するや茂助乃ち金穀を散し四境の窮民を救ふ苦民頼て以て治を得る者頗る多し是れ茂助生來熱心の厚きによると雖も亦以て其家業封の富を有すればなり明治維新に際し勤王佐幕の徒天下に横行し物情騷然人心惶々たり地方民心の動搖驚懼め知る可らず郷村自ら徒黨をなし動もすれば應變の舉あらんさす茂助即ち大に憂ひ輕舉妄動を戒め亂兆を未然に防ぐ。

明治五年舊藩侯徳川慶勝東京貴族となり其の名古屋を發するに臨み書を茂助に贈り茂助が多年の功勞を賞し其の盡瘁を謝し併せて物を賜ひ之れを表彰すかくて廢藩置縣の後屢々職を轉し郡民を善導撫育するに力めしが明治五年戶籍編制の令出づるや第百十七區戶長となり尋て全六年第三大區權區長となり郡政に貢獻する處多し明治九年改租令の出づるや選ばれて春日井郡議員となり尋て其の議長となり夜々法を奉じて事に従ひ衆議を定めて地價を詮評す十一年其職を辭す時に官廳制規に依らず租額によりて公課を賦す之れを舊額に比するに其租大に増加せり是を以て郡中諸村物議を醸し鼎沸し輿論區々として其生を聊んぜず茂助即ち選ばれて總代となり愛知縣廳に稟訴すれども省みられず衆民愈々激昂し遂に進んで内務省及び地租改正局に稟訴せんことを請ふ茂助之れに應じ奔走せり

明治十三年愛知縣廳に出仕の命あり茂助固辭すれども免されず故に出でて十六等出仕となる此年六月聖駕巡幸の御事あり茂助乃ち選ばれて御用係となり沿道諸般の設備及奉迎の事務に奉仕し甚だ努む後官職により勸業の事に任じ又租税の事務に關して屢々上京を命ぜられ本省に出で能く其の職責を果したり。

明治十四年三月東春日井郡長に任ぜらる。茂助再三固辭すれども許されず遂に意を決して郡長となり爾來銳意郡治を圖り利用厚生を講じ専ら地方行政の爲め盡瘁せらるも天藉すに壽を以てせず惜哉幾多經綸を抱きて郡長奉職中に病歿せり此地在職中茂助の郡治民政に功勞ある處枚擧に遑あらず歿するの日全郡の民流涕恫情して考妣を哀ふが如くなりしと謂ふ茂助の將に易養せんとするや家族を集め遺言すらく生は寄にして死は歸なり之れを天數と云ふ豈惜むに足らんや汝等身を修め家を齊へ以て人と休戚を共にし苟も驕奢の心を持つること勿れ慎みて我が遺訓を守つて愈ること勿れと言畢て歿す茂助居常人に語て曰く凡そ人と交はるに信義を以てし用を節して人を愛し入つては孝順の子弟となり出でては忠貞の臣となるべしと又自ら此語を壁間に掛けて座右の銘となす茂助祖先以來累世農氓に墮るゝ雖も其先は高市親王より出て世々地方の豪族となり地方の白眉と目せられ半耳を握るや年久しされば自ら其分を守り稼穡に親しみ傍ら荒業を開き水利を運らし遺利を講じて憚む事なし明治十九年四月茂助の病歿するや超へて同二十年四月茂助生前に其の恩澤を蒙り且つ其人となりを追慕せるもの相謀り碑を建て之れを不朽に傳ふ。

一、殖産興業の爲盡瘁したるもの、文久三年藩命を受け味疏川(庄内川の別名)通船事務を監し又高貝井堰舊高ヶ井用水と云ふを監し地方交通運輸及び灌溉の便に關する諸般の設備に苦辛艱難したること甚だ多し茂助の才常に産業土木に長ず明治十四年東春日井郡長となるや當時地租改正動亂の後を襲け人心定まらず地方民官を恨み天に嘆きて荒怠す故に産業土木等の施設は措て間はず地方村落の狀況將に積弊をなさんす茂助職に臨むや先づ教育の道を講じ衆心の歸一を圖り學校の閉鎖を開き盛に子弟就學の急務を促し又勸業土木の道廢れて失墜振はざるを慨き乃ち奮然斷起し日夜東奔西走廢食を忘れ或は道路を修め水路を開き或は溜池を築き灌溉に便じ又農談會種子交換會を開きて盛に殖産興業の道を奨励せり後年地方農村の開発農民生活の進化を來たせるもの主として茂助の素因を爲せるもの其の遠きにあるを知るべきなり。

時に郡内新木津用水は古來地方灌溉の最一たりしが其の末流五ヶ村に於ける水路狹隘にして常に其患は旱乾にあり

村

民等久しく大慍をなせり茂助即ち屢々國貞縣令に之れが處置を建言す縣令大に之れを諒み土木課長黒川治憲に命じて水路改修を計畫し狀を具して茂助に圖る茂助大に喜び又村民に諭せば五ヶ村民之れに應じて四千余金を醸し先づ木曾川取入口たる木津の閘門を改修し尋で水路を擴張せんとす是に於て村民議を起し工費負擔の巨額を憂ひ甲論乙駁容易に決せず茂助之れを聞き慨然自ら出でて民衆に會し將來利害得喪のある所を示し年々收穫當らず子孫不幸の存する所を懇諭す是に於て村民解悟悅服し茂助の理言を長大の計となす茂助官に請ひ更に其工を起し二年にして此の大工事を卒ふ延長數里丹羽東西春日井三郡に跨り架橋六十大小閘門九十有八川底廣さ三十六尺之れを舊に比すれば其の三分の二を増す築堤高さ六尺其舊に比すれば倍す流水濘々蜿蜒として青田の間を縫ふ灌排其度に適し水量常に人の自由に任す青秧綠苗天碧に照映し豊穰鼓腹今世に遺澤す今人青田に對し遙かに渺茫を望み更に茂助が故事を顧みる時無限の耕地に無際の遺功を認めらるされど彼の起工に際しては初め沿岸の村落諸民或は其の擴張の爲めに田圃を壞たれんことを憂ひ或は家宅の移轉を懼り郡情惻然哀訴又強訴物議に續ぐに物議を以てす茂助乃ち縣官と相伍し與に廢食を忘れて百方開論に勉め強ひて之れが安定を計る民心頼て以て安んじ終に其工を竣るに至る新木津用水改修の事たる獨り五ヶ村の水利を得たるのみならず延て地方荒蕪瘠薄の田に至るまで皆餘潤灌溉の便を得て數十ヶ村の耕地爲めに其の傍利を博し又當世山林原野の新開を見る三百餘町歩年々歳々新開を増加し今や其灌溉全面積二千八百八十五町歩餘に達せり。

明治十九年四月二十日 病死

遺族 名古屋市中區御器所町字北丸屋 堀尾茂助

參考資料 尾三人士言行錄堀尾茂助義康傳東春日井郡誌其他

伊豫田眞八郎

既有位階勳等なし

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

文政五年四月八日生

本蹟 文政五年四月八日三河國碧海郡款部村に生る幼より親戚伊豫田喜右工門の養ふ所となり其妻ことの手に鞠育せらる長じて大里正の職を襲ぎ岡崎藩主の命を被り其の領地一萬石の采邑を管理す時に嘉永元年にして與八郎年二十八なり明治初年其職を廢せられ尋て碧海郡長に任じ明治五年額田縣地券係を兼り翌年之を辭す。
是より先文化の末年松平作左衛門の領地碧海郡和泉村現今明治村大字和泉に都築彌四郎なるものあり農商を營み性質著實にして資産あり郡内用水乏しく旱害の多きを觀之を憂へて矢作川の上流西加茂郡越戸村現今猿投村越戸より新渠を開鑿し矢作川を分水して之を西南に疎通するに於ては從來旱害に苦しむ地方を救ふと共に溜池及山林原野荒蕪地を良田に化し得るが故に其事業の最も適切なるを悟り實地の調査をなすこと數回に及び遂に起工を幕府に申請す幕府即ち文政十年御普請役を遣し地理を検せしむ次で勘定奉行村垣淡路守掛となり天保三年遠州中泉の代官平岡彦兵衛をして更に實地踏査せしめ水路の掘鑿地及山林原野の開鑿地を測量せしむ天保四年調査終了即ち彌四郎の計畫を允許せらる然るに當時封建の制にして各々其領主を異にし村々歩調を一にする能はず動さすれば竹槍旗を以て反抗せんとするが故に鎮撫勸誘に盡力中彌四郎病に罹り家に二萬兩余の負債を殘して九月終に歿す彌四郎死して次男繼く復彌四郎と稱す元來多病にして父の大志を繼承すること能はざるが故に中泉代官平岡熊太郎に出願して水路開鑿を願下げたり依て其後復開鑿の事を云ふものなし嘉永三年三月本郡阿彌陀堂村現今上郷村大字阿彌陀堂の農伊豫田與八郎上野手永組三十三ヶ村の大庄屋役たり是より先隣郡岡崎侯領邑に係る碧海郡栗寺村下村上村馬場村現今上郷村大字樹塚大字上野の四ヶ村此年矢作川の土砂堆積し爲に地形漸く變して常に溜水の排出を阻礙し霖雨の候矢作川溢溢するときは湧水堤内に汎濫して稻田を陥没し患害百出人民の疾苦云ふべからざるを以て栗寺村農伊豫田善兵衛なるもの栗寺村外三ヶ村の村吏に協議し領主に救助を數願せざるも許されず善兵衛屈せず艱難辛苦の結果土地の高低を量り岡郡高濱村現今高濱町大字高濱の海面迄懸水路を開鑿し以て其被害を免がれむと目論見書を作りて領主に請願す當時封建の時代

さて岡崎藩擅に之を開鑿する能はざりき善兵衛居村の慘狀を坐視するに忍びず四ヶ村の村吏と共に與八郎に迫り領主に數願して懸水路開鑿の素志を貫徹せんことす與八郎即ち善兵衛の計畫に基き共に水路豫定線の内檢し不毛の林野を開鑿し又懸水路を疏通して下流の用水となすに於ては一舉兩全利益を起す所莫大なるを思ひ益々規模を擴大して精査し安城村を始とし櫻井村小川村藤井村に互り廣漠たる山林原野を開鑿灌漑せば十萬余石の生産疑なきを認め善兵衛の計畫を改め碧海郡今村上倉池より東に一線に分派し安城赤松現今安城町大字赤松堀内現今櫻井村大字堀内櫻井小川藤井各村に灌漑し矢作川に放出せしめ沿道の山林原野を開拓し舊田の旱害を除き溜池井戸の敷地に變じ栗寺村外三ヶ村の懸水路にて不足を告ぐるときは岡郡渡刈村現今上郷村大字渡刈上の切に枳樋を設置し矢作川を分水し用水を補足せんと計畫し苦心慘澹密に懐侯の領地に入り夜中或は雨天に際して測量を試み終に栗寺村外六ヶ村の同意を得て岡崎領主本多美濃守へ出願するに至れり岡崎藩即ち與八郎を召喚して其の決心の如何を試み其の願意堅固にして成功を期せむとするを看破し奉行牧與七郎代官桶田郷右衛門を本件主任とし事業の進行を熟議せしむるに板倉侯の奉行關清一郎始め領民皆開渠の事を喜ばず與八郎乃ち幕府代官赤阪出張所に訴へ允許を得んとす。
出張所元締阪田芳助安政元年十月實地を査檢し清一郎を召喚して論す所あれ共聽かざるのみならず幕府領熱田新田十六番割新開者にして吉濱村現今高濱村大字吉濱高濱村の地先に新田を築造せる教次郎及孝助をして新渠開鑿に反對せしめ赤阪役所に出訴せしむ。

後池田定次郎坂田に代り元締たり牧與七郎桶田郷右衛門及與八郎の出願により安政三年十月更に地理を檢査せしむ土砂吐出して海灣を淺くし舟行に妨害あるの故を以て知多郡地方より故障を赤阪役所に提出し事遂に許可に至らず。
慶應二年十月幕府勘定役大島康一郎普請役長島新右衛門全井上廉八郎を派して地理を檢せしむ將に之を終りて許否を決せむとするや農民數千連に蜂起して竹鎗法螺を鳴らし要撃して負傷者數名を出す長嶋等僅に身を以て免る又知多郡鳴海の代官諸村の總代を伴ひ來り新渠開鑿は土砂を流出し海面に洲渚を生し通船の便を妨げ漁業を衰微せしめ沿岸

民の糊口を失はしむるの故を以て許可せざらんことを請ふ結局許否を決定せずして大島等江戸に至る明治維新に至り大濱村宇崎ヶ崎現今新川町に岡本兵松なるものあり都築彌四郎の計畫を賞し其の舊圖を襲用して水路を開鑿せんとし爾來京郵政局豊橋裁判所三河縣赤阪伊奈縣足助支廳額田縣岡崎等に懇願する所あり其の後愛知縣となるに及び與八郎兵松の兩人各々開鑿疎水を出願するや縣即ち合併連署して請願せしむ明治六年三月十八日生田參事高原權中屬等をして實地踏査せしむ是より今村分用水の計畫一途となり縣官幾度か其の地に臨み調査實測し力を盡して農民に懇諭する所あり明治九年安場保和縣令となるに及び深く開渠の舉を嘉し縣官吏黒川治憲區長市川一貫をして關係者に懇諭せしむ殊に黒川治憲の工規八十餘條は立案明確用意周到人をして百利ありて一害なき事を了知せしむるに足るものあり郡民是に於て始めて豁然感悟運署して異議なきを表するに至る然れ共其の工費豫算額約八萬圓の巨額に上り到底民力により或は出願人等の離出に依ること能はざるの事情あるを以て金主を求めて投資せしめ四百八十八町歩の溜池敷地及官林を興ふることを許可す茲に於て出願者資金問題につき百方奔走し遂に明治十二年一月十六日開渠許可の指令あり全月工を起し縣官吏荒木謙三濱島豐主任となり黒川治憲之を統轄し翌十三年三月に至り碧海郡今村現今安城町今上倉池に至る迄の工事を竣成するに至れり現今の明治川の本流是なり明治十三年開渠落成したるを以て之が疏通式を舉行し當日松方内務卿を始め朝野の貴顯紳士多く臨場せらる。

明治十六年十月廿七日同士七人と共に特に藍綬褒章を賜ひ其の善行を表彰せらる明治十八年碧海郡今村地内に祠を建つ今の明治川神社是なり與八郎永く其の神職として奉仕す又明治二十三年春尾三の野に始めて陸海軍の大演習を舉行せらるゝに當り特に御召を辱ふし親しく天顏を拜するの光榮を荷へり明治二十八年二月壽を盡して終る享年七十四才なり。

明治二十八年二月二十七日病歿

遺族 明治川神社々掌伊豫田八十吉

參考資料 愛知縣碧海郡安城町役場公簿明治川水普通水利組合備付明治川水沿革誌

故江崎善左衛門 既有位階勳等なし

文祿二年五月五日生

事蹟 江崎善左衛門は三州の浪士天野善左衛門が末葉なり父を與七と云ふ春日井郡小牧に移住して産を興す次子善左衛門才識あり始めて庄屋役を勤め清州城主松平忠吉に屬し其後尾張藩主徳川義直の信任を被り或は鷹野に陪從し或は大坂に出陣す義直偶々獵して其邸に宿す因て寛永二年江崎より獻じたる方四十間の地に館を建て善左衛門をして之を守らしめ月俸四口を給す是より君侯を始め諸家の信益々厚くなれり當時丹羽郡入鹿の地高五百餘石の一村にして北は今井山東は奥入鹿村東南は大山内津村山南はトッ坂西南は二之宮本宮西は尾張富士を以て圍み地低卑今井小木奥入鹿等數多の河水ここに合流し銚子口に於て一條の大川となり安樂寺村を経て羽黒村に至る善左衛門等謂へらく此銚子口を留めて築堤せば約五十萬坪の一大雨池を造るを得て灌漑の便多大なるべしと乃ち寛永五年善左衛門外五名を以て成瀬正虎を介して藩主に建言す義直遊獵の途次親しく其地を視察し築堤の事を決裁す是に於て民家を同郡前原新田奥入鹿又は神尾新田に移し寛永十年工を起す翌年成る池の大さ南北約五百四十間東西約九百三十間水面積百六十四町六段六畝餘なり銚子口の新堤は長さ九十六間(寛永七年五月御勘定書三冊外三十八冊百四十五分一尺)之を百間堤又は河内堤と稱す南方に五十四間の大枳を設け轆轤を以て其戸口を開閉す此池就りてより善左衛門等に命じて丹羽春日井二郡荒蕪地を開墾せしむ寛永十六年始めて檢地となり寛文二年に至りて新田畑八百五畝二十一歩高六千八百三十八石二斗七升九合を算するに至れり寛永十七年義直入鹿の新池を巡覽し堤上に於て善左衛門等に謁を命じ苗字帯刀目見得宗門自分一札を許され入鹿新田頭とし高十五石つたを興ふ慶安元年善左衛門藩の許可を得て又古津川の水路を開き木曾川を分流す是に於て其の井水の爲に高四萬六千五百三十六石九合の灌漑を得たり抑も昔時に於て春日井の曠野の開けざりしは用水の不足に

ありき、然るに入鹿の用水木津井筋成れるによりて數萬石の新田を生じ、此井水を籠として新木津井般若井等次第に開運せり、是に於て明治十六年愛知縣其功を承認して金八十四圓を子孫に下附せり。

延寶三年三月廿六日 病死

遺族 名古屋市東區京町三丁目 江崎祐八

參考資料 入鹿舊記、入鹿池開發記、徇行記、小牧縣令所部尾張地理資料、入鹿溜池來歴

故加藤民吉

幼名松次郎、後に民吉、保賢と號す、既有位階勳等なし。

安永元年三月生

事蹟 陶祖春慶十八世の孫九郎左衛門重行の弟吉右衛門重次より七世加藤吉左衛門景遠の次男なり、民吉姓は加藤名は保賢、通稱を民吉と云ひ、陶工吉左衛門の次子にして安永元年三月瀬戸町に生る、其父吉左衛門風に磁器の製作に苦心し、多年之が優良なる製品を發明せんと欲し、常に民吉をして其志を遂行せしめんとせしが、時に瀬戸の陶業たる世襲專業の保護を受け濫りに製作することを許さず、享和元年民吉年三十、次男の故を以て其地に陶業を營むを得ず、遂に尾張藩士熱田奉行津金文左衛門の知遇により、其援助を得て南京製磁の方法を考究し、辛苦の極、藩役の許を得て遂に窯を熱田新田に築き、粘土を知多郡欠村より搬入し、而後益小皿箸立等の製作に着手せり、於是瀬戸陶器取締加藤唐左衛門郷土の爲に之を惜み、戸主專制の廢止及製磁業創立の許可を水野代官所に哀訴し、津金文左衛門屢々其間に斡旋し、之を藩老志水甲斐守に謀り、幾何も無く許可し、次男以下の職業となし、舊制の改革を行へり、是に於て民吉父子熱田新田より瀬戸に歸り、製磁の業に思慮を集め、専ら其の事に従ふを得たり、是より製陶の業者漸く製磁に轉するもの十數名を生ず、時に享和元年十一月なり。

然れども事創始に係り、尙完全の製品を得ること能はず、偶々肥前天草に丸窯製磁の優良なる製品あるを聞き、民吉父子

勃々之が研鑽を欲する心に堪へず、遂に村民の同意を受け、即ち肥後國天草郡東向寺天中和尙に寄らん、先づ其弟子法輪寺祖英の添書を以て、享和四年二月其途に着けり。

當時其地産業保護政策として製磁法の他國に傳はらんことを虞れ、遂に他國の者をして之に従事せしめず、又之を使役するを嚴禁せり、民吉行きて東向寺に入り、天中和尙に語るに志を以てす、天中之を聞き、其志に感じ、其厚意に依り、遂に天草島高濱の上田源作の徒弟さなれり、居ること半歲、其技著しく進みしと雖も、主家は顔料釉薬の配合を秘して示さず、民吉失望して遂に之を去り、尋ねて長崎に航し、平戸に寄り、又松浦肥前守御用燒窯、今村幾右衛門方に至る、然れども里正他國人の淹留を許さざるの旨を告ぐるを以て、更に轉じて江長村製磁家久右衛門に寄り、後久右衛門佐々村福本仁左衛門方に託せり、時に文化元年十二月なり、民吉此間勉勵倍勤し、其技進歩すること著しかりき、仁左衛門其篤志に感じて深く之を寵し、遂に製磁の秘法を傾け授くるに至る、是に於て搗碎濾過釉料の配合、描寫磁窯の熱度開閉等、漸く知悉することを得たり、而して尙留ること二年余、恰も天中和尙の來り會するを機とし、歸國を計り、文化四年正月遂に此地を發せり、斯くして有田村に至り、錦手窯の一端を探り、更に圓山村に行き、圓窯の築法を知ることを得、轉じて天草に航し、又舊主上田氏に寄り、幸に錦手顔料配合の口傳を受く、而して高濱の製磁工惣作なる者を伴ひ、文化四年五月郷里に歸れり。

此より民吉直ちに製磁圓窯を築き、新製の良品を藩主に獻せしかば、藩主之を嘉賞し、物を賜ひ、並に永代苗字帯刀を許し、且つ扶持米若干を賜へり、而して以後磁器を染付燒と稱へ、舊陶器を本業と稱せり、後益々其業に勉勵し、瀬戸地方の原料を以て更に一種の磁器を發明せしに、製品精巧を極めしかば、其名漸く四方に顯はれ、其需要年々に累加し、延て磁器の從業者隣村赤津品野等に續出するに至れり、吉左衛門は文化八年四月二十九日歿し、法名を直心院見外了性居士と稱し、民吉は文政七年七月病にて歿す、年五十三、法名を偉功院萬岳光天居士と稱し、字前側の墓地に葬れり、後瀬戸町の人々其恩澤を蒙りたること多大なるを以て北新谷の山上に一祠を建て、之を祀り、尋て明治十八年東京陶漆器共進會は民吉の功勞を追賞し、金若干を贈れり、又同四十三年第十回關西府縣聯合共進會の名古屋市に開かるゝや、亦民吉の遺績を追賞し、褒狀を授與せり。

斯くて爾來今日に至る製磁の業益々隆盛となり其製産額は大正十年度に之を見るに磁器製産額金四百七拾七萬八千貳百四拾圓陶器製産額金一百十九萬四千五百六十四圓合計五百九拾七萬貳千八百圓にして總産額中八割を占むるの状況なり。

文政七年七月四日病歿

遺族 瀬戸町大字瀬戸百二番地 加藤堅吾

参考資料 日本陶瓷史尾張の花瀬戸焼傳來雜記染付焼起原工藝志料品野窯屋系圖亦津窯屋系圖瀬戸陶祖系譜等

第二項 叙位叙勳褒賞

大禮に際し特に思召を以て左記の功勞者德行者に對し夫々叙位叙勳褒賞の御沙汰ありたり。

功 勞 者

昭和三年十一月十日

(各 通)

堀 尾 茂 助
田 口 百 三
渡 邊 義 郎

叙從六位

特旨を以て位記を賜ふ

大 嶋 宇 吉

叙勳四等授瑞寶章

正六位勳六等

市 邨 芳 樹

叙勳五等授瑞寶章

山 本 源 吉

昭和三年十一月十七日

藍綬褒章下賜

(各 通)

大 隈 榮 一
岡 本 松 造
松 村 八 次 郎
大 倉 和 親

綠綬褒章下賜

昭和三年十二月二十七日

渥美郡牟呂吉田村長勳八等

芳 賀 保 治

藍綬褒章下賜

德 行 者

昭和三年十一月十日

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

者 勞 功



造 松 本 岡



等五勳 位六正
樹 芳 郷 市



助 茂 尾 堀 位六從



郎 次 八 村 松



吉 源 本 山



三 百 口 田 位六從



親 和 倉 大



一 榮 隈 大



郎 義 邊 渡 位六從



治 保 賀 芳 等 八 勳



吉 宇 島 大 等 四 勳

昭和大禮愛知縣記念録

綠綬褒章下賜

(各 通)

杉 戸 ち か
川 崎 一
加 藤 す 子
服 部 清 五 郎
柴 田 ふ じ
赤 尾 よ し

銀杯壹個下賜

然して之等の恩典に浴したる人々の事績は左の如くにして特に褒章條例に依り表彰せられたる者に就ては表彰文をも登載する事とせり。之等位記勳記及褒章は夫々本縣知事より本人に傳達せるが、徳行者に對する表彰狀及銀杯は夫々所在地の町村長をして各本人に傳達せしめたり。

第 一 目 功 勞 者

本 籍 愛知縣東春日井郡篠木村大字關田十六番戸
現住所 名古屋市中區御器所町北丸屋四八

細 尾 茂 助
文久元年九月朔日生

實性温厚恭謙にして沈着漢學及書を克くし、經倫の素養深く眞に人格者として衆人の畏敬する所常に公共の爲に盡すを以て自己の使命となし、明治十九年以來今日迄四十有餘年終始して公職を離れたることなし、然も其職たるや何時も自ら求むるに非ずして強て衆人より推され、一旦其の職に就くや専心公共の爲に力を致し、毫も私事を顧みず熱誠其のもの努力は終に衆人をして感謝畏服せしめ、其の信用と徳望は實に稀に見る所なり。

農村振興に關する功績 明治二十二年二月推されて愛知縣會議員に當選し、重任三回、明治三十一年三月衆議院議員に當選、重任二回、其の間農村振興に最も努力を致したるは、木曾川の大改修に參與して之を完成せしめ、更に國家的事業に於ては耕地整理法案の創設、地租條例中銀下年期改正法案に關し特別委員の重任に當り、遂に耕地整理法の發布、銀下年期の延長等を見るに至り、之が爲農業の振興に貢獻したる事績大なるものあり、尙代議士在職中地價修正に盡瘁して農村の福利増進と保護に努め、或は農村の産業組合設立の必要を高唱して之に盡し、明治四十三年産業組合中央會愛知支會評議員に推され、明治四十五年には縣聯合會を組織して其の會長に當選し、其の職に在ること十有二年、實に隔世の感ある程の効果を收めたる等、其の他の功績實に枚擧に遑あらず。

農會の活動に貢獻したる功績 農村の振興農業の改善上官廳と民間との間に介在する機關を組織し之が充實活動を爲さしむるの必要を認め、明治二十七年農會法發布前東春日井郡農會を組織し、會長に推され、其の職に在ること十餘年、郡内農業百般の改良に盡瘁し、明治三十二年愛知縣農會を組織し、爾來評議員副會長等の職責を全ふし、大正十二年會長に推され、現今に至る其の間全國農事會に愛知縣代表として出席すること多年、明治四十三年農會法の改正に伴ひ全國農事會解散して帝國農會成るや評議員に推さるる等、眞に十年一日の如く農會の發達と活動の爲に盡し、之等農會が施設實行したる成績は實に大なるものあり、其の他地方森林會議員、愛知縣山林會幹事、愛知縣勸業諮問會員、小學校教科書審查員、愛知縣家畜協會會長、愛知縣養蠶組合聯合會長各種團體の首班又は公職に就き、公共の爲に盡したる事項頗る多し、要するに四十有餘年正に人生の大半を地方公共殊に農事振興の爲に盡し、熱誠の結果は本縣のみならず全國農業界の發展に貢獻した

るものなり。

依て明治三十九年三月大日本農會總裁大勳位貞愛親王より表彰せられたるを始め、明治四十三年十一月には全國農會長より農事改良及農會の擁護發展に盡したる廉に依り銀杯一對を授與せられ、全四十一年三月には愛知縣農會より表彰せられ、全四十四年五月には農業の開發農村の振興に盡したる廉を以て大日本農會總裁宮より紅白綬有功章を授與せられ、大正二年八月には山林事業功勞者として大日本山林會總裁大勳位貞愛親王より有功章を授與せられ、尙地方改良功勞者として愛知縣知事より表彰せられ、大正九年十一月には大正四年乃至九年事件の功に依り賞勳局より銀杯一組を下賜せられ、昭和二年十一月陸軍特別大演習の勅特に農事功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり。

本籍 岐阜縣惠那郡中津町中津川五百五十番戸

現住所 愛知縣岡崎市上六名町乙二十五番戸

田 口 百 三

明治元年七月四日生

資性銳敏果敢にして進取の氣象に富む、其の事業を經營するや一意専念他を顧みず不撓不屈以て業務の發展に盡瘁し一面一般産業に對する研究心強く夙に自ら我が蠶絲業の開拓者として任ずると共に、蠶種改良機械の發明等に腐心し世に貢獻する所尠からず我國に於ける黃繭種並に白繭交配蠶種の濫觴たる黃石丸及三龍又の創製は其の最も著しきものにして其の他製絲機械並に附屬品等の考案をなし特許を得たるもの數種に上る現に會長として管掌しつつある財団法人三龍社農蠶研究所は其の研究心の發露とも云ふを得べく、皆て米價騰貴し食料問題の世に喧傳せらるるに當り率先して之が解決を計るべく、事業利益金の一部を割き私財を併せて基金を寄付し設立したるものにして、廣く一般農蠶業並各種食料品に關し着々研究を進めつつあり、又部下に對する同情心厚く克く從業者を指導誘掖して業務に勉勵せしむ現

に三龍社從業者中勳績十年二十年の永きに亘るもの枚舉に遑あらず多數の從業者より慈父の如く慕はれ其の事業の今日の隆盛を來す故なしとせず、殊に大正四年御大禮及今回の御大禮の兩度三龍社に於て大嘗祭御儀川贈服調進の命を拜するや、責任者として日夜奉仕者を督勵し謹製の上大禮使調度部に上納せり、其の他岡崎市備荒救濟金の寄付を初め各種の公共事業に盡し、岡崎商業會議所副會頭岡崎市是調査委員愛知縣西三生絲製造同業組合長愛知縣額田郡蠶種同業組合長大日本蠶絲會及蠶絲業同業組合中央會評議員等の要職に就任し、有数の事業家並公人として徳望頗る厚きものあり、大正五年四月絲綬褒章を、大正十四年四月紺綬褒章を下賜せられ、其の他數回褒章條例に依り褒狀を授與せられ、大日本蠶絲會總裁より蠶業功勞者として表彰せらる昭和二年十一月陸軍特別大演習の勅特に農事功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり。

本籍 名古屋市東區白壁町一丁目四番地
現住所 同上

渡 邊 義 郎

明治五年九月二十四日生

資性溫良にして信望高く、明治二十九年七月東京帝國大學法科大學政治學科卒業後直ちに日本銀行に入行し、累進して名古屋支店調査役となり、適々日露戰役勃發するや公債の募集に奔走し、戰時財政に貢獻する所尠からず、其功により金貳百圓下賜せられたり、同三十九年名古屋支店長となり、金融を中心として諸産業の指導開發に任じ、實績少からず、明治四十年六月小栗銀行取付に端を發し、名古屋市内有力銀行取付の厄に遭ひ財界著しく不安に陥るや、極力其の安定に盡瘁し遂に平靜に歸せしめたり、明治四十一年七月日本銀行を辭し、株式会社愛知銀行常務取締役として、入行翌年頭取に就任し引續き其の衝に當り今日に及ぶ其の間常に堅實の方針を一貫して過まらず、或はシンジケート加盟銀行の代表者として國

家の財政に關與し、名古屋銀行集會所理事として地方の金融に盡したる功勞數ふべからず、夙に銀行合併の急務なるを感じ、當局の政策と呼應し、數次に數個の銀行を合併して、一面愛知銀行の基礎を益鞏固ならしむると共に、他面被合併銀行の所在地に夫々便利にして確實なる金融機關を設置したり、即ち大正三年關戸銀行同四年一宮銀行同六年東美銀行を合併し、更に同七年北方銀行、枇杷島銀行、大垣銀行を買収し、昭和三年深田銀行を買収し、斯くて現在に於ては其の營業區域は愛知三重岐阜等の近縣を始め、東京府、大阪府、京都府、其の他北陸地方に跨り、資本金千五百萬圓、積立金八百三十五萬圓、預金一億七千餘萬圓を擁するに至りたるは、就任以來の堅實方針を執りたるに與りて力ありとす。幸に數度の恐慌にも常に自行取付の厄を免れ、而も非常時に際し獨り超然たるべきものにあらざりし、之れが救済の任に當り、若は他と協力して財界の安定に努めたること少からず、即ち大正三年北濱銀行破綻の餘沫を受けて、當地方有力銀行に取付起るや、他行と共に救済に盡し、大事なきを得せしめ、大正九年及昭和二年の全國大恐慌に際しては、名古屋市及附近の各地銀行中動搖せしもの夥からざりしが、是等に對し、單獨救済若は他と協力して比較的平靜に保たしめたるは、平素の經營方針の如實に表はれたるものなりと雖、當時盡したる努力も決して少からず、大正十一年九八貯蓄銀行、明治貯蓄銀行及伊藤貯蓄銀行との合併に盡瘁し、三行合併の結果日本貯蓄銀行を設立し、監査役として永年貯蓄心の涵養に努め、勤儉の風を振作するに與りて力あり、又豫てより當地に信託事業の必要なるを痛感し、昭和元年十二月同志を説き、中央信託株式會社を起し、其の社長に就任し、信託事業の發展に盡したり。

大正十五年金融制度調査會委員に任命せられ、多年の經驗より有力なる助言をなし、國家の施政上に裨益する所あり、其他豊川鐵道株式會社の取締役に就任し、地方交通の發達に盡力し、或は化學工業、機械工業、纖維工業等の發展に盡力したる功績顯著なり。

本籍 愛知縣東春日井郡守山町大字小幡五十一番戸

現住所 同上

大島 宇吉

嘉永五年三月六日生

資性温厚篤實にして、敬神尊皇の念厚く、精力絶倫事に當りて果斷且清廉潔白にして、慈愛の心に富み、徳望甚だ高し、明治十七年四月愛知縣會議員に當選、同二十一年五月再選、前後議員たること八年、其の間縣政に盡瘁したること多大なるものありと雖、其の主要なるものを擧ぐれば、明治二十四年愛知岐阜兩縣下に於ける大震災に際しては、己が家屋も亦大破するも之を顧みざる暇なく、四方に奔走して晝夜を分たず、或は被害状況を精査して上京、其の筋に報告し、或は罹災民の窮狀を訴へて當局と相圖り救恤の方法を講じ、或は又治水道路の復舊完成に努むる等功績大なるものあり。

明治二十一年七月五日同志と共に新愛知新聞を創刊して、自ら社長の重職に就き、以て今日に至る、此の間自由民権の主義を唱へて憲政の發達に努め、日々堅實なる社説を掲げて民衆を指導し、時に講演會を開き、時に展覽會を催す等、社會教育上貢獻したる事大なるものあり、明治二十二年本社を名古屋市西區本町二丁目十一番地に新築移轉し、同二十九年には組織を合資會社に改めて、基礎を強固にせり、同紙初め紙面僅かに四頁なりしも、三十一年五月六頁に、三十五年八月八頁と躍進的發展を示し、今や朝刊夕刊各地附録を合せて十二頁又は十四頁に増大す、印刷能力は明治三十一年頃は平盤印刷機二十一臺を使用するのみなりしも、四十年三月佛國製輪轉機一臺を擧げて増大を計り、漸次機械を増加して今日に於ては超高速度輪轉機二臺折疊式二臺佛國製輪轉機六臺を活動せしめつつあり。

建物は明治四十四年十一月新築したるも、業務の發展は之をも尙狹隘を告ぐるに至り、昭和二年五月には隣地に鐵筋コンクリート四層樓を新築完成せり、尙東京に支社を大阪京都其の他重要都市に支局を設置し、今や讀者の分布區域頗る廣く一府十三縣に及び、本紙に添付して地方新聞として發行するものに、岐阜日報、東濃新聞、三重日報、京都滋賀附録(京都版)、遠日新聞、河野新聞、上越日報、大和旭新聞、富山タイムス、新信濃、新福井、日北國日報等あり、夫々地方の讀者に無代添付す、此

の外遠く朝鮮支那南洋羣島更に歐米にも讀者を有す尙天災地變の起りたる場合は直に社員を特派して被害地の實況を親しく視察せしめ多數の費用を投じ義捐金を募集して災害地に送金し罹災民を救済したる功績少からず其主なるものは明治二十一年美濃大垣地方の洪水外十七回なり又明治二十九年歩兵三十三聯隊を愛知縣東春日井郡守山町に設置決定するや其の敷地買収に當りて大に斡旋する所あり之が實現を容易ならしめたり。

日清日露兩戰役北清事變日獨戰爭シベリア出兵に際しては部下を指揮して國民の士氣を鼓舞し義捐金を募集し或は紙上又は講演其他有ゆる方法に依り舉國一致の實を擧ぐるに努め出征軍人に對しては慰問の方法を探り遺族に對しては慰安救済の方法を講じ殊に日獨戰爭の際には各地よりの慰問袋二萬二百餘を募集し出征部隊に夫々送付し日露戰役の際には功績勝からざる廉に依り本人の主宰する新愛知新聞社に金盃一個を下賜せらる明治三十五年小幡村字北山一帯に砂防工事行はれ溜池の設けらるるや附近山野を開墾して水田となすの有利なるを認めて奔走遂に五十餘町歩の美田を見るに至り今日之が恩澤を蒙るもの多し名古屋築港問題に對しては縣會議員當時より中部日本産業開發の爲最も急務なるを力説したるも實現するに至らざりしを遺憾とし退職後新愛知に據りて一般輿論の喚起に努め遂に愛知縣民をして築港に着手せしめたり爾來益々築港完成に努め殊に大正八年第三期工事の着手せらるるや特に名古屋市長の依頼を受け名古屋市會議員名古屋商業會議所會頭等と共に上京して當局に陳情し目的を貫徹するを得翌九年より起工の運に至れり又航空思想涵養の爲盡力する所尠からず大正元年には飛行講演會を開き大正六年には六千圓を投じて米國飛行家アト・スミス氏を招き第三師團北練兵場に於て公開飛行を舉行し又多大の犠牲を拂ひて新愛知新聞社に航空部を設け三臺の飛行機を常備して普及發達に努め昭和三年には太平洋橫斷飛行展覽會を開催せり。

本籍 廣島縣尾道市久保町千七百七十九番屋敷
現住所 名古屋市東區布池町二十六番地

名古屋女子商業學校長
兼名古屋第二女子商業學校長
正六位勳六等 市 郎 芳 樹
慶應三年四月五日生

資性濃厚篤實夙に商業教育を以て自己の天職と爲すの信念を有し明治二十年三月東京高等商業學校を卒業するや同年四月商業學校設立の端緒として商業研究會を同縣尾道町に開き次で商業教育の必要を町民に勸説し町當局に建議す當時全國に商業學校の設立稀なりしも本人の熱誠は遂に町會の容るる所となり明治二十一年十月公立尾道商業學校の設立開校を見之が校長兼教諭となり明治二十三年廣島縣に稟請して縣費の補助を受くるに至る現在の廣島縣立尾道商業學校の前身是なり明治二十六年愛知縣名古屋商業學校現市立名古屋商業學校に就任し當時生徒七十名に達せざる同校の爲に銳意奮勵し遂に全國有数の商業學校として名聲を博せしむるに至り市民は爲に頌德會を組織し卒業生及縁故者は或は謝恩會を設け或は銅像を校庭に建設して其德を頌し又文部省の選奨帝國教育會の功牌を受くるに至る世に頌德式及謝恩會の行はるるは極めて稀なり名古屋商業學校現市立第二商業學校の前身たる附屬速成科を含む長在職中皇室を中心とする日本民族大成及び世界我市場を以て其の理想とし門下生を調育すること數千内外商業貿易に従事し豁然頭角を露すもの亦枚舉に遑あらず特に名古屋市に於ては名門の子弟を始め中堅實業者の多數は實に其の門下生にして商工會議所及商業機關の要職に居るもの多し卒業生の多數は一年志願兵として服役し隨て地方在郷軍人會地方青年會等の幹部として軍事にも貢獻する所多く曾て明治三十七八年戰役に於ては豫備將校として従軍し功勞ありしもの尠からず職を辭するや我國の女子が封建教育の餘弊に因り特に經濟に疎きを慨嘆し實業家の内助者として日本固有の道徳を具備し加ふるに經濟的素養を有する良妻賢母の養成を急務とし明治四十年五月天下に卒先して名古屋女子商業學校を創設せり之我國に於ける甲種及乙種女子商業學校の嚆矢なり大正十二年四月同校の姉妹校として名古屋第二女子

商業學校を増設し、今や兩校の卒業生二千二百名を出し生徒千五百名を教養し、國風之宗世界之中を理想となし慈父の如き情誼深き美風を發揮しつゝあり又夙に全國商業教育の普及上進を以て己が任務となし、商業學校設立の必要を各地に遊説し各地商業學校の新設に参畫し、其の指導獎勵に盡瘁する所多かりき、明治四十五年全國商業學校職員互助會の設置を創唱し推されて之が會長となり全國商業學校の人事に貢獻する所多し、又全國商業學校長協會の設立せらるるや之が幹事長に推選せられ以て我國商業教育界に奉仕す其の他多年名古屋商工會議所特別議員名古屋市教育會副會長愛知縣教育會評議員及副會長の職に従事せるが遂に多年の功績報らるれ昭和二年十一月陸軍特別大演習行幸の期教育功勞者として單獨拜國の光榮に浴せり、本人の商業教育に携るや特に中等程度の商業教育に限り、一代一業の執着と熱誠とを以て一身を犠牲とし、曾て實業界其の他より高俸を以てせる勸誘を排し、内は創造研究に勤み外は實務の習得と海外商業教育の視察に勉め男子の商業教育に従事すること三十年、女子の夫れに従事すること二十一年合計實に五十一ヶ年に及ぶ、其間直接教育を受けたる男女無慮一萬人に達し、加ふるに卒業後の指導誘掖は特に熱誠を極め、實に商業教育の第一人者と稱するも誣言にあらざるなり。

愛知縣額田郡宮崎村

山 本 源 吉

資性濃厚夙ニ心ヲ地方産業ノ開發ニ注キ部落有林野ノ統一林道ノ開設又ハ造林ノ勸奨ニ努ムル等洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

本 籍 愛知縣額田郡宮崎村大字河原字貝津道三十一番地

賞勳局總裁正四位勳二等 天 岡 直 嘉

現住所 同 上

山 本 源 吉

嘉永五年十二月二十四日生

資性濃厚篤實にして事を處するに明察果斷克く事理に通じ實踐躬行の氣象に富む特に公共的精神に厚く、桔槔精勵終始一貫克く地方産業の開發と風教の振作とに意を致し、郷黨何れも其の篤行に敬慕感激せざるものなく、徳望今や衆に遍し、明治五年以來戸長村長村會議員郡會議員等の公職に歴任すること前後十數回、現に愛知縣地方森林會議員の要職に在り、曾て明治二十二年町村制施行後初回村長に就職するや、當時村情甚しく疲弊せるを憂ひ、之が改善の途は村地積の九割を占むる林野の開發を爲すの外なしと熱誠之に盡したる結果遂に村民を動かし、今日縣下に於ける模範林業村として推奨せらるるに至れり、其の主なる功績を摘記すれば

林野火入の廢止 舊來林野に火入を行ふ慣行あり、廣大なる林野は歲々徒に燒却せられ、林野の荒廢甚しきを以て之が改廢を企圖せし所、偶々明治二十七年八月郡山吉田村に於て本縣最初の火入廢止の履行を知り、直に實地を調査して之が廢止を決意し、遂に明治二十八年より此の慣行を廢止せしめ、爾來林野の利用價值を著しく増進したり。

私有林造成の勸奨 經濟觀念の幼稚なる爲、植林事業萎靡振はざりしを以て、自ら卒先して明治二十二、三の兩年に互り十町歩の造林を行ひ範を示すと共に、火入廢止に依り燒却の危險を除去して大に植林を奨め、一面村費を以て自家用苗木養成費に補助し、或は村農會にて樹苗を養成して造林者に配布する等大に私有地造林を勸奨したるを以て、村内到る處に美林を生ずるに至れり。

部落有林野整理統一の完成 本村に於ける部落有林野は九百餘町歩に達し、各部落は何れも廣大なる林野を所有し、之が爲財産を中心とする部落割據の惡風は、村治の圓滿を缺き自治の發達を阻害するのみならず、責任の所在明確を缺く結果徒に亂伐して其の荒廢又甚しかりしかば、大に之が整理統一を企圖し、商議を重ねること實に三十餘回不撓不屈勇往す

るこま實に七ヶ年、遂に明治四十二年に至りて内六百餘町歩を村に統一し他を私有に移し茲に所期の目的を貫徹せり是れ實に本縣に於ける該事業完成の嚆矢とす。由來部落有財産の整理統一は難中の難たりしに拘はらず、克く之が完成を見たるは實にその人格と奮闘の賜なりとす。

村有林の造成 村基本財産として明治三十五年五十町歩の村有林を造成したるも、部落有林野の統一に依り更に五百町歩の基本財産を得たるを以て、之が合法的施業計畫案を樹立し爾來右計畫に依り四百餘町歩の造林を終り、巨萬の富を蓄積し得て村財政を鞏固ならしめたるは其の功績特筆に値す。

河原土工森林組合の設立 村内の林野は概ね美林と化したるも、尙之を以て足れりとせず、是等森林の價値を増進せむが爲林道の開設を圖り、大字河原地内の森林所有者を就得して大正十一年河原土工森林組合を創立許可を得たり、之亦縣下に於ける土工森林組合の嚆矢にして、組合員數百十三名地區内森林面積約五百町歩に上り、設立以來約七千間の林道を開鑿し四ヶ所の貯木場を設けて、組合員に對し年々數千圓の利益を得せしめつつあり。

以上の外その献身的努力の結果は屢々として村内の産業興隆し、村治大に舉り、社會公共に裨益する等極めて大なるものあり、明治四十三年四月大日本山林會より有功銀章を授與せられ、大正十二年十月愛知縣山林會より有功銀章を受け、大正五年三月愛知縣知事より篤行者として表彰せられ、尙昭和二年十一月陸軍特別大演習行幸の砌、林業功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり。

名古屋市東區富士塚町

大 隈 榮 一

夙ニ鐵工業ニ意ヲ注キ率先斯業ヲ創始シ爾來刻苦經營各種機械類ノ製作ニ從ヒ就中多大ノ犠牲ヲ拂ヒテ兵器製作ニ貢獻スル等機械工業ノ振興ニ寄與セル效績尠カラズ洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月

七日 勅定ノ綬綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

賞勳局總裁正四位勳二等 天 岡 直 嘉

本 籍 名古屋市東區富士塚町三丁目十三番地

現住所 同 上

大 隈 榮 一

明治三年九月三日生

實性篤實夙に鐵工業に志し苦心研鑽遂に各種工作機械の發明製作を爲し、斯業に貢獻するところ甚大にして聲望甚だ高し、佐賀縣神埼郡三田川に生れ、明治三十年迄は義父と共に郷里にて麵機製造業に従ふ、同年一月感ずる所ありて名古屋に移住し、鐵工業を初め營々刻苦大隈鐵工場の基礎を作り、同工場は資本金百萬圓、本工場一分工場一敷地一萬五千七百四十坪、建坪二千七百八十九坪、職員職工四百名、生産高百萬圓、製造能力三百萬圓、主要製造品目は一般工作用諸機械兵器製造用機械飛行機用發動機金屬部分品煙草製造用諸機械製麵機木工製造機械工具類等なり、其の初めに於ては専ら麵機製造に従事したるも、日露及歐州戦争起るに及び政府の命に依り精密なる機械兵器の發明製作を爲し、斯業に貢獻する所尠からず、今其の主なるものを擧ぐれば、歐州戦亂當時獨逸人以外に其の製作を不可能とされたる填藥裝彈機を幾多の犠牲と苦心の結果其の製作に成功し、我が兵器製作に一の光明を與へたり、當時我が經濟界は大戦の影響を被り諸般の事業旺盛となり、殊に機械製造業の如きは好況を極め、利に敏き同業者は日も之足らず一攫千金を競ひ居るの時多數有利なる注文を斥け、大正五年十月東京砲兵工廠の命に依り填藥裝彈機の製作に従事せり、該填藥裝彈機は當時軍事上急造を必要とするも之を外國に求むるの途なく、さりて本邦にては官民何れの工場にても製作したることなく、或る者は製作絶望さへ唱へたる程にして、最も精密にして困難なる機械なり、之が製作に當りては全く營利を棄て、献身的に努力し日夜苦心

を續け其工程に於て幾千個の部分品中製作頗る困難なるものあり、實に百六十余個を製作して初めて目的に叶ふもの僅かに四十八個を得たるが如き、又僅かに一個を製造する爲に鉄線數百圓を投ずるも尙満足なる結果を得ず更に數百圓を投じたるが如き其苦衷想像に餘りありとす、斯くの如く苦心努力の結果遂に成功したる所以のもの全く盡忠報國の精神の發露に外ならざるなり、國家を思ふの念は誠篤く、其の事業發明は全く國家觀念に出づるものにして其の例二三に止まらず、嘗て世界戦亂中は平和工作用機械の輸入杜絶に國民の苦みつつあるを思ひ、一面輸入防遏に志し、努力の結果現在に於ては内地の需要を満たし、遠く支那滿洲に輸出するの状況に至れり、かくて今日迄發明特許及實用新案登録を受けたるもの枚舉に遑あらず、昭和二年十一月陸軍特別大演習行幸の勲商工業功勞者として單獨拜謁の光榮に浴し、尙大正四年乃至九年戰役の功に依り賞勳局より銀杯一個を賜はり、大正十一年四月農商務省發明獎勵賞交付規則に依り優等賞牌を授與せられたり、

名古屋市中區御器所町字地村

岡 本 松 造

夙ニ鐵工業ヲ創始シ爾來自轉車ノ部分品並車體ノ製造ニ從事シ刻苦勤練純日本式自轉車ヲ產出シ更ニ組織ヲ株式會社ニ收メ益々事業ヲ擴張シテ自動車及飛行機ノ部分品製作ヲ爲ス等克ク今日ノ隆盛ヲ見ルニ至ル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

賞勳局總裁正四位勳二等 天 岡 直 嘉

本 籍 名古屋市中區御器所町字地村五番地

現住所 同上

岡 本 松 造

明治九年三月三日生

資性實直風に自轉車の改良に志し、刻苦研鑽遂に純日本式自轉車を考案産出するに至り、斯業に貢獻するところ頗多く、徳望甚だ厚し、本人は奈良縣磯城郡上之郷村の出身にして、郷里に在りて普通教育の課程を終るや、家庭に於て鐵工業に従事したるが、明治三十一年名古屋市中區御器所町字地村五番地の現住地に移住し、鐵工業を開始し、主として建築用金具の製造に従事せり、此の間自轉車修繕の依頼を受け時には之が解体をなし、時には之が試作を爲し、以て之が研究に志したり、當時我國に輸入する自轉車は逐次其の数を増加したるも、殆んど總ては機樂的貴重品にして、未だ一般の需要を充すに至らざりしが、將來交通機關として重要な地位を占むべきを豫見し、之が自給自足の途を講ずるは國家産業發展上必須の事なるべしとの見地の下に、明治三十二年先づ自轉車部分品の製造に着手せり、當時我國工業の狀態は大工場に於ては機械的作業勃興の機運に向ひつつありしと雖、自轉車製造の如き特殊作業にありては専門的機械を要するを以て、範を他に求むるを得ず、全然獨創的考案を要し、爲めに操作上躑躅多く、技術亦意の如くならず、苦心慘澹日夜研究の結果漸く部分品製造家として認めらるるに至り、明治三十五年更に車体の製造を開始し、同三十七年漸く四百臺の完成車を得たり、此の間苦心亦實に言語に絶し不測の躑躅に遭遇したること數度に止まらざりしも、孜孜として研究に努め、不屈不撓遂に辛ふじて其の緒に就きたるものなり、是等成品は素より舶來品に比し尙遜色ありたるも、更に日夜研鑽を重ねたる結果、舶來品を凌駕し得るの自信を得たるを以て、先進諸國の實情視察の爲、明治四十二年歐洲に渡航し、自轉車製造に著名なる英獨佛の諸工場を歴訪、實地研究を爲し、明治四十三年歸朝するや、工場設備に改善を加へ、作業の改良を圖り、銳意之が製造に没頭し、漸く純日本式自轉車を考案産出するを得たり、此時に方り自轉車の需要は益増加し、製造家亦簇出し、舶來品萬能たりし我國情も内地製品を賞用するに至りたるを以て、茲に大工場の建設に着手し、嶄新なる機械を設置し、業務擴張を圖り、大正八年組織を株式會社に改め、爾來取締役社長たり、現在全社は資本金百五十萬圓、工場敷地一萬三千餘坪、其の規模の大に

して設備の整備せる本邦第一位と稱せらるる其の一年生産能力自轉車十二萬臺其の他自動自轉車自動車並飛行機部分品の製作を爲し、大正八年以來陸軍省及海軍省の指定工場となり、大正十二年十二月には山階宮殿下の御靈臨あり、其の獨創的研究に基き特許を得たるもの十數種に上り、宮内省及各宮家よりは數次御買上あり、今や其の製品の優良なる齊しく内外の認むる處なりとす、之れ實に本人苦心の結晶にして、現今名古屋市が本邦に於ける主要自轉車生産地として、業者の數百餘の多きに達するもの其の大半は本人の門より出で、而も之等業者の發展の爲全人の盡したる事蹟亦尠からず、近くは之等業者の企業組織に改善を加へ輸出振興を計らむが爲自ら率先して名古屋自轉車工業組合を組織し、本邦産業發展に資せむとす、現在本邦に於ける自轉車工業の隆盛を招來せるは本人の功績に俟つもの頗る多く、實に一鐵工より身を起し努力第一主義を以て終始し、今日の大を爲せども謙讓にして篤實なるは一般の範と爲すに足るものなりとす、昭和二年陸軍特別大演習行幸の砌特に産業功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり。

名古屋市東區千種町字北畑

松村 八次郎

夙ニ陶磁器ノ改善發達ニ意ヲ致シ苦心研究佛國製純白ノ硬質磁器ヲ發明シ更ニ硬質陶器ノ製造ヲ完成シ汎ク同業者ニ開放シテ之ヲ輸入ヲ防遏シ新業ノ發達ニ竭力セル勞効勲カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

實動局總裁正四位勳二等 天岡直嘉

本籍 名古屋市東區千種町北畑五番地ノ二

現住所 全上

松村 八次郎

明治二年九月十一日生

資性温厚篤實夙に陶磁器の改良發達に志し、刻苦精勵遂に硬質陶器を發明し、新業に貢献する所尠からず衆望殊に厚し、佐賀縣西松浦郡曲川村字藏宿に生れ、父の業を繼ぎしより夙に陶磁器の發達改善及輸入防遏に志し、學術を實地に應用し、陶磁器の製法改良に關し苦心し、明治二十三年十月東京高等工業在學中窯工會を組織し、窯業に關する學者と實業家との連絡を圖る機關を設立し、同月之が幹事となり、二十五年四月窯工會の組織を改め大日本窯業協會と稱す、同二十四年七月卒業後肥前各地製陶所を巡視して陶磁器に石灰使用法を傳授す、是れ肥前に於て石灰石を使用し始めたる嚆矢なりとす、其後石灰石は製陶原料として缺く可からざるものとなれり、由來肥前國製陶家は陶磁器釉藥に高價なる梓炭のみを使用したりしが、この方法を知つてより各製陶家は經濟上多大の利潤を得るに至れり、同二十五年七月名古屋市東區千種町北畑五番地ノ二松村九助の養子となり、爾來専ら實地に就き研究し、二十九年春佛國製標の純白硬質磁器を發明し、專賣特許を受く、同二十九年三月愛岐陶業大會の總代とし同時に五二會を代表して、同業組合法案を議會に提出し、翌年其の目的を達す、明治三十五年松村石炭窯を發明し、當時我國の陶業は高價なる松材を燃料とし、石灰を使用するものなく、其後日本陶器會社に洋式石炭窯の築造を見たりしと雖も、洋式石炭窯は其築造に巨額の資金を要し、資力乏しき我新業者の到底成し能はざる所、而も我が陶業界に使用せらるる燃料松材は莫大なる數量に上り、早晚燃料の缺乏を告ぐるの時至るべく松材に代ふるに石灰を以てするの必要を感じ、多大の犠牲を拂ひ、獨特異式の石炭窯を考案し、之を松村式と稱せり、其の構造は和洋折衷經濟的のものにして、築造容易なり、仍て之を開放し進んで陶業家に之が築造を奨励したる結果、肥前美濃等の陶業地に築造せらるる向多く、瀬戸町にては百基を算し、新業に貢献したる所尠からざるものあり、明治三十三年愛知縣出品協會を代表し、農商務省の視察囑託を受け佛國パリ博覽會を視察し、次で獨逸丁抹和蘭白耳義の諸國の各陶業地を視察し、翌年英國を経て米國に渡り特に著名製陶所を見學し、明治三十五年一月版朝せり、當時硬質陶器は英和獨白の各國より

輸入せられ一般に之を和蘭焼と稱し、非常に珍重せられ益々輸入増加の傾向に在り、又我が學界に於ては硬質陶器の原料は我國土に産出せずとの輿論盛なりしを遺憾とし國産原料を以て之が製造を爲さむとし日夜廢食を忘れて苦心研究の結果明治三十五年末漸くにして國産原料に依る硬質陶器を發明したり、尙輸入防遏の爲舶來品類似の繪模標を施し或は内地の嗜好に適する繪模標色彩を加へ製出せしに大いに好評を博したり、當時我黨業界は實に幼稚にして殆んど手工的作業なりしを以て製品は大小不同にして一時に大量の注文あるも之に應ずる能はざる實狀なりしも、本人は外國品との對抗上機械作業にて能率を増進すると共に、製品規格統一を必要とし直に機械を設備し、機械作業に依り生産したるを以て次第に外國輸入品を壓倒し、其の後數年ならずして外國品は我が市場より漸次其の影を没したるのみならず、本人が硬質陶器發明以來各地に於て硬質陶器を研究する者出て爲に我が陶業界に一大革新の機運を醸成し、農商務省工業試験所に於ても其の研究に着手するに至り、輸入防遏に努めたるのみならず更に進んで之を海外に輸出せんとし、大正元年名古屋市東區千種町に工場を移し、生産額の過半を輸出する計畫の下に濠洲向コーヒー茶碗の製造に着手し、工場には種々の機械を増進して能率の増進、生産費の低下に努力し、常に歐洲品と對抗して豫期の成果を収め、松村硬質陶器の名聲は支那南洋深洲より南米に及び、更に雷焼付業を開いて雷工を養成する等殆んど一身を陶磁器の改善發達に委ね、實踐躬行克く其の目的を遂行し其の功績顯著なり、昭和二年十一月陸軍特別大習習御統監の爲愛知縣へ行幸の尙商工業功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり。

東京市麻布區一本松町

大 倉 和 親

夙ニ陶磁器ノ製造並輸出ニ從事シ率先洋式ヲ採用シテ數多ノ工場ヲ設立シ大ニ其擴張ヲ圖リ以テ本邦窯業ノ改良發達ニ貢獻シタル勞效勲カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ綠綬褒章

ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

賞勳局總裁正四位勳二等 天 岡 直 嘉

本 籍 東京市日本橋區通一丁目十九番地
現住所 東京市麻布區一本松町二十二番地

大 倉 和 親

明治八年十二月十一日生

資性温厚篤實にして、陶磁器の製造、輸出に盡瘁し聲望高し、明治三十年森村組組育支店に入り、同三十七年歸朝し、日本陶器合名会社の創立に盡力し、社長に就任し、倒産式丸窯を採用す、之れ本邦最初の洋式磁器製造の嚆矢なり、次で社内に大倉研究所を設け、衛生陶器の研究を開始し、其の完成を告ぐるに至り、東洋陶器株式会社を設立し、本邦最初の「ドラスラー」トネル窯を築造し、其の製造を開始せり、之れ本邦に於ける洋式衛生陶器製造の始めなり、大正八年日本磁器株式會社を設立し、社長に就任し、専ら電氣絶縁用磁子の製造を爲し、爾來水力電氣の發達に伴ひ、其の製品の改良と増産を計り、更に本年一月トネル窯を改造し、焼成上大改革を計り、其の製品は内地植民地及支那方面に移輸出を爲すに至り、大正十三年伊奈製陶株式會社を縣下常滑町に設立し、専ら土管、タイル、セラコッタ類の建築用品を主として製造す、土管製造法は米國式を採用し、加之食鹽釉を完成し、本邦土管製造上に一大改良を爲せり、其の他大正八年私費を投じ、大倉陶園を設け、純美術洋風磁器の研究を爲し、大正九年、大連市に大華窯業公司を設立し、専ら支那向食器類の製造を爲す等、窯業の改良發達に貢献したる功績偉大なり。

資性温厚夙ニ村長ニ擧ケラレ爾來屢々膺選シテ今日ニ至ル其間終始一貫村政ノ變理ニ衝リ克ク民風ノ作興教育ノ振作等地方自治ノ發展ニ盡瘁ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞績顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ勲授褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十二月二十七日

賞勳局總裁正四位勳二等 天

岡直嘉

本籍 愛知縣渥美郡牟呂吉田村大字牟呂三百二十九番戸

現住所 同上

渥美郡牟呂吉田村長勳八等

芳賀保治

安政四年八月七日生

資性温厚にして果斷志操強固にして公共に盡すの念篤く機を見ること敏事に當りては不届不撓の熱誠あり従て其の徳望高し明治十九年三月牟呂村外二ヶ村役場書記を申付られ以來村長村會議員並同議長郡農會會長郡各種公益團休長三村用水普通水利組合議員並同管理者牟呂漁業組合理事三河乾海苔同業組合長愛知三重海苔研究会長其の他の公職に従事すること實に四十有三年此の間終始一貫村政の整理發展教育の振興民風の作興産業の發達等地方の開發に努めたる功績顯著なり今其の主なる事蹟を擧ぐれば明治二十年十二月八名渥美兩郡に跨る用水路の開發起工に際し水源たる豊川筋舟筏營業者及荷問屋等との間に於ける紛擾豊川上流八名郡賀茂金澤八名井三ヶ村との折衝其の他幾多の難局に當り腹食を忘れて挺身之が完成に力を致し自村牟呂吉田村内には牟呂用水の支流を分水して三村用水を開鑿し農民に多大の利益を與へ明治三十九年七月村合併に際しては關係村所有財産の統一に努力し克く之が完成を致せり殊に本村の進展は水産に俟つべきもの多きに着眼して力を盡し淡水養魚の業を奨め一方渥美郡水産組合副組合長

として淡水養殖研究所の設置に盡力したり同研究所は大正十年水産講習所豊橋養魚試験場として農林省の本村に建設せるものにして漸次今日の盛大を見るに至らしめたるものなり又同村六條堀に海苔の養殖事業を興したるは特筆に値する所にして村民は始め六條堀は海苔不毛の地と信じ之が養殖を顧みざりしが偶々明治二十九年十月村内二十間川を舟行の際河岸の根止めより生ずる枯葉の先端に海苔の數片附着生育せるを發見し其の養殖に希望を抱き種々研究試作を爲し好結果を收めたるを以て村内漁業者を督勵し自らも之に當り數度静岡岡縣廣島縣東京府等先進養殖地を視察して種々改良を行ひ之が繁殖に努め一方京都大阪及東京方面に販路を開き今や本村の主要産物として其の品質に於て廣く聲價を擧げ年々約七十萬圓の生産あるを得たり宜なる哉牟呂漁業組合は大正十四年銅像を建設して其の功績を稱へたり尙村治行政上に就ては村内の協調を計り圓滿を保ち克く各般の事務を整備し土木を興し道路を開き農業倉庫を建設し信用組合を設立し小學校を統一し條例を設けて基本財産の増殖を圖る等あらゆる努力を爲し又納税の獎勵を行ひ國縣税は固より村税に於てすら明治四十三年度に於て只一名の滞納者督促の上納入を出したる外曾て期限内完納たらざるなき其成績を擧げ大正十三年縣より自治功勞者として表彰せられ昭和二年十一月陸軍特別大演習行幸の砌特に自治功勞者として單獨拜謁の光榮に浴したり今や齡古稀に達したりと雖壯者も猶及ばざるの意氣を識し現に村長渥美郡町村長會長郡聯合青年會長郡尙武會長郡佛教會長其の他愛知縣農會代議員縣養蠶組合代議員渥美郡畜産組合評議員郡養蠶同業組合長として數多の要職を雙肩に荷ひ愈地方の開發に邁進しつゝあり

第一目 德行 者

名古屋市西區則武町

杉戸ち

昭和大禮愛知縣記念録

實性温厚翁十八ニシテ高井太兵衛方ニ婢ト爲ル主家ハ營業上破綻スルコト再三終ニ滅裂ノ悲運ニ沈淪ス其間克ク運命ヲ俱ニシ之ガ再興ニ一身ヲ捧ケ今ヤ實家ニ老後ヲ養フモ猶主家ノ祀リヲ絶タズ志操ヲ論ヘザルコト五十有餘年洵ニ奇特トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綵章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

賞勳局總裁正四位勳二等 天

岡 直 嘉

本籍 名古屋市西區則武町字稻アラ三千三百八十三番地

現住所 同上

愛知縣平民 杉

月 5 日

安政五年正月十日生

實性温厚にして篤實品行最も方正なり、主家に献身奉公の誠を盡し、老齢に至る迄志操を變ぜざること五十有餘年に及び、明治九年十月十八才の時市内西區傳馬町高井太兵衛方に下婢として傭はれ、爾來忠實に勤勉し主人の信用頗る厚かりき、居ること數年營業上の失敗に因り家計漸次困窮に陥り一家破産の憂目を見るに至り主人太兵衛は之れが原因となり病床に在ること三ヶ年遂に貧苦の中に妻子を養つて死す跡に残れる妻すうは性來の多病、長女はなは漸くにして九才なり、此の窮狀を見たる同女は同情の念禁じ難く、我が身を忘れてすうの看護に盡し、或ははなの養育に努め、只管家運の回復を祈り、屢々良縁ありしも、斷然之を辭し終生主家に事へんことを念じ、刻苦勤精勵も倦怠する事なし、其の中主家は小間物を商ふ事となり、すうの病態も漸く快方に趣き、専ら業に勵みたるが、偶々明治二十一年三月不幸類焼の災厄に遭遇し、一時すうの實家に身を寄するの已むなきに至る、次で同年八月に至り、燒跡に家屋を再築し、一家復興の爲に一意勵精小間物を營む、斯くて長女はなは三十五才に及びたるも、未だ獨身なりしかば、勤めて養子友吉を迎へしめ、家運漸く順調となり、一家和樂の裡、四男三女を擧ぐるに至る、此間同女は其の絶てを我が子の如く撫育せり、然るに主家は再び營業上の失敗を

來し、亦も窮境に陥りたるを以て、同女は年來僅かの給料の中より貯へ置きし二百餘圓の金を提供して救濟の一助とし、其後は給料を辭退し、専ら主家の爲を圖る、其の熱誠甲斐ありて、商業は追々順調に進み、家政は三度茲に整ひ、十有餘年を経過するに至る、然るに大正十四年末より主家は亦々商業不振となり、爲めに主人友吉は同家を出奔し、爾來家政を顧みず、遂に杳として消息なし、加ふるにはなは不幸にも心臓病に腎臟病を併發し、病床に臥する身となり、此時に當り同女は一層心を勵まし、僅か九才の四男千三をして小學校に通學せしめ、只管はなの看護慰藉に努め、轉た人生の無常を嘆じつゝ、家運の挽回を祈りしも、病痼癒へず、日常の生計にも全く窮迫を告ぐるに至り、近隣漸く之に同情し、幾分の救助を與へ、漸く其の日を送らしむ、是れを見たる某篤志者は千三を自家に引取り養育するところとなれり、斯くてはなの病勢愈々暮り、同女の専心看護も今は其甲斐なく、大正十五年七月遂に歿し、主家は全く離散するの止むなきに至りしを以て、同女は遂に實家に歸り、己が祖先並主家の靈を祀りて老後を送りつゝ、あり、斯く悲境沈淪の渦中に一身を投じ、恒に主家を思ふの念厚く、殆んど一生我が身を顧みざりしは、當代稀に見る義僕として世の龜鑑とするに足る、大正十三年三月一日、則榮親善會より義僕として表彰せられ、大正十四年五月十日、先帝陛下御結婚滿二十五年の嘉儀に際し、義僕として表彰せられ、大正十五年二月十日、愛知縣自治會長より義僕として表彰せらる。

愛知縣海部郡大治村

川崎

實性温厚家實ニシテ具ニ辛酸ヲ嘗ム幼ヨリ勞働ニ從ヒ家計ヲ補助シ傍ラ學業ニ勉ム偶々父病牀ニ臥シ身體ノ自由ヲ失ヒ母亦病ミテ歿ス而モ孝養ノ缺クルヲ悞レ婦ヲ迎ヘス自ラ努メテ看護承數至ラザルナク志操ヲ論ヘザルコト二十有餘年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ銀杯一箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

本籍 愛知縣海部郡大治村大字堀ノ内甲四十四番戸

現住所 名古屋市南區熱田西町字幣懸四十一番地

愛知縣平民 川

明治二十九年十月十日生

資性厚厚志操堅實にして父母に仕へ至孝愛親の情に富む學を好み書を愛し常に修養を怠らず其の職務に精勵恪勤己を持する頗る嚴なり明治三十七八年小學校通學當時家に資産なく兄二人は既に歿し長兄は軍隊に入り次で日露戰役に出征し父は中風症に罹り家計頗る困難となるや餘暇を以て或は工場に通ひ或は新聞を配達し或は構才の箱張りや爲す等僅少の賃金を得て大いに家計を補ふやがて日露戰役終りて長兄歸郷せしも間もなく東京に出て家計を顧みざれば一層困難を加ふ小學校卒業に當り學業優秀なるを惜まれ親戚の助力を得て辛ふじて中學校に入學することを得學業大に進みたるも家計益々困難を告げしかば中途にて退學の已むなきに到り一家は同人の支ふる所となる其後或は紡績工場に入り或は郡役所の雇となりて糊口の資を得るに一意専心たりしが不幸にして母亦病床に臥したりしかば心痛一方ならず懇篤看護したれ共其の効なく遂に歿したり母を失ひし後は父に仕ふる益々厚く日夜父の病床に侍し常に嗜好を進め起臥を抱助し或時は負ふて入浴に伴ひ又は乳母車に乗せて遠きを厭はず神社佛閣に參詣せしめ或は市内を散策して體を散ぜしむ又夜は講談新聞等を讀聽せて父の心を慰め孝養到らざるなれ偶々妻帯を勸むるものあるも老父の存命する間は家庭の亂れんことを虞れ固辭して受けず妹あさを力に協せ二十有餘年一日の如く孝養意りなし現在名古屋高等工業學校書記を奉職し精勵恪勤學を好み書を愛し既に蒐るもの一千冊通勤の餘暇には英語露語を修め修養を怠らず又愛親の情に富み隣家の某奇禍に遭ひ傷害を被り臥床するや家極貧なるを哀み盡ならざる中より米鹽等を贈りて之を慰め其の死するに及び葬送の費をも出して之を營めり云ふ洵に他の龜鑑と爲すに足る昭和二年十一月十九日陸軍特

別大演習に際し孝子として御紋菓子を賜ひ昭和三年二月十一日愛知縣知事より褒章條例に依り孝子として表彰せらる

愛知縣丹羽郡犬山町

加藤 子

資性温順幼ヨリ他ニ備ハレ家計ヲ補ヒ長姉歿シ母病褥ニ臥スルニ及ビ歸家看護ニ努メ家計愈窮迫セルモモク父ヲ扶ケテ過勞ニ服シ弟妹ノ教養ヲ怠ラズ刻苦精勵志操ヲ渝ヘザルコト多年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ銀杯壹箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

賞勳局總裁正四位勳二等 天

岡 直 嘉

本籍 愛知縣丹羽郡犬山町大字上野字米野千七百七十八番地

現住所 同上

愛知縣平民 加藤 子

明治三十九年十二月一日生

資性温順にして寡言常に病母の看護慰藉に努め年少の弟妹を世話して家事一切を荷ひ家業に勵み尙寸暇あれば身の修養を怠らず家業より資産なく父茂吉は小作農を業とし其の日の生計を維持す同人は茂吉の二女に生れ尋常小學校を卒業するや製絲工場に傭はれ僅少の賃金を得て家計を補ひ來りしが偶々大正十年一家舉げて流行性感冒に罹り遂に姉を失ひ同時に母すまよは三女を分娩し産後の肥立悪く三女亦死亡するや母は遂に悲歎の餘り病褥に臥することとなり醫藥は勿論百方治療に盡したるも更に其効なく今尙起居の自由を失ふに至る剩へ大正十二年三男の死亡するあり重なる不幸に失費蓄み家計愈々窮迫を告げ止むなく他に借財を生ずるに至れり加ふるに父茂吉は性來虛弱なる身

して時に病あり故に先に姉の死亡するや製絲工場を辭して歸宅し貧困なる家事萬端を處理し且病母の看護慰藉に努め更に他人の手を借らずして孝養至らざるなく朝は鷓鴣曉を告ぐる頃より床を離れ家事一切をなし幼き弟妹を世話して小學校に通學せしめ寸暇あれば貸仕事機械等家計の資を得るに努む斯くて漸く弟妹皆尋常科を了へ同人と力を協せ父を助けて農事を勵み家計を補ふに到る妙齡に達するも毫も己が身を虚飾せず克く父を助けて病母の看護に盡し或は弟妹の教養に或は負債の償還に弱き女の身を以て健氣にも立働き傍ら猶も處女會の幹事を勤め會合の都度寸暇を割きて必ず之に出席し修養に勉むる等終始渝ることなし郷黨擧げて婦女の魁傑と爲す大正十四年五月十日先帝陛下御結婚滿二十五年の嘉儀に際し其の善行を表彰せられ同年同月同日大井町長より其の善行を表彰せらる。

愛知縣中島郡明治村

服部 清五郎

資性温厚幼ニシテ實父ヲ喪ヒ義父ニ仕ヘテ孝養ヲ懈ラズ義父病臥シ母亦病ミ家計頓ニ窮迫ス而モ幼弱克ク看護承歡至ラザルナク日夜勞役ニ服シテ家政ヲ支持ス父母相離テ歿スルモ猶舊儀マズ志操ヲ渝ヘザルコト多年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ銀杯壹箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

賞勳局總裁正四位勳二等 天 岡 直 嘉

本籍 愛知縣中島郡明治村大字儀長八百十三番地

現住所 同上

愛知縣平民 服部 清五郎

明治四十一年七月二十八日生

資性温厚篤實にして品行最も方正克く祖母に仕へて從順弟に對する亦懇篤にして専心家業に精勵す五歳にして實父友松を喪ひ其の後母はつよは友三郎及同人の二兒を伴ひて友松の弟留三郎と結婚し間もなく二子を擧ぐ尙老衰の祖母あり家に資産なく生計頗る困難なりしかば兄友三郎は十二歳の頃他家に奉公し一家は小作農の傍日傭稼を爲し辛ふじて生計を維持することを得たり然るに一家を樹つべき繼父留三郎は大正八年三月頃より不治の「リヨウマナス」に罹り起居困難となる同人は力を竭して看護療養に努むれども毫も回癒せず加ふるに大正九年母亦病歿に臥し益々困窮せり當時十二歳の同人は夙に起き家事萬端を處理して老衰の祖母を慰め類是なき二人の弟を勞はりて通學し歸りて後は農耕に勵精して家計を補ひ具さに看護に努めたるも母は遂に歿し繼父留三郎亦病膏肓に入り全く起臥の自由を失ふ昭和二年二月歿するまで孝養懈らず日夜粉骨碎身農事に努め或は他家の傭役となりて一家を支へ看護孝養到らざるなし目下祖母に仕へて嗜好を進め弟に對する亦懇篤にして己れの衣食を儉約し二弟を扶持して小學校に通學せしむ近隣其の德行を稱せざるなし大正三年三月十三日稻澤警察分署長より孝子として表彰せられ同年同月同日中島郡明治村青年團長より模範青年として表彰せられ昭和二年十一月十九日陸軍特別大演習に際し孝子として御紋菓子を賜ひ昭和三年二月十一日愛知縣知事より褒章條例に依り孝子として表彰せらる。

岡崎市丸山町

柴田 ふじ

資性温順柴田淳平ニ嫁シ柔順克ク舅夫ニ仕ヘ弟妹ヲ勉ム夫明治三十七八年役ニ戦死シ家計窮乏セルモ再婚ヲ斥ケ耕耘ニ勵ミ家事ヲ寧シ幼兒二人ヲ育成シテ志操ヲ渝ヘザルコト二十有餘年洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ銀杯一箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

本籍 愛知縣岡崎市丸山町字奥ノ畑二三番地

現住所 同上

愛知縣平民 柴

田 ぶ じ

明治十四年一月四日生

資性温順にして貞淑克く節を守りて婦道を竭し一意農事に勤みつゝあり實父河澄市三郎は屢々推されて村會議員其他の名譽職に就き村民の信望厚く従て之れが家庭も嚴格にして幼より其の感化を受け青春時代既に郷黨の模範たりしと云ふ明治三十四年四月柴田淳平に嫁す淳平には父及二弟二妹あり同人克く之等に事へ夫婦相和し家業に勤精し同年十二月長男信二を擧げ同三十七年一月二男淳一を擧ぐ時恰も日露戰役に際會し夫淳平召されて滿洲の野に轉戦す其の出征に當りては健氣にも目に一滴の涙すら浮べず夫を激勵して後顧の憂なく起たしめたりと云ふ三十八年三月六日奉天會戰に於て夫淳平名譽の戦死を遂げ戦功に依り勳八等に叙し功七級金鶏勳章を賜ふ同人年二十五二人の幼兒を擁して途方に暮れたるも斯くてはならじと心を勵まし再婚の勧めを堅く拒み一家の柱石となり夙に起き夜半に寢れ耕耘に従事し家計を支へ勇に事へて曾て其の意に悖りたることなく又小男小姑は時に我意を張る傾あるも克く之を掖き勞はり或は家を分たしめ或は嫁がしめ姉とし嫁としての責務を盡す偶々二人の小姑不幸病を得て破鏡の嘆を見るや突々歸りて徒食するも榮も厭嫌せず心を盡して慰めしが其の効なく相前後して歿せり又心勇に狂亂するものありて屢々粗暴の所爲あるも艱苦之に耐へ之を勞はり又男老衰して床に臥すや心を用ふるこゝ厚く能く看病を完ふし其の歿後は供養を怠らず獨力銀を執りて男も及ばざる程家業を勵み克く身を慎み二兒の養育に意を用ふ既にして二兒の長するや亡父の志を繼ぎて盡忠報國の誠を致さしめんと家業の手不足なるに拘らず長男信二を現役志願兵として入營せしめ二男淳一を士官學校に送る二兒亦よく母の意を享げ長男信二は營に在りては眞兵衛に在りては眞兵衛今や青年訓練所の指導係せらる。

こして青年を指導誘掖しつゝあり二男淳一又榮達して陸軍歩兵少尉に任ぜらる之れ全く同人の貞節を守り婦道を竭し慈育宜しきを得たる賜と云ふべし大正十五年六月二十三日額田郡長より節婦として表彰せられ昭和二年十一月十九日陸軍特別大演習に際し節婦として御紋菓子を賜ひ昭和三年二月十一日愛知縣知事より褒章條例に依り節婦として表彰せらる。

岐阜縣安八郡名森村

赤

尾

よ

し

資性温順明治二十四年森藤一方ニ備ハレ長男及次男保育ノ任ニ膺リ二兒ヲ愛撫教養シ更ニ當主病ノ爲半身不隨トナルヤ之ガ看護ニ専心シ傍主腦者トナリテ耕耘ニ従事スル等克ク家事ヲ宰シテ精勵スルコト三十有餘年ニ及ブ洵ニ奇特トス仍テ褒章條例ニ依リ銀杯一箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十日

賞勳局總裁正四位勳二等

天

岡

直

嘉

本籍 岐阜縣安八郡名森村大字森部三千四百三十六番地

現住所 愛知縣中島郡朝日村大字明地字四七丁原三十六番地

岐阜縣平民 赤

尾

よ

し

慶應元年正月九日生

資性温順にして品行方正克く主家に仕へ家事萬端を一身に負ひ其の傍ら農耕に勤み忠實勤勉怠りなし明治二十四年四月中島郡朝日村森藤一方へ乳母として備はれ當主の長男及二男保育の任に當り二兒を愛撫教育せるこゝ實に慈母も及ばず又當主の養父母在世中は實父母に孝養を盡すが如く能く看護慰安に努め些も倦怠の色なく家事萬端を處理す

と共に老主の餘生を泰からしめたり加ふるに當主夫妻は平素病弱にして主人藤一は二十數年前よりリウマチに罹り半身不隨の如く主婦も亦床に就き勝なるを以て一層同情の念を抱き毫も厭ふことなく之れが看護に努め時には主人を乳母車に乗せて寺参り等に行き慰安を與へ餘暇には二反歩餘の耕耘に殆ど自ら主膳者となりて勞働に従事し其の他主家に於ける採米の收納及家事一切も亦擔任す斯る状態にあれば同人に對し屢々其の申込ありたるも自己の境遇を顧みることなく恒に主家を思ひて斷然之を斥け終生主家に盡さんことを決心し今日に至る三十有餘年間志操を變せず給料等の貯蓄も既に數千圓に達せる有様にて洵に世の龜鑑とするに足る大正十一年三月七日中島郡長より義僕として表彰せられ昭和二年十一月十九日陸軍特別大演習に際し義僕として御紋菓子を賜ひ昭和三年二月十一日愛知縣知事より褒章條例に依り義僕として表彰せらる。

第三目 社會事業功勞者

十一月十日社會事業功勞者として内務大臣より左記の者表彰せられたり。

大野 隆 阿彌
青山 衝 天
原 宜 賢
小關 正 道

而して之が表彰狀及銀牌は一月十二日社會局より送付ありたるを以て縣は一月十四日贈位叙位傳達式と共に本縣正廳に於て之が傳達式を舉行せり因に表彰文は左の通りにして同文なり

氏名

多年社會事業ニ盡瘁シ其ノ功勞顯著ナリ仍テ茲ニ大禮ニ際シ銀牌ヲ授與シテ表彰ス

昭和三年十一月十日

内務大臣從三位勳二等 望月圭介 印

本籍 名古屋市中區養老町二丁目四十七番地

現住所 同上

大野 隆 阿彌

嘉永三年三月二十一日生

資性温厚幼より夙に宗教に師依し養老事業を起して熱心に經營すること三十余年其の成績顯著にして養老事業家として名聲高し明治三十年頃同志と謀り名古屋市内在住の貧困者に對し各人の住所を訪ひ其の狀況に依り金穀を施與し來りしが明治三十四年高田久兵衛外二十七名と共に養老事業を企劃し一人に付金百圓宛を寄附し割納金として毎月一圓宛計金二十八圓を贈金する事とし若し維持困難にして解散の止むなき時は發起人一人宛自宅に引取り扶助するの決心を以て空也養老院を設立し市内中區裏門前町の自宅を事務所充て隣家の一棟を借入れて之を收容所とし始めて翁媪十四名を收容せしが爾來一の故障なく昭和元年十二月末日迄に四百十六人の多きを收容し天壽を全ふせしめたり而して同院は逐年收容者の増加に伴ひ收容所狹隘を告げたるを以て明治三十七年七月愛知郡千種町字塚越百八番地に土地を借入れ一棟を建造して收容所を茲に移し次で明治三十九年九月同事務所をも移築し茲に第二收容所及病室各一棟の新築を行ひ本事業の刷新を圖りたり次で大正五年六月名古屋市中區養老町二丁目一番地の二敷地三百八十四坪八合八勺を買ひ求め更に大正十四年三月慶福會より養老事業助成として金五千圓を交付せられたるに付之を基礎とし、茲に買受けたる土地へ木造瓦葺平家建收容本館一種百二坪不造瓦葺平家建男子收容所一種二十八坪不造瓦葺平家建病室

一棟九坪不造瓦葺平家建物置一棟三坪七合五勺と鐵筋物千一ヶ所を建造し、同年十二月竣功を了し翌年四月全部を移轉す、而して昭和二年七月二十八日財團法人設立の許可を得着々業績を挙げ、今日迄に同所に於て收容し天壽を全ふせしめたるもの實に四百二十六名の多きに達せり、其の間發起人として或は副院長及院長として事業に専念し、殆ど其の半世を同事業に傾注せり、眞には此事天聽に達し大正十三年一月立太子禮に際し、銀杯壹個及金二百圓下賜の恩命に浴し、又昭和二年四月には滿三十年以上當事業を經營し其の成績顯著なる故を以て、慶福會より終身獎勵金年額金五百圓を賜はるに至り、尙大正十年以後宮内省より毎年新業獎勵の爲金百圓乃至四百圓下賜の恩命に浴し、又昭和二年十一月陸軍特別大演習に付行幸の勲社會事業功勞者として特別の御恩召を以て拜謁の光榮を賜はりたり、同人の事績は直に名古屋養老事業の發達史たるべく、同院の發達は同人に負ふ處頗る大なりとす。

本籍 靜岡縣小笠郡雨櫻村上垂木二千三百九十七番地

現住所 豊橋市東田町字西前山百番地

青 山 衝 天

明治七年十月四日生

資性濃厚頗る活動家にして才氣あり、夙に社會事業に熱心從事し其の成績顯著にして、今や社會事業家として一般世人の重んずる所となれり、明治三十八年五月豊橋有隣財團の前身たる豊橋育兒院の事務主事に就職し、後明治四十年十二月同院々長となり熱心に事業を經營し、大正十年六月豊橋有隣財團と改稱して理事長に就職し、時代に順應したる事業を増設して今日の成績を擧ぐるに至る、即ち其事業を摘録すれば左の如し。

育兒部(成蹊塾) 明治三十三年十二月孤兒貧兒棄兒虛弱兒等を收容して救濟養育せむが爲創立せるもの、開設以來養育兒童數三百七十七名(内男百九十九名、女百十八名)にして、右の内既に職業に就き獨立自活の見込立ちて退院したるもの百十一

名、他家に婚姻又は養子女となりて退院したるもの十六名、兩親及親族生計の途立ちて引取りたるもの百二十名、中途保護者に引渡したるもの教育中逃走したるもの死亡したるもの計五十三名、他は現在收容教育中のものなり。

男子感化部進取學校 各府縣感化院に容れられざる所謂浮動的不貞兒及犯罪少年を感化善導せむが爲、大正十年四月開設したるものにして、大正十三年七月敷地を知多郡大高町地内に選定し、昭和二年四月新築工事完成開校す、其の今日迄に於ける感化保導總數四十四名にして、内既に感化善導したるもの十八名、訓育中のもの十六名なり。

女子感化部(靜修女學校) 不貞少女並犯罪少女を收容して感化善導せむが爲、大正十四年四月開設したるものにして、開設以來感化訓育總數六十一名、既に感化善導して家郷に歸りたるもの二十七名、訓育中のもの三十三名なり。

保育園 勞働者及内職者の兒童の晝間保育を爲し、勞働者内職者をして安んじて勞働せしむる爲、大正十一年豊橋市談合町談合保育園を開設し、後大正十五年三月同市東田に移轉し、東田保育園と改稱したるものにして、開設以來保育兒童總數三百八十六名、内男八十一名、女二百五十五名、内現在保育中のもの五十二名なり、尙第二保育所として、大正十四年二月豊橋市花田町に花田保育園を開設したるも、男子感化部擴張の爲昭和二年一月廢止せり。

兒童及母性保護部 初め兒童保育上の相談に應ずる爲兒童相談所を開設せしが、大正十三年一月皇太子殿下御成婚記念として之を擴張し、兒童及母性保護部と改稱し徹底的に母性及兒童の保護を爲すこととせり、開設以降保護數九十七名にして、内産婦保護十二名、其の他母性保護二十四名、兒童保護六十一名なり、其の他社會問題研究所を設け、社會問題及慈善救濟に關し研究調査を爲したり。

而して右事業に對して、大正十年以降毎年宮内省より金四百圓乃至五百圓の獎勵金を下付せられ、明治四十三年一月大正天皇皇太子として本縣に行啓の節特別の御恩召を以て拜謁仰付けられ、優渥なる御詔を賜はり、尙昭和二年十一月陸軍特別大演習に付行幸の勲社會事業功勞者として、特別の御恩召を以て單獨拜謁の光榮を賜はりたり。

本籍 名古屋市西區新道町

現住所 名古屋市西區新道町三丁目十二番地

原 宣 賢

明治九年八月三日生

資性温厚頗る活動家にして進取の氣象に富み多年幾多社會事業に従事し其の功績顯著にして社會事業家として名聲高し明治三十四年七月眞宗大學を卒業するや直に滋賀縣膳所監獄の教誨師となり同團の同胞教化に従事し次で名古屋横濱二監獄の教誨師として囚人教化に努む其の間無銭旅行者又は失職者等が窮餘心ならずも犯罪に陥る者多きを認め之が犯罪を未然に防止すべく無料宿泊及職業紹介に關し左の事業を行ひたり。

無料宿泊所 大正四年十月會員組織を以て名古屋市西區志摩町八十四番地に二戸續きの家屋を借受け事務員一名を置き事業を開始せしが大正十五年寄附金二萬四千圓及洋風總二階建家屋一棟の寄附を得之に移轉し昭和二年五月財團法人設立の許可を得たり創立以來昭和三年三月迄の教誨人員六萬四千八百八十七人内男六萬二千七百二十四人女一千四百六十二人に達す而して毎夜宿泊人を佛前に集合せしめ佛敎主義に依り教化を加へ自覺を促す尙ほ初は宿泊に止むるを本則としたるも飢饉に漸する者には食券を與へて特約の食堂にて一食づゝを與へ歸國者及旅行者と認めたるものは金十錢以上を給與し特殊のものには鐵道乗車券を與へ又衣服の給與をなしたるものあり尙大正十五年十二月よりは宿泊人全部に入浴せしむ。

愛知職業紹介所 大正四年十月無料宿泊所の創立と共に職業紹介を開始し宿泊人中求職希望者に職業を紹介し來りたるも職業紹介法に依り大正十年十一月當所を特設す授職人員三千五百七十八人内男三千五百六十六人女七十二人尙大正十五年一月より日傭労働者の紹介を開始し其の人員五千三百八十六人に達す。

二葉保育園 労働者の手足離さなる幼児の晝間受託保育を爲し労働者をして其の能率を上げしむる目的を以て大正七

年九月名古屋市西區上笹島町に保育園を設立し創立以來昭和三年三月末日迄に七百五十八人内男三百九十一人女三百六十七人を收容保育せり。

其の他大正元年十月より大正十三年六月迄出獄人保護愛知慈善會幹事となり大正六年二月同未成年保護部を自坊内に設置し免囚保護事業に貢献する所大なるのみならず尙西區積徳會を設立して窮民救助の方法を講ずる等社會事業に盡力不踴昭和二年十一月陸軍特別大演習本縣行幸の砌社會事業功勞者として特別の御恩召を以て單獨拜謁の光榮に浴したり。

本籍 名古屋市東區百人町六十五番地

現住所 同上

小 關 正 道

明治十三年八月二日生

資性温厚篤實にして公共心に富み夙に兒童保護事業に志し功績顯著なり人格高潔徳望高し明治三十六年七月私立哲學館大學を卒業するや同年九月名古屋盲啞學校幹事となり盲啞兒童保護に従事したるを始め明治三十八年十月財團法人愛知育兒院理事に推薦せられ爾來二十有餘年間萬難を排して同院の經營に盡瘁し或は職員の指導事務所の移轉を或は基金造成の大事業を遂行し同院の本縣模範事業として今日あるの基礎を築き昭和三年四月院長に推薦せらる大正十五年五月方面委員の囑託を受くるや受持區域頗る廣汎なるに拘らず克く詳細なる調査を遂げ隣保相愛の精神を如實に實現し又關係各方面と聯絡提携して住民の生活上を策して已まず常務委員に引續き當選すること三度其の成績顯著なり昭和三年四月東區より推されて本縣方面委員助成會聯合會理事に擧げられ今や其の人格徳望全委員の敬慕の中心たり。

者勞功業事會社



天 衛 山 青



賢 宜 原



道 正 國 小



彌 阿 隆 野 大

者 行 德



シロ 尾 赤



一 崎 川



ゲフ 田 柴



郎 五 清 部 服



マ ス 藤 加

第四 目 勤 績 教 員 及 社 會 教 育 功 勞 者

大禮に際し多年育英の事業に携りたる者及び社會教育に従事し成績顯著なる者を文部省に於て表彰する事となりたるを以て本縣は鋭意其の資格者の調査に従事し其詮衡は極めて慎重に行ひたり。然る處即位禮當日勤績教員七十三名社會教育功勞者七名此の絶大の名譽を擔ふ旨發表せられ次で主務省より本縣宛表彰狀並に賞品壽繪祝箱を送付し來れるを以て同年十二月二十六日日本縣正廳に於て傳達式を行へり。表彰狀文而左の如し。

多年教育社會教育ニ盡瘁シ其ノ成績顯著ナリ仍テ大禮ヲ行ハセラル、ニ方リ之ヲ表彰ス

昭和三年十一月十日

文部大臣從三位勳一等 勝 田 主 計

第一號該當者(學校幼稚園)

年 數	職	名	氏 名
三十三年八月	愛知縣第一師範學校長	中 村 豐 吉	中 村 豐 吉
三十五年十月	愛知縣豊橋中學校教諭	磯 貝 寬 雄	磯 貝 寬 雄
三十二年七月	同 明倫中學校教諭	戸 田 鈞 助	戸 田 鈞 助
三十四年九月	市海中學校教諭	鈴 木 嘉 助	鈴 木 嘉 助

三十八年八月	同
四十年八月	同
三十二年八月	名古屋中學校教師
四十二年四月	同
四十一年九月	名古屋中學校教師
三十一年八月	愛知中學校教諭
三十年一月	同
三十一年九月	愛知縣津島高等女學校校長
三十年九月	愛知縣國府高等女學校教諭
三十七年八月	愛知縣知多高等女學校教諭
三十三年三月	名古屋市立第二高等女學校校長
三十一年九月	一宮高等女學校教諭
四十二年一月	名古屋市立第三高等女學校校長
三十二年六月	皇華高等女學校教諭
三十五年六月	愛知淑德高等女學校教諭
三十六年九月	愛知淑德高等女學校教員
三十五年八月	愛知淑德高等女學校教師
四十二年五月	相山第一高等女學校教諭
三十六年九月	同
	相山第一高等女學校助教諭

吉田光三郎	柳橋兼次郎	菅原永太郎	多々良淺次郎	杉田乘三郎	松田壽一	鈴木光治郎	田村敬作	磯貝彌一郎	森田鹿藏	櫻木安次郎	新野庚午治郎	松野正	寺岡嘉太郎	山村乾十郎	梅村甚太郎	小木曾啓次郎	山名熊吉	船戶義實	花村七六
-------	-------	-------	--------	-------	------	-------	------	-------	------	-------	--------	-----	-------	-------	-------	--------	------	------	------

三十三年八月月	愛知縣名古屋市明倫尋常小學校訓導兼校長	磯部初太郎
三十三年八月月	愛知縣名古屋市大井尋常小學校訓導兼校長	小笠原鑽藏
三十年八月月	愛知縣名古屋市國町尋常小學校訓導兼校長	渡邊半助
三十三年八月月	愛知縣名古屋市中村尋常高等小學校訓導兼校長	杉浦安右衛門
三十年八月月	愛知縣名古屋市清水尋常高等小學校訓導兼校長	中野美道
三十年八月月	愛知縣名古屋市久屋尋常小學校訓導兼校長	加藤美裕
三十三年八月月	愛知縣名古屋市白川尋常高等小學校訓導兼校長	足立由三郎
三十年八月月	愛知縣名古屋市南久屋尋常小學校訓導兼校長	田島一千代
三十年八月月	愛知縣名古屋市白壁尋常小學校訓導兼校長	菱田由太郎
三十年八月月	愛知縣名古屋市白壁尋常小學校訓導兼校長	小澤新十郎
三十年九月月	愛知縣中島郡大里尋常高等小學校訓導兼校長	伊東信
三十二年八月月	愛知縣葉栗郡淺井尋常高等小學校訓導兼校長	岩田儀藏
三十四年八月月	愛知縣海部郡津島第二尋常小學校訓導兼校長	杉山代次郎
三十三年五月月	愛知縣知多郡成岩第一尋常高等小學校訓導兼校長	山田仲吉
三十年八月月	愛知縣知多郡緒川尋常小學校訓導兼校長	久野錦
三十年六月月	愛知縣知多郡藤江尋常小學校訓導兼校長	小田文平
三十二年八月月	愛知縣知多郡橫須賀尋常高等小學校訓導兼校長	成瀬清
三十二年二月月	愛知縣知多郡三和第二尋常小學校訓導兼校長	芳山幹
三十五年五月月	愛知縣名古屋市菅原尋常小學校訓導	服部景雄
三十三年二月月	同	竹内正松

三十年八月月	愛知縣名古屋市白川尋常高等小學校訓導	伊佐次誠太郎
三十一年一月	愛知縣名古屋市上宿尋常小學校訓導	熊澤兼太郎
三十年八月月	愛知縣名古屋市神戶尋常小學校訓導	齋藤彦治郎
三十六年二月月	愛知縣豐橋市松葉尋常小學校訓導	水野謙次郎
三十一年六月月	愛知縣寶飯郡大塚尋常高等小學校訓導	竹内熊次郎
三十年十一月月	愛知縣幡豆郡西尾尋常高等小學校訓導	尾澤藤吉
三十四年	愛知縣碧海郡櫻井第二尋常高等小學校訓導	杉浦増太郎
三十六年三月月	愛知縣碧海郡高濱尋常高等小學校訓導	大久保善市
三十年六月月	愛知縣東春日井郡篠岡尋常高等小學校訓導	近藤吉三郎
三十三年九月月	愛知縣知多郡橫須賀尋常高等小學校訓導	阿知和誠造
三十一年四月月	愛知縣知多郡師崎第一尋常高等小學校訓導	永井佐之吉
三十年八月月	愛知縣寶飯郡御津南部尋常高等小學校訓導	大須賀字平
三十五年九月月	愛知縣海美郡泉尋常高等小學校訓導	石川福三郎
三十一年一月月	愛知縣名古屋市中七町尋常小學校訓導	佐田春彦

第一號該當者(實業學校)

年	數	職	名	氏名
三十一年十一月	一	愛知縣工業學校長	齋藤吉廣	齋藤吉廣
三十四年十一月	一	愛知縣農業學校長	黒田正策	黒田正策

三十一年	愛知縣蒲郡農學校教諭	山本秋三郎
三十三年一ヶ月	名古屋高辻商業學校校長	林聖叡
三十六年二ヶ月	尾張商業學校教諭	石田瀧造
三十二年八ヶ月	私立豊橋商業學校教諭	伊藤壽三郎
三十三年十ヶ月	同	内藤敏三郎
三十五年二ヶ月	名古屋女子商業學校校長、名古屋第二女子商業學校校長	市郎芳樹
三十二年五ヶ月	名古屋女子商業學校教諭	山田宮市郎
三十八年二ヶ月	中京裁縫女學校教員	大口謙一郎
四十年七ヶ月	同	天野富次郎
三十六年十ヶ月	同	谷口秀之助
四十七年	愛知高等女子工藝學校教員	木全菊三郎
三十二年八ヶ月	名古屋市熱田實業補習學校教諭	倉橋正太郎
四十年六ヶ月	名古屋市育英商業學校教員	加藤諒

第二號該當者

年 數	職	名	氏 名
二十八年九ヶ月	大谷派布教師		木津祐精
二十七年一ヶ月	私立安藤動物園長		安藤政次郎
二十六年八ヶ月	愛知縣丹羽郡城東村寂光院住職權少僧正		岩田大法

十六年十一月	愛知縣渥美郡田原町青年團長	伊奈森太郎
十五年	愛知縣葉栗郡聯合青年團長	尼頭繁
十六年四月	岡崎市立圖書館司書	八木開枝
二十一年一ヶ月	私立岩瀬文庫長	岩瀬彌助

尙社會教育事業功勞者につきて其略歴を左に示さん。

木津祐精

資性温厚篤實にして謙讓の徳高く社會奉仕の念に富み名利に恬淡にして社會教化のため盡瘁すること多年なり、主なる功績を擧ぐれば

1. 明治三十三年佛陀會を組織し、名古屋市内の中小學校教育關係者知識及資産階級の同志に佛敎教理の鼓吹に努力し足跡を留る所なし。
2. 明治四十四年社団法人佛陀會獎學部説明學會を建設し、第八高等學校佛敎青年會寄宿舎に無料提供す。
3. 大正六年十月富豪の出資を乞ひて東奔西走し、名古屋市中區南武平町に松若幼稚園を設立し幼児保育に盡す。
4. 大正七年米價騰貴にて人心不安の際、率先中區矢場町に中央簡易食堂を建設し、市民の生活脅威に對する緩和に盡力す。
5. 大正八年東京府東中野に誠明學會を建設し、第八高等學校出身帝國大學學生の寄宿舎に充つ。
6. 大正九年同志と共に新譯佛敎聖典の編纂に着手し、大正十五年完成す。
7. 大正九年佛敎協會を起し、佛敎の精神を普及すべく、其書の出版、宣傳、講演に努力す。

安藤政次郎

資性剛毅にして清廉仁侠に富み、他人の困窮するを見るや我身の困難を忘れて之を救ふ、又動物愛護の範を垂れ豊橋市民より慈父の如く慕はる。

1. 明治二十五年郷里豊橋市に於て養豚養鶏事業を開始するや、一面他の動物類の飼育を樂しみ恒に動物愛護の精神普及に努む遺児捨兒等は克く之を引受け、教育して成業に就かしむ。

2. 夙に社會教育施設として動物園の創設を企圖し、明治二十六年早くも熊狼野猪等を購入して之が飼育法を研究し、明治三十二年郷里豊橋市に動物園を開き以て今日に至る、觀覽者一ヶ年約一千五百六十名なるも、素より之が收入を以て維持費に充つべくもあらず、豊橋市よりは特にこの事業を徳として年々五百圓の補助金と、數地の中七百五十坪を無料貸與するの特典を與ふるも、雖も此の事業維持のため費す私財は尠からざるものあり、小學校兒童中等學校生徒の實地見學に來るものは大に割引し喜んで之を迎ふ。

3. 生來頗る義侠心に富み、豊橋米穀取引所附近に於ける米暴動の際、身を火中に投じて鎮火に従ひ、或は暴風雨に際し深夜金兜を被り市内を巡視し警戒に任じ、飛散する瓦の中を馳驅して各戸の災害豫防に努め、或は人命救助せる等仁侠的行動多し。

岩 田 大 法

資性温良篤學の士にして夙に育英の事業に當り、退きて後は専ら布教に努め社會教化の爲めに盡瘁せる事多年其功績極めて顯著にして愛知岐阜兩縣知事より其美事善行を表彰せられたる事兩指を以て數ふるも尙足らず、最近の一例として昭和二年十一月十三日小幡愛知縣佛教會長より社會事業に盡力せる故を以て銀盃一組を贈られたり、其略歴左の如し

1. 明治三十三年豊山派中學校習字講師を囑託せられ傍ら尾形雲海に就きて書道を勉學する所あり、著しき進境を示し明治三十四年十二月文部省より中等教員習字科免狀下附せられ、越へて同三十五年愛知縣丹羽郡城東村大字繼鹿尾寂光院住職に就任せり。
2. 翌明治三十六年八月愛知縣本派宗務所評議員に選出せられ、明治四十五年十月に至れり。
3. 明治四十五年愛知縣丹羽郡犬山町立實科高等女學校教諭拜命、大正七年六月退職、返事ら育英の事に従ふ。
4. 大正十二年二月三等布教師拜命、同年秋關東地方大震災に際し愛知縣佛教會より慘死者吊問使として東京市横濱市に派遣せらるゝや、萬難を排して慘死者の吊問につきむ、同十四年三月權少僧正に昇補せらる、尙大正九年愛知縣佛教會丹羽郡代議員並に理事に選出せられ、代議員は大正十五年十一月退きし、今尙引續き同理事たり。

伊 奈 森 太 郎

愛知縣渥美郡田原中部尋常高等小學校訓導兼校長にして、明治三十七年十月以來同一學校に勤續し、其の間田原教育會副會長たること十九年五ヶ月、町立通俗圖書館長たること十六年十一月、青年團副團長若くは團長たること十六年九月、月女子青年團長たること九年三ヶ月に及び、此の外愛知縣聯合青年團理事、愛知縣女子聯合青年團理事に推され、且青年團練所主事兼指導員、華山會理事、渥美郡校長會長等各方面の社會教育事業に盡瘁する所甚大なるものあり、資性極めて温厚徳高く子弟の養育力頗る大にして、町民の之を視ること慈父の如く、徳望彌々高し、町青年團女子青年團は何れもその創設にかかり成績見るべきものあり、特に女子青年團は本年二月十一日本縣より優良團體として表彰せらる、これ一に其指導宜しきを待たる表はれと云ふを得べきなり。

尾 頭 繁

資性温厚身を以て衆を率ひ、殊に郷里の子弟の指導養育に心血を注ぎ、大正二年十一月葉栗郡葉栗村青年會理事に選任せられてより、今日迄青年團指導に従事すること十五ヶ年に及び、大正八年推されて葉栗村青年團長となるや、該青年團の

成績著しく向上し、大正十五年二月には山脇愛知縣知事より表彰せらるゝの光榮に浴せり、次て葉栗郡聯合青年團長に推され、今や郡内青年團を恰く指導しつゝあり、更に實業補習教育に意を用ひ之が成績の向上を計ること多年なりしが、昭和二年四月には小幡愛知縣知事より實業補習教育功勞者として銀杯一個を贈り表彰せられたり、現に葉栗實業補習學校長たり。

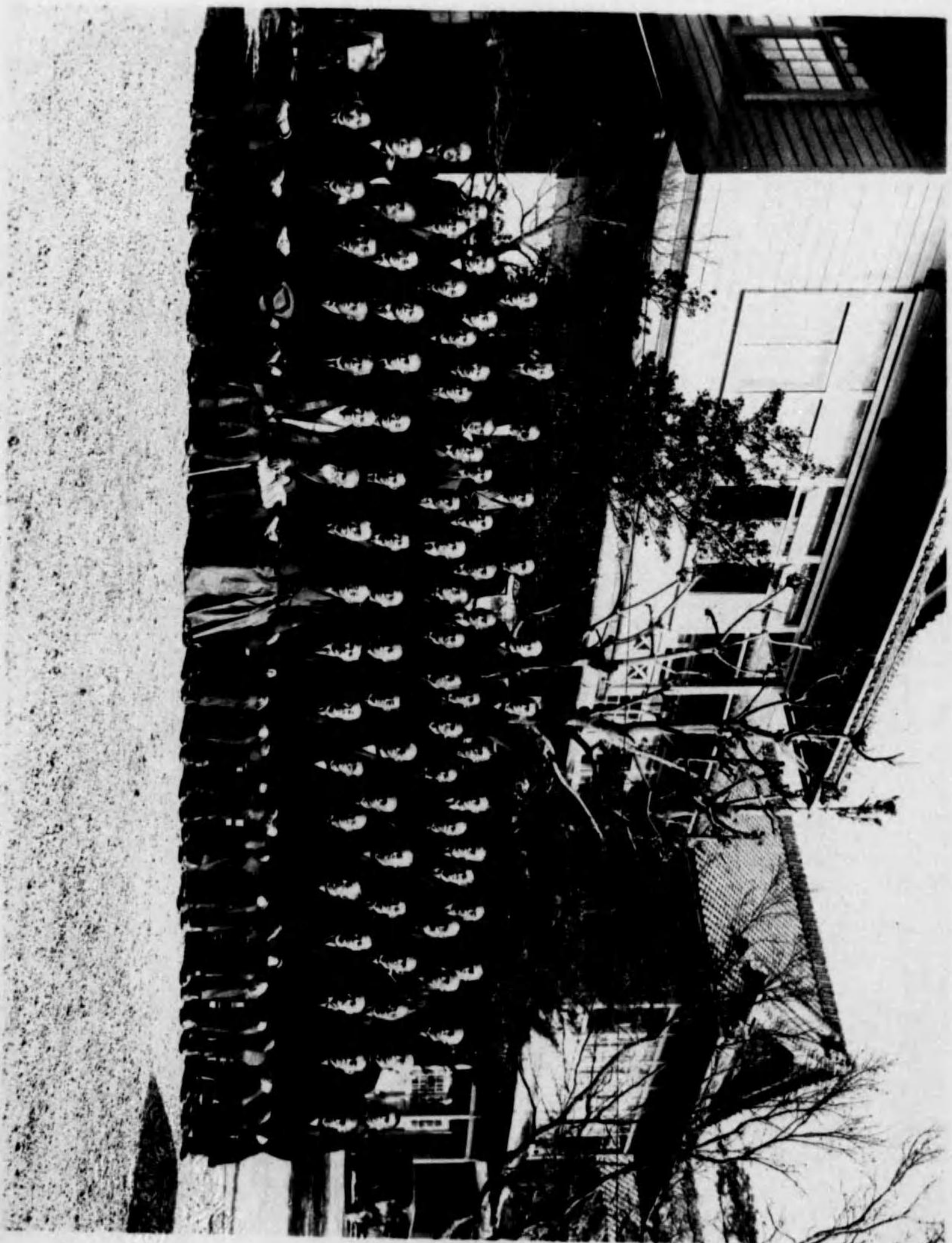
八 木 開 枝

資性温厚多年小學教育に盡し、明治四十五年六月三十一ヶ年に互る小學校訓導の職を退くや、意を社會教育に注ぎ、殊に圖書館の普及發達によりて社會教育教化に資せんと欲し、明治四十五年七月岡崎町立圖書館の開設せらるゝに方り、書記として入り、大正五年六月三十日岡崎市制發布岡崎市立圖書館の開設せらるゝや、更に入りて書記となり、次いで大正九年三月司書となり、今日に至る、町立時代より十六年四ヶ月の長期に亘り、圖書館事業に盡瘁したるものにして、今日名古屋豊橋圖書館と共に縣下公立圖書館の代表的のものたる盛況を呈すに至れるもの、同人の功に俟つべきもの多しとす。

岩 瀬 彌 助

資性温厚公共の念強く、郷黨子弟の指導に常に留意し、今日迄諸種團體に寄附せる金額莫大のものあり。

1. 明治四十年十月六日幡豆郡西尾町大字鶴城に數萬圓を投じ、私立岩瀬文庫を設立し、毎日曜日を開館して、一般公衆の閲覧に供し、地方開發の資とせり、敷地約二千坪、建物本館平家百四十三坪、書庫二階、延坪三十坪なりしも、漸次狹隘を告ぐるに至りしを以て、大正十年十一月煉瓦造三階建地下室別に、多りの書庫延坪九十六坪、外附屬廊下其他庭園千五百坪の増築成れり、藏書八萬九千七百冊、一ヶ年經常費二千圓を算す。
2. 圖書館に附屬して六十坪の公會堂を設け、講演其他一般に開放す。



著勞功育教會社及著育教續助

3 明治四十二年十二月卒先して株式会社西尾鐵道を發起し、郷里西尾町發展のためには必要欠くべからずとなし、若し贊成者無きに於ては一身にて之を引受けんと決心し、只管同鐵道の敷設に努力せり、同鐵道は單に西尾町のみならず、幡豆郡全般の便を助くるものにして郡民の感謝する所たり。

4 西尾高等女學校に壹萬圓を、西尾蠶糸學校に壹萬五千圓を寄附し、尙大正十五年八月には西尾中學校新設費として壹萬五千圓を寄附せり、大正七年二月十一日多年地方公共の事に力を致し、地方改良のため盡瘁したる功績顯著なる故を以て、松井愛知縣知事より銀杯一個を贈られて表彰せられ、大正十四年二月十一日公益のため私財を寄附したる故を以て、紺綬褒章を下賜せらる。

第二款 養老

第一項 養老賑恤の御沙汰

十一月十日即位禮當日、德音類に降り、恩露普く霑ひ、恩赦の詔、養老の典等相續いで降り、仁政普く行はれ、老者之に安じ、少者之に化す、天恩の優渥に感ぜざるものなし、畏くも、聖上陛下には同日午前九時左の知き、御沙汰を内閣總理大臣に下し給へり。

御沙汰

老ヲ養フハ歷朝ノ至孝ヲ天下ニ勸ムル所以ニシテ、窮ヲ賑ハスハ列聖ノ博愛ヲ兆民ニ獎ムル所以ナリ、朕即位ノ禮ヲ行フニ臨ミ、祖宗ノ遺訓ヲ遵守シ、養老賑恤ノ典ヲ舉ゲシム、其レ有司ニ命ジテ、敬ミテ朕ノ意ヲ宣ベヨ

之れと同時に賑恤金百五十萬圓各地へ頒賜の御沙汰あり。賑寡孤獨慈雨に浴し翁媪悉く感泣并躍す。賑恤につきては別に項を改めて記述せんも、養老賜盃につき我が愛知縣に於て此の洽遍なる恩典を蒙れる者壹萬五千三百九十七人にして大正四年 大正天皇御即位禮の時一萬三千二百七十五名に比する時は實に二千二百二十二名の増加なり。而して其奉授式は名古屋市に有りては各區役所、其他の市町村に有りては各其の議事堂、町村役場、學校等に於て當日一齊に之れを舉行したること別項詳に記せるが如し。今要を摘し其の顛末を叙し聖恩の渥き所以を記念せんとす。

第二項 高齡者取調

是より先き昭和三年二月二十四日內務大臣官房文書課長より本縣知事宛高齡者取調方につき照會あり。右通達に基き本縣に於ては各市町村長に向け左の如く取調方照會せり。
官第二一八號

昭和三年四月二十日

各市町村長宛

愛知縣知事官房主事

高齡者取調方ノ件照會

今般其筋ヨリ調査上必要有之候趣ヲ以テ照會ノ次第モ有之候ニ付テハ本年八十歳以上ニ達シタル高齡者ヲ左記要項ニ依リ御取調ノ上來ル六月三十日迄ニ必ず御回報相成度

記

- 一、八十歳以上ノ高齡者ヲ左ノ三類ニ區分シ別紙様式ニ依リ各別紙トシテ報告セラレタシ
- 第一 八十歳以上九十歳未満ノモノ
- 第二 九十歳以上百歳未満ノモノ
- 第三 百歳以上ノモノ
- 二、年齡ハ算年ニ依ルコト
- 三、日本臣民タル以上身分職業ノ如何ヲ問ハズ
- 四、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ト雖昭和三年十一月十日以前ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル者ハ差支ナキコト
- 五、調査報告後昭和三年十一月九日以前ニ死亡又ハ身分ニ異動ヲ生ジタル時ハ其ノ都度即報ノコトヲ様式

第一(第二)第三

現住	住所	氏名	男女別	生年月日	算年

昭和三年四月二十日付官第二百十八號を以て高齡者取調方照會せるは既記の如くなるが質疑の向も

ありしを以て六月二十三日各市町村長宛重ねて左の如き通牒を發せり。

官第二一八號

昭和三年六月二十二日

愛知縣知事官房主事

各市町村長宛

高齡者取調方ノ件通牒

四月二十日官第二一八號ヲ以テ及照會置候標記調査ハ現住者ヲ御調査ノ事トハ存候ヘ共御問合ノ向モ有之候ニ付爲念

追テ本籍ヲ有シ他市町村ニ居住ノ者ハ本調査ニ洩レザル様現住地ヘ御注意相成候様致度申添候

本縣に於ては一層調査の正確を期する爲め特に統計係をして養老孟事項を所管せしめ鋭意事務の進捗を盡れり。

官第二一八號

昭和三年九月五日

愛知縣知事

内務大臣官房文書課長殿

高齡者取調方ニ關スル件照會

本年二月二十四日付内務省內書第一號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ニ關シテハ客月八日付官第二一八號ヲ以テ御回答致候處今同右取調方ニ關シ左記ノ原疑義相生シ候條何分ノ御回示相煩度此段及御照會候

追テ本縣ニ於テハ本御回示ヲ得次第全管ニ涉リ更メテ調査ヲ可致豫定ニ有之候ニ付右御含ミノ上至念御回示相煩度申添候

記

一、本調査ハ本年算へ年八十歳以上ノ者並永二年以前ニ生レタル者ニシテ本籍人タルト非本籍人タルト問ハズ現ニ

本縣内ニ居住スル者ヲ調査スベキモノナリヤ

又非本籍人ニアリテハ現住者タル以上ハ住所又ハ居所寄留ノ届出ノ有無ヲ問ハズ總テテ調査スベキモノナリヤ

二年齡ハ戶籍簿ニ記載ノ生年月日ニ依リ算定スベキモノト思考セララルモ若シ戶籍簿ニ記載ノ生年月日ガ實際ノ生年月日ト相違スル者即チ

(1) 戶籍簿ニ記載ノ生年月日ニ依レバ八十歳以上ナルモ實際ノ生年月日ニ依レバ八十歳ニ達セザル者

(2) 戶籍簿ニ記載ノ生年月日ニ依レバ八十歳未滿ナルモ實際ノ生年月日ニ依レバ八十歳以上ナル者

ハ如何ニ取扱フベキヤ若シ右(1)ノ該當者ハ實際ノ生年月日ニ依ルベシトセバ單ニ本人ノ申出ノミニ依リ認ムベキヤ將又市町村長等ノ證明アル者ニ限リ認ムベキヤ

三、行旅病人收容所又ハ養老院等ニ收容中ノ者ニシテ本籍ナキモノ又ハ本籍分明ナラザルモノニ就テハ年齢ノ判定ハ如何ナルモノニ依リ之ヲ爲スベキヤ

四、刑ノ執行猶豫中ニ係ル者ハ刑ノ執行中ノモノトシテ取扱フベキヤ

右に對し夫々適當の回答ありたり本縣は高齡者に對する疑義を明かにし更に調査の完璧を期する爲め高齡者票を用ひ精密調査せしむる事となれり。

禮總第七二號

昭和三年九月十八日

愛知縣知事官房主事

各市町村長殿

高齡者取調方ノ件照會

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

標記ノ件ニ關シテハ去ル四月二十日官第二一八號ヲ以テ御照會致シ夫々御回答ヲ得候處更ニ此際小票ヲ用ヒ再調査ヲ爲シ調査ノ正確ヲ期スルト共ニ今後ノ處理ヲ敏活ナラシメ度候ニ就テハ左記高齡者調査心得ニ基キ御調査相成高齡者票不日可及御送付ニ記入整頓ノ上來ル十月五日迄ニ必ズ當廳ニ到着スル様御提出相成度

追テ本高齡者票提出以前ニ係ル異動報告ハ去ル四月二十日官第二一八號照會ノ調査要項五ニ依リ即報相成提出後ニ係ル分ハ本文調査心得十一項ニ依リ御取扱相成度爲念

記

高齡者調査心得

- 一、高齡者トハ本年算ヘ年八十歳以上ノ者嘉永二年以前ニ生レタル者ヲ謂フ
- 二、年齡ハ戸籍ニ記載ノ生年ニ依ルコト
- 三、高齡者ハ本籍人タルト非本籍人タルトヲ問ハズ其ノ市町村ニ現住スル者總テヲ調査スルコト(所在不明ノ者ハ調査セサルコト)
- 四、現ニ其ノ市町村ニ居住スル者ハ住所又ハ居所寄留ノ届出ノ有無ニ拘ラズ總テ調査スルコト
- 五、日本臣民タル以上ハ身分職業ノ如何ヲ問ハズ洩ナク調査スルコト
- 六、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ト雖昭和三年十一月十日前ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル者並刑ノ執行猶豫中ノ者ニシテ昭和三年十一月十日前ニ猶豫期間滿了トナルヘキ者ハ調査スルコト
- 七、一人ニシテ二以上ノ市町村ニ交互居住スル者ニ就テハ十一月十日ニ於テ現ニ居住スル見込ノ市町

村ニ於テノミ之ヲ調査スルコト但シ此ノ場合ハ關係先市町村長ヘ其ノ旨通報シ重複脱漏ナキ様注意スルコト

- 八、高齡者ハ實地ニ就キ生存ヲ確メタル上左記ノ事項ヲ調査シ高齡者票ニ記入スルコト
 本籍地 現住所 氏 名 男女ノ別 出生ノ年月日 算ヘ年
- 九、高齡者票ノ記入ヲ終リタルトキハ之ヲ男女ニ別テ各生年月日ノ順ニ重ネ若キモノヲ上ニシ帶紙ヲ以テ一括シ更ニ之ヲ總括シ提出スルコト
- 十、高齡者票ニ基キ左記様式ノ要計表ヲ作製シ高齡者票ト共ニ提出スルコト
- 十一、高齡者票ニ基キ左記様式ノ要計表ヲ作製シ尙市ノ總計表ヲ作製提出スルコト

高齡者數要計表		郡市町村名	
		男	女
八十歳以上九十歳未満			
九十歳以上百歳未満			
百歳以上			
計			

昭和六年愛知縣記念録

十一、高齡者票提出以後十一月十日迄ノ間ニ於テ既ニ調査シタル高齡者ニ異動死亡住所ノ變更等アリタルトキ、新ニ來住者アリタルトキ又ハ重複脱漏ヲ發見シタルトキハ其ノ都度文書ヲ以テ異動ノ年月日事由等新ニ追加ヲ要スルモノニ就テハ高齡者票所定ノ事項全部ヲ官房主事宛報告スルコト前項ノ異動事項ニシテ本縣内他市町村ニ關係アルモノニ就テハ直チニ之ヲ關係先市町村長ヘ通報スルコト

高齡者票は次の様式なり。

本籍地及現住所ノ欄ニハ府縣都市區町村大字番地マデ記入スルコト

高 齡 者 票			
本籍地	現住所	氏名	出生年月日
愛知縣	愛知縣		
番地	番地	男 別女	算へ年
			歳
備考			

(縣 知 愛)

文字ハ字畫明瞭ニ記入スルコト

尙宮廷係に於テ執務上ノ便利を得べく、左記算年早見表を作成せり、參考の爲ニ登載す。

算年早見 (昭和三年起算)	天											
	保			化			天			天		
出生年	九七*	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八
算年	八〇*	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一
算年	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
算年	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
算年	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
算年	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七
算年	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
算年	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一
算年	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三
算年	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五
算年	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七
算年	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九
算年	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一
算年	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三
算年	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五
算年	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七
算年	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九
算年	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一
算年	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三
算年	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五

禮總第七二號

昭和三年十月十九日

愛知縣知事官房主事

各市町村長殿

高齡者取調方ニ關スル件

客月十八日付本號ヲ以テ御照會シタル標記ノ件ニ關シテハ充分御留意ノ次第ト被存候處尙左記事項御承知ノ上夫々可然御取扱相成候様致度

記

一、戸籍記載ノ生年月日ニ依レハ算ヘ年八十歳以上トナルモ其ノ戸籍記載ノ相違其他ノ事由ニ依リ事實八十歳ニ達セサルモノノ如キハ今次ノ調査ニ於テハ之ヲ除却スル方可能ト被存候ニ付本人又ハ戸主ヨリ調査辭退方ヲ申出テシメ其ノ旨詳細貴職ヨリ申出テラレタシ

二、戸籍記載ノ生年月日ニ依レハ算ヘ年八十歳ニ達セサルモ事實八十歳以上ノモノアルトキハ此際取急キ戸籍訂正ノ手續ヲ爲サシムル様致度而シテ右ニ依リ八十歳以上ノ高齢者トナリタルモノハ九月十八日禮總第七二號照會高齢者調査心得第十一ニ準シ直ニ報告セラレタシ

三、第二項ニ依ル戸籍訂正ノ手續急速ニ運ヒ難キモ之カ事實ヲ證明シ得ルモノニ付テハ主務省ニ對シ稟議方取運フ様致度見込ニ付相當書類ヲ添付シ貴職ヨリ詳細御申出アリタシ

今回の養老孟は各府縣在住八十歳以上のものたることを原則とせられたるに、町村に依りては本縣内に本籍あるものは他府縣に在ると否かを問はず苟も失踪の宣告を受けざるもの全部を申請せるあり、充分に其の意味徹底せざるの感ありしを以て前記の如き通牒を發せり然して高齢者の調査の如きは常に移動性を帯び極めて難事業たるも、一方萬一調査に遺誤脱漏あるが如きことありては甚だ恐懼の次第にして又高齢者に對しても千載一遇の光榮を失はしむる所以なるを以て、宮廷係に於ては鋭意調査の確實を期し不眠不休各市町村役場を督勵し不斷の努力を續けたり然して調査の進むにつれ左の如く種々の問題に逢着せり。

(イ) 戸籍簿記載の生年月日に依れば八十歳以上なるも、實際は八十歳未滿なるを以て高齢者調査より除外方申請せるもの(舊幕時代)ありては戸籍事務素より今日の如く正確ならず、又明治初年戸籍編成當時往々戸籍簿に誤載あり、或は死亡兄弟の生年氏名を其儘其弟妹に於て踏襲せるあり、又は其の當

時兄弟の年齢を誤り届出て置きしものさへありて、今回の調査を受くるに至り右事實判明辭退を申出るもの十七名に及べり。

(ロ) 戸籍簿に記載の生年月日に依れば八十歳未滿なるも、實際の生年月日に依れば八十歳以上なるに付高齢者として調査されたしと申請せるもの(本項に付てもイ)の場合同一の理由に依り戸籍編成當時種々の手違ひありしもの如く、近隣知人其他各種の説明書を添付し、中には臍の緒を提出八十歳以上の高齢者たることを承認されたき旨申請するものさへあり、各市町村役場をして精密なる調査を遂げしめ、事由明白のものは手續を経て其の取扱を爲すに至れるもの七名に及べり。

(ハ) 十一月十日奉授式後高齢者調査に脱漏したる旨を以て追加方申請せるもの(石は多く寄留手續上の誤解によれるか、又は本籍地と寄留地と連絡を缺きたるに依るもの多く、之亦證據書類に依り慎重審議を遂げ重複申請の虞あるを以て其の點に留意し、合計三十四名に對し追加申請の手續を爲せり、本件は奉授式後に記述するを正當とせんも便宜上茲に録せり。

高齢者調査は縣下各市町村に於て圓滑なる聯繫の下に事務の進捗を計れるも、一方他縣とも又密接なる交渉を有するものにして、各府縣より頻々として本件に關し照會に接せるを以て即時回答して事務の滯滞を防ぎ、本縣よりも又左の如き通牒を發して他府縣との連絡調和を計れり

禮總第七二號

昭和三年十月二十日

關係道府縣御中

愛知縣

高齢者ニ關スル件

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

昭和十一年愛知縣紀念誌

本年二月二十四日內務省內書第一號照會ニ係ル標記ノ件調査候處貴道府縣ニ本籍ヲ有スルモノニシテ本縣内ニ現住スル者別記ノ通ニ有之右ハ當縣ニ於テ處理可致候條御了知相成度爲念及通知候也

通知先道府縣名(人名住所界)

(縣名下ノ數字ハ高齡者數)

岐阜縣	一三七	埼玉縣	三	和歌山縣	二	滋賀縣	七	秋田縣	一
三重縣	七六	福岡縣	六	鳥取縣	二	廣島縣	五	奈良縣	三
長野縣	一五	島根縣	一	香川縣	三	熊本縣	二	神奈川縣	一〇
山口縣	三	石川縣	六	岩手縣	一	茨城縣	三	山梨縣	四
東京府	五一	徳島縣	一	兵庫縣	一	長崎縣	三	群馬縣	三
北海道廳	一一	新潟縣	三	福井縣	四	栃木縣	一	愛媛縣	三
静岡縣	三八	宮崎縣	一	大阪府	一一	大分縣	一	京都府	一五
岡山縣	八	千葉縣	一	宮城縣	三	山形縣	一	富山縣	八

高齡者調査對外的施設既報の如し對内的には右調査の實際の衝に當れる各係員に左の要項を示し高齡者票の整理に當り分擔を定め、地方市町村役場に對する監督表を作成し、完成の上は別記目錄の通り關係書類を主任者に引繼がしめ、事務の統一を計り正確なる基礎の下に調査を進めたり。

高齡者ノ調査並小票審査要項

- 一、監督表ニ縣受付ノ月日ヲ登錄要計表未提出ノモノハ提出セシムルコト
- 二、要計表ノ數ト小票ノ數トヲ照合男女別年令分類階級別ニ
- 三、生年ト算年トヲ對照審査

四、氏名ト男女ノ別トヲ對照審査

五、四月二十日照會ニ對スル回答書高齡者調査ト小票トヲ對照審査

現住所小票ノ現住所カ出票市町村外ナルモノハ削除セシムルコト

氏名

男女ノ別

出生年月日

注意 高齡者調査ノ下欄々外ニ死、消所在不明等ト記載シアルモノハ出票ナキ筈又右調査末尾ニ報告後追加トシ記入シアルモノハ出票アル筈

六、今回提出ノ小票中高齡者調査ニ記載ナキモノニ就テハ一應照會シ現住者ナルトキハ高齡者調査ノ末尾ニ報告後追加トシ追記スルコト

七、高齡者調査ニ記載シアリ而シテ下欄々外ニ何等ノ記載ナキモノニシテ出票ナキモノニ就テハ報告洩ニアラサルヤチ一應照會スルコト

八、本籍地ト現住所ト異ルモノニ就テハ

(1) 本縣内ニ本籍ヲ有スルモノハ本籍地ノ市町村ノ調査ト對照シ重出シアラサルヤチ調査スルコト

(2) 本籍地他府縣ナル小票ニ就テハ小票ニ記載ノ事項ヲ全部別紙ニ書取ルコト

九、異動報告ヲ受理シタルトキハ高齡者調査下段ニ記録前記五ノ注意並六ニ準シノ上差引簿ニモ記載

(一) 一參照シ尙出票前ノ異動ニ就テハ

(1) 死亡所在不明誤調他府縣へ轉出ノ爲削除ヲ要スルモノハ新ニ小票ヲ作製現住所、氏名、男女ノ別算

年、削除ノ事由ヲ總テ朱書ニテ記入シ小票ハ別ニ整理シ置クコト

出票后ノ異動ニ就テハ

(1) 追加ノモノハ新ニ小票ヲ作製スルコト

(2) 削除ノモノハ小票ノ備考ニ其ノ事由ヲ記入シ小票ハ別ニ整理シ置クコト

(3) 縣内ヘノ住所ノ異動ハ小票ノ備考ニ其ノ事由ヲ記入シ小票ハ當該市町村ノ分ハ組換ヘ置クコト
尚組入レタル場合ハ一應關係市町村ヘ照會シ出入双方ヨリ報告ヲ徴シ置クコト

異動報告ヲ處理スルニ當リ本縣内他市町村ニ關係ヲ有スルモノノ追加削除ニ就テハ關係先市町村ノ分ト必ス照合シ重複脱漏ヲ來ササル様注意スルコト

一〇、高齢者差引簿所載ノ數ハ高齢者調査所載ノ數ヲ基トシ其後ノ異動報告ノ數ヲ加除シタルモノニシテ其ノ現在數分擔引繼當時ハ今回提出ノ高齢者票ノ數ト一致スヘキ筈ナルモ當初ノ調査誤又ハ異動報告未済ノモノアル場合ハ夫レ丈テ數ニ相違ヲ來スヘキナリ依テ調査誤ノモノハ之ヲ訂正加除シ又異動報告未済ノモノハ之ヲ報告セシメ加除差引タル場合ハ必ス小票ノ數ト差引簿ノ現在數トハ一致スヘキモノナリ而シテ異動ノ報告ハ受理ノ都度本簿ニ記載加除次項參照シ何日ノ現在數ニテモ判明スル様整理シ置クコト

一一、差引簿摘要欄ニハ縣受付ノ月日並異動報告書頭書ノ人名及異動人員數ヲ記載シ増減數ハ當該欄ニ増ハ黒減ハ朱ニテ記載シ差引現在數ハ増減アリタル度ニ現在數欄ニ差引記載ノコト

一二、高齢者現在數ハ十月二十日、二十五日、三十一日、十一月五日、九日ノ現在ニ依リ夫々調査シ郡計表ヲ作製スルコト

引繼書類目録 (各係員ヨリ統計主任者ヘ)

一、監督表 一、異動報告綴 一、要計表綴 一、高齢者差引簿 一、高齢者調査書綴 一、高齢者票監督表記載ノ分

高齢者數調査の事は極めて精密嚴格を要すべく、常に計數精算の事務に熟達精通せる統計係をして其衝に當らしめたるが、同係は前記の如き高齢者調査並小票審査要項を制定して組織的に調査に従事し、縣下各市區町村役場を督勵して、正確なる數字を得る事に努めたり。而して本調査は其對象たる高齢者常に移動性を帯べるを以て甚だ難事業なりしも、銳意努力の結果各市町村より進達せる數字を集計して、八月八日左の通り本省宛通報する處ありたり。

昭和三年八月八日

愛知縣知事 小 幡 豐 治

高齢者取調ノ件回答

二月二十四日內書第一號ヲ以テ御照會相成候本縣内現住本年八十歳以上ニ達シタル高齢者左記ノ通りニ有之候條御了知相成度

記

(八月七日現在)

第一、八十歳以上九十歳未満ノモノ

一萬五千六百六十九人

第二、九十歳以上百歳未満ノモノ

七百七十六人

第三、百歳以上ノモノ

八人

然るに九月二十六日に至り宮内大臣官房庶務課長より、高齢者八十歳以上九十歳以上百歳以上に分類し、十月一日現在數電報にて照會ありたるを以て、十月二日現在數高齢者八〇歳以上一五三一七九〇歳以

上七二九・一〇〇歳以上八なる旨返電せり然して實際の確定數は左表の如し。

高齡者調査確定數

市郡	八十歳以上九十歳未満		九十歳以上百歳未満		百歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	
名古屋市	二,〇一〇	一,〇八一	三三	四三	一	一	三,〇九二
東區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
西區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
南區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
市計	二,〇一〇	一,〇八一	三三	四三	一	一	三,〇九二
豊橋市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
岡崎市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
一宮市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
愛知市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
東春日井市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
西春日井市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
丹羽市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中島市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中津島市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
海部市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
知多郡	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
合計	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇

高齡者各歳別

市郡	八十歳		九十歳		百歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	
名古屋市	一,三三三	二,〇九二	一,〇八一	一,〇八一	一	一	三,〇九二
東區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
西區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
南區	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
市計	一,三三三	二,〇九二	一,〇八一	一,〇八一	一	一	三,〇九二
豊橋市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
岡崎市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
一宮市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
愛知市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
東春日井市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
西春日井市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
丹羽市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中島市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
中津島市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
海部市	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
知多郡	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇
合計	一,〇八一	五八四	一	一	一	一	一,六〇〇

八十五才	三六四	六九一、二五	九十五才	五	五	元	百五才						
八十六才	三六八	七〇〇	九十六才	五	四	元	百六才						
八十七才	三七一	七〇六	九十七才	二	二	元	百七才						
八十八才	三三三	七一二	九十八才	二	三	元	百八才						
八十九才	三三三	七一二	九十九才	一	五	元	百九才						
總計 五、三三〇、〇六九 一、五三九、七〇七													

尙百歳以上の高齢者當局より照會し來れる爲め本縣は直ちに調査の上左の八名を回答せり。

現 住 所	男女ノ別	氏 名	算へ年
中島郡大里村大字北島字城二八番地 名古屋市西區廣井町三丁目四七番地 名古屋市東區杉村町三二二四番地 名古屋市南區瑞穂町字南前田八三番地 名古屋市東區田代町字月見坂四四番地 名古屋市東區米濱町二五番地 東春日井郡瀬戸町大字瀬戸七六五 名古屋市中區廣路町五七六番戸	女	佐治	一〇〇
	男	藤市	一〇一
	女	伊藤	一〇二
	女	浅井	一〇三
	女	伊藤	一〇三
	女	中村	一〇三
	女	河村	一〇三
	男	岩田	一一〇
	男	大原	一一一
	女	大原	一一四
	女	大原	一一四

第三項 式の次第と賜杯到着發送
 第一目 式典次第と注意

内務省内書第一號

昭和三年九月六日

愛知縣知事殿

内務次官

本年大禮御舉行ニ際シ歴朝ノ嘉例ニ依リ即位禮當日ヲ以テ養老ノ典可被爲行高齢者ニ對シ左記ノ通り木杯並ニ酒肴料ヲ下賜可相成趣ニ就テハ本年二月二十四日内書第一號照會ノ資格者ニ對シ當日一齊ニ本人ニ下附相成様致度尙之レカ賜與ノ方法ハ別記ノ通御取計相成度候
 追テ木杯ハ御報告ノ員數ヲ以テ宮内省ヨリ近日貴廳へ直接送付可致又酒肴料ハ本年十月中ニ於テ同省ヨリ貴官へ送付ノ趣ニ候條御承相成度

記

- 一、八十歳以上ノ者 (朱塗木杯小壹個酒肴料金五拾錢宛)
- 一、九十歳以上ノ者 (朱塗木杯大壹個酒肴料金壹圓宛)
- 一、百歳以上ノ者 (朱塗木杯三ツ組壹組酒肴料金壹圓五拾錢宛)

別記

- 一、奉授式ノ舉行ハ即位禮當日タルコト
- 一、式場ハ大休左記ニ依ルコト
- (イ)道廳府縣廳所在及其附近ノ市區町村ノ住民ニ對シテハ道廳府縣廳
- (ロ)支廳所在及其附近町村ノ住民ニ對シテハ支廳
- (ハ)以上ノ外ノ市區町村住民ニ對シテハ市役所區役所町村役場等

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

- 一、奉授ヲ掌ルヘキ者ハ其廳ノ長タルコト但シ不得已事情アルトキハ其代理者
- 一、奉授ヲ受クヘキ者ハ不得已事情アル者ノ外ハ本人ヲ出頭セシムルコト
- 一、式場ニハ成ルヘク官公職ヲ有スル者名望家等ヲ參列セシムルコト

内務省内書第一號

昭和三年九月十二日

内務次官

愛知縣知事殿

九月六日内書第一號ヲ以テ即位禮當日高齢者ニ對シ木杯並ニ酒肴料下賜ノ件ニ關シ申進置候處之レカ賜與ニ伴フ手續拜受ニ關スル事項等左記ノ通宮内省ヨリ申越候條右様御承知相成度此段及通牒候也

記

- 一、賜物傳達ニ付拜受者出頭シ難キ事情アル場合ハ代理者ヲシテ出頭セシメ傳達セラレタシ
- 一、遠隔ノ拜受者ニ賜物傳達ノ場合ニハ其ノ運送費等ハ當省ヨリ支拂フヘキニ付手續トシテ運搬費荷造費等一時立替ノ上夫々領收書ヲ添付シ主馬寮へ請求セラレタシ
- 一、木杯並ニ酒肴料ノ下賜時刻ハ地方ニ於テ適宜ニ定メラレタシ
- 一、各地方ニ於テハ高齢者名簿ヲ作成シ拜受者ヲシテ之ニ捺印セシメ之ヲ木杯並ニ酒肴料拜受ノ證トシテ地方廳へ提出セシメ地方長官ハ其儘保存シ別ニ下賜名簿ヲ作成スルコト
- 一、木杯並ニ酒肴料拜受ノ御禮ハ本人ヨリ地方長官へ地方長官ヨリ宮内大臣へ前記下賜名簿ヲ添ヘテ執奏方申出ラレタシ

一、木杯並ニ酒肴料ヲ下賜セラルヘキ高齢者ハ即位禮當日ニ於ケル生存者午前零時ト心得ラレタシ
 一、服裝ハ不敬ニ涉ラザル程度ト心得ラレタシ

一金

養老益運搬費

内譯

月	發送場所	月	到着	品	目	數	量	容	重	積	單	價	金	額

右請求(見積)候也

昭和 年 月 日

住所

氏名 印

宮内省御中

(様式) 荷造費

請求(見積)書

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

内 譯

荷造仕様	荷造個數	單價	金額	類

右請求(見稿)候也

昭和 年 月 日

住所

氏 名 宛

宮内省御中

因に大正四年御大禮にては名古屋市の養老杯傳達は縣會議事堂に於て行はれたるが、今回は人員激増して到底一堂に於て之を行ふ事はざるを以て特に當局の承認を得て各區役所に於て奉授式を行ふ事となれり、次で本縣より左の如く各市町村長宛奉授式の次第を夫々移牒せり。

禮總第五七號

昭和三年十月二十六日

愛知縣知事官房主事

各市町村長宛(名古屋市中除ク)

養老ノ典ニ關スル件 依命通牒

本年大禮御舉行ニ際シ歴朝ノ嘉例ニ依リ即位禮當日ヲ以テ養老ノ典可被爲行、高齡者ニ對シ左記ノ通木杯並酒肴料ヲ下賜可相成趣ニ就テハ去ル九月十八日禮總第七二號照會ノ資格者ニ對シ當日奉授式ヲ舉行シ一齊ニ本人ニ賜與相成様致度

追テ木杯並ニ酒肴料ハ別途御送付可致候得共之カ賜與方並ニ之ニ伴フ手續拜受ニ關スル事項等ニ關シテハ別記各項御承知ノ上遺漏ナキ様御取計相成度候

記

一、八十歳以上九十歳未満ノ者 朱塗木杯小壹個酒肴料金五拾錢宛

一、九十歳以上百歳未満ノ者 朱塗木杯大壹個酒肴料金壹圓宛

一、百歳以上ノ者 朱塗木杯三ツ銀壹組酒肴料金壹圓五拾錢宛

別 記

一、奉授式ノ舉行ハ即位禮當日(十一月十日)タルコト

一、奉授式舉行ノ時刻ハ適宜ニ定ムルコト

一、奉授式場ハ大体市役所町村役場等ヲ以テ之レニ充ツルコト

一、奉授ヲ掌ルヘキ者ハ市町村長タルコト但シ不得已事情アルトキハ其ノ代理者

一、木杯並ニ酒肴料ヲ下賜セラルヘキ高齡者ハ即位禮當日午前零時ニ於ケル生存者タルヘキコト

一、奉授式ニハ高齡者本人ヲ出頭セシムルコト但シ不得已事情アリテ本人出頭シ難キ場合ハ代理者ヲ

出頭セシメ拜受ヒシムルコト

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

- 一、奉授式場ニハ成ルヘク官公職ヲ有スルモノ、名望家等ヲ參列セシムルコト
- 一、服裝ハ不敬ニ涉ラサル程度ト心得ラレタシ
- 一、木杯並ニ酒肴料拜受ノ御禮ハ本人ヨリ市町村長ニ市町村長ヨリ知事ニ執奏方申出ツルコト
- 右本人ヨリノ申出方ハ口頭ニテ然ルヘク市町村長ヨリ知事ニ申出方ハ書面ヲ以テ十一月二十日迄ニ之ヲ爲スコト
- 一、市町村長ハ左記様式ノ高齡者名簿ヲ作成シ拜受者ヲシテ之ニ捺印セシメ以テ木杯並ニ酒肴料拜受ノ證トシ十一月二十日迄ニ知事ニ提出スルコト
- 一、市町村長ハ奉授ノ狀況ヲ十一月二十日迄ニ詳細知事ニ報告スルコト

高齡者名簿

何郡何町(村)
何市

出生ノ年月日	現住所	氏名	捺印

備考

- 一、本名簿ハ美濃版十三行罫紙ヲ用ヒ作成スルコト
- 一、記載ノ順序ハ最高齡ノ者ヲ先トシ順次八十歳ノ者ニ及フコト
- 一、現住所ノ欄ニハ大字町字番地迄記載スルコト
- 一、高齡者中印ヲ所有セサルモノアル場合ハ代理戸主何某ト傍書シ代理者ノ印ヲ押捺セシムルコト

因に名古屋市は他の市町村と相違し各區長をして奉授の事を掌らしめたるを以て特に別記を附して注意する處ありたり。

(別記)

- 一、奉授式ノ舉行ハ即位禮當日(十一月十日)タルコト
- 一、奉授式ハ各區毎ニ舉行スルコト
- 一、奉授式舉行ノ時刻ハ適宜ニ定ムルコト
- 一、奉授式場ハ大体區役所等ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 一、奉授ヲ掌ルヘキ者ハ其ノ區ノ區長タルコト但シ不得已事情アルトキハ其ノ代理者
- 一、木杯並ニ酒肴料ヲ下賜セラルヘキ高齡者ハ即位禮當日(午前零時)ニ於ケル生存者タルヘキコト
- 一、奉授式ニハ高齡者本人ヲ出頭セシムルコト但シ不得已事情アリテ本人出頭シ難キ場合ハ代理者ヲ出頭セシメ拜授セシムルコト
- 一、奉授式場ニハ成ルヘク官公職ヲ有スル者、名望家等ヲ參列セシムルコト
- 一、服裝ハ不敬ニ涉ラサル程度ト心得ラレタシ
- 一、木杯並酒肴料拜授ノ御禮ハ本人ヨリ區長ニ區長ヨリ市長ニ市長ヨリ知事ニ執奏方申出ツルコト
- 右本人ヨリノ申出方ハ口頭ニテ然ルヘク區長ヨリ市長ニ市長ヨリ知事ヘノ申出方ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク而シテ市長ヨリ知事ヘノ申出ハ十一月二十五日迄タルヘキ事
- 一、區長ヲシテ現住所區町番地ヲ記入ノコト、氏名、出生ノ年月日ヲ記シタル高齡者名票ヲ作成セシメ拜受者ヲシテ之ニ捺印セシメ以テ木杯並ニ酒肴料拜受ノ證トシ市長ヘ提出セシメ市長ハ之ヲ點檢

十一月二十五日迄ニ知事ニ提出スルコト

一、高齢者中印ヲ所有セサル者アル場合ハ代理戸主何某ト傍書シ代理者ノ印ヲ押捺セシムルコト

一、市長ハ各區ニ於ケル奉授ノ状況ヲ十一月二十五日迄ニ知事ニ報告スルコト

尙十一月七日深更内務大臣より十日即位禮當日養老杯奉授式に際しては莊重に之れを執り行ひ、奉を存し、毫を開ひ給ふ至仁至慈の有難き大御心を休する様にすべき旨の訓電に接せり。依て本縣にては之に基き、十一月八日左の如く管内各市町村長宛訓令を發せり。

訓第六七三號

市 町 村 長

即位禮ノ當日養老ノ典ヲ學ケサセラレ優渥ナル 御沙汰ノ次第有之ヤニ拜察候處市區役所町村役場

ニ於ケル奉授式ハ曩ニ知事官房主事ヲシテ通牒セシメ置候趣旨ニ依リ最モ莊重ニ之ヲ執リ行ヒ至仁至慈深ク老ヲ念ヒ孝ヲ重ンセサセ給フノ大御心ヲ體シ御趣旨ノ貫徹ヲ期セララルヘシ

昭和三年十一月八日

愛知縣知事 小 幡 豊 治

第二目 賜盃酒肴料到着發送

十月二日本縣よりの申請數に基き、關谷宮内次官より養老杯及び酒肴料を送付し來れり。

宮内大官官房文書課官發第六六六號

昭和三年拾月拾八日

宮内次官 關 屋 貞 三 郎

愛知縣知事 小 幡 豊 治 殿

通 牒

今般大禮御舉行ニ際シテハ豫テ主務省ニ通牒致置候通即位禮當日養老ノ典可被爲行木杯酒肴料ノ包紙水引等ハ既ニ發送致候處其後異動通知ニ依リ酒肴料ハ最近ノ報告ニ基キ左記ノ通り内藏寮ヨリ送金可致候間其筋ノ訓令ニ依リ頒賜方御取計相成度候

追而酒肴料ハ印刷シタル包紙ニ包裝ノ上木杯ニ相添ヘ賜授相成度候

記

百 歲 以 上	九 十 歲 以 上	八 十 歲 以 上
人 員 八	人 員 七二九	人 員 一五、三二七
木 杯 三ツ組 八	木 杯 (大) 七二九	木 杯 (小) 一五、三二七
酒 肴 料 一 人 二 付 一、五〇〇	酒 肴 料 一 人 二 付 一、〇〇〇	酒 肴 料 一 人 二 付 〇、五〇〇
合 計 二、〇〇〇	合 計 七二九、〇〇〇	合 計 七、六五八、五〇〇
總 計 木 杯 一六、〇五四人分	酒 肴 料 金 八、三九九、五〇〇	

宮内省より送付せられたる養老杯は、福島縣若松市其他に於て調製せられたるものにして朱塗の見事なるもの、内面には一木宮内大臣の筆になる養老の金文字鮮かに浮出で背面周縁には昭和三年大禮恩賜の八文字を各金書し、之れを桐柁製筥に入れ平打の青紐を以て結び、酒肴料は白奉書紙にて之れを包み、表面に肉太に酒肴料と記し赤白の水引を以て結ばれたり、本縣に於ては之を夫々各市町村別に區分し、清

淨なる本箱に木毛を以て破損せざる様充填し金子運送店の手により發送せり。
禮總第五七號

昭和三年十月三十一日

愛知縣知事官房主事

各市町村長宛(名古屋市長ヲ除ク)

高齡者ニ對スル下賜金品送附ノ件通牒

即位禮當日高齡者ニ下賜相成ヘキ木杯及酒肴料等別紙目錄ノ通及御送附候ニ付キ現品到達ノ上ハ不
取敢貴職ヨリ別記雛形ノ領收證御差出相成度尙酒肴料ハ壹圓紙幣又ハ五拾錢銀貨ヲ以テシ包紙見本
ノ通りニ夫々包装ノ上木杯ニ添ヘテ賜與ノ手續相成度候

追而本文下賜金品ハ本月廿六日午前中ニ調査確定シタル人員(本籍地、現住地ノ双方ヨリ報告アルモノハ現住地
ノ報告ニ依リ)ニ基キ御送附シタル儀ニ有之爾後異動ニ係ル分ニ付テハ左記ノ通り御承知相成度
テ之ヲ計算ス

記

一、十一月六日迄ニ受理シタル高齡者異動報告ノ結果ニ依ル増減ニ就テハ之ヲ差引シテ其ノ不足分ハ
全部取纏メ同七日ヲ以テ發送可致見込ナリ

一、十一月七日以後ニ受理シタル高齡者異動報告ノ結果ニ依ル増減ニ對シテハ之ヲ差引シテ其ノ不足
分ハ其ノ都度發送スベキモ遠隔ノ市町村ニテ奉授式ノ當日ニ間ニ合ハザル場合ハ便宜目錄ヲ交付
シ置キ現品到着ノ上引換スルコトニ取計フコト

一、十一月十日午前零時迄ノ間ニ於テ高齡者死亡等ノ爲木杯竝ニ酒肴料ニ残余ヲ生ジタル場合ハ奉授

式舉行後取纏メ當官房へ返送スルコト

(別記) 領 收 證

一金

但高齡者ニ下賜相成ヘキ酒肴料

右領收候也

年 月 日

何郡(市)町村長

出納官吏地方事務官丸島利三郎宛

注意 酒肴料ノ領收證ト木杯等ノ領收證トハ各別紙トナスコト

(別記) 領 收 證

一、小 木 杯 個

一、大 木 杯 個

一、三ッ組木杯 組

一、酒肴料包紙 枚

一、同 水 引 本

但高齡者ニ對スル下賜品

右領收候也

年 月 日

何郡(市)町村長

知事官房主事地方事務官大谷茂平宛

(別紙) 目 録

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

	人員	酒肴料金額	數量
八十歳以上九十歳未満			小木杯(徑三寸)
九十歳以上百歳未満			大木杯(徑三寸三分)
百歳以上			三ツ組木杯
計			酒肴料包紙
			同水引
			本

備考 酒肴料ハ別紙爲替券ノ通り

木杯酒肴料包紙水引ハ別便ニテ送附

禮總第五七號

昭和三年十一月八日

愛知縣知事官房主事

名古屋市長殿

高齢者ニ對スル下賜金品送附ノ件通牒

即位禮當日高齢者ニ下賜相成ルベキ木杯及酒肴料等別紙目録ノ通及御送附候ニ付キ現品到達ノ上ハ不取敢貴職ヨリ別記雛形ノ領收證御差出シ相成度尙酒肴料ハ壹圓紙幣又ハ五拾錢銀貨ヲ以テシ包紙見本ノ通りニ夫々包装ノ上木杯ニ添ヘテ賜與セシメラレ度候

追而本文下賜金品ハ客月廿六日午前中ニ調査確定シタル人員ニ基キ御送附シタル儀ニ有之爾後異動ニ係ル分ニ付テハ左記ノ通り御承知相成度

記

- 一、高齢者異動報告ノ結果ニ依ル増減ニ就テハ之ヲ差引シテ其ノ不足分ハ全部取纏メ十一月九日ヲ以テ貴職へ御送附可致候
 - 一、十一月十日午前零時迄ノ間ニ於テ高齢者死亡等ノ爲木杯竝ニ酒肴料ニ殘餘ヲ生ジタル場合ハ奉授式舉行後取纏メ當官房へ返送セラレ度
- (目録領收證ノ様式ハ前記各市町村長へノ通牒ノモノト同一ニ付省略)

第三目 奉授式模様

斯くて名古屋市は各區長をして其他は各市町村長をして嚴肅に奉授せしむる事となり奉授式は何れも貴定の通り十日舉行せられたり。今縣下二百に余る各市町村養老孟奉授式の狀況は到底限りある紙面を以てしては之れを記す能はざるを以て、代表的に名古屋市に於ける狀況を左に録せん。

發禮第四一號

昭和三年十一月二十九日

名古屋市長 大 岩 勇 夫

愛知縣知事 小幡 豐 治 殿

高齢者ニ對シ御下賜相成候木杯並酒肴料奉授式狀況別紙ノ通ニ有之候間此段及報告候也

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

東 區 (一)

一、奉授式場 東區布池町東區役所

一、閉式時間 昭和三年十一月十日午前十時

一、傳達人員 四百四十七人

内 本人出頭 三百二十四人

代理者出頭 百二十三人

一、奉授ヲ掌リタル者 東區長鷺見公明

一、來賓 縣會議員宮崎鐵三郎外百七十一人

一、特記スヘキ事項

開會ノ辭ニ次キ區長式辭ヲ述ヘ拜受者代表伊藤重次郎ニ木杯並酒肴料ヲ授ケ同人ハ一同ヲ代表シテ謹ンテ御禮言上方ラ申述ア 來賓柳生高之丞外一名ノ祝辭アリ

一、閉式時間 午前十一時二十分

東 區 (二)

一、奉授式場 東區布池町護國院奉安殿

一、閉式時間 昭和三年十一月十日午前十一時三十分

一、傳達人員 二百九十八人

内 本人出頭 百九十七人

代理者出頭 百一人

一、奉授ヲ掌リタル者 東區長鷺見公明

一、來賓 縣會議員宮崎鐵三郎外百七十一人

一、特記スヘキ事項

開會ノ辭ニ次キ區長式辭ヲ述ヘ拜受者代表染木清麿ニ木杯並酒肴料ヲ授ケ同人ハ一同ヲ代表シテ謹ンテ御禮言上方ヲ申述ア來賓宮崎鐵三郎外一名ノ祝辭アリ

一、閉式時間 午後一時

追テ當日事故ノ爲不參者四人アリタルヲ以テ右ニ對シテハ各戸ニ就キ御下賜ノ趣旨ヲ懇示シテ傳達セリ

西 區 (一)

一、奉授式場 西區依町依尋常高等小學校

一、閉式時間 昭和三年十一月十日午前九時

一、傳達人員 百八十八人

内 本人出頭 百五十七人

代理者出頭 三十一人

一、奉授ヲ掌リタル者 西區長依田昌一

一、來賓 市會議員酒井鐵太郎外六十七人

一、特記スヘキ事項

高齢者一同ハ唯々皇恩ノ有難サニ感泣シ隣席ノ人々ト互ニ其ノ光榮ヲ語り合ヒ喜色滿面ニ溢レ居ルヲ認メタリ 尙歩行不自由ナルモノニシテ乳母車ニ乘リテ來リシモノ十四、五名アリタリ

一、閉式時間 午前十時三十分

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

西 區 (一)

一奉授式場 西區新道町新道尋常小學校

一開式時間 昭和三年十一月十日午前十時五十分

一傳達人員 三百三十三人

内 本人出頭 三百六人

代理者出頭 二十七人

一奉授ヲ掌リタル者 西區長依田昌一

一來賓 市會議員赤座大治郎外百五十五人

一特記スヘキ事項

定刻二時間前ヨリ出頭シタルモノアリテ開式前ト雖談話スラ交スモノナク至ツテ靜肅ニシテ開式ニ次テ區長ノ挨拶トナルヤ一層緊張シ只管 聖旨ノ有難サニ感泣スルモノ多クアリタリ

一閉式時間 午前十一時四十分

西 區 (三)

一奉授式場 西區南外畑町西區役所

一開式時間 昭和三年十一月十日午後零時

一傳達人員 九十四人

内 本人出頭 六十人

代理者出頭 三十四人

一奉授ヲ掌リタル者 西區長依田昌一

一來賓 三輪喜兵衛外六十三人

一特記スヘキ事項

高齡者一同天恩ノ泰サニ感泣セサルモノナク總代安井重忠御禮ノ辭ヲ述ブルニ當リ感泣シテ遂ニ嗚咽ヲ禁セサルニ至ルヲ以テ其ノ一般ヲ知ルヘシ

一閉式時間 午後零時三十分

中 區 (一)

一奉授式場 中區御器所町櫻花高等女學校

一開式時間 昭和三年十一月十日午前九時五十分

一傳達人員 百五十人

内 本人出頭 百二十二人

代理者出頭 二十八人

一奉授ヲ掌リタル者 中區長島喜久雄

一來賓 櫻花高等女學校長大溪幸外五十八人

一特記スヘキ事項

式場ニ充テラレタル同校講堂ハ從來屢々敬老會ヲ始メ各種講演會等ノ催アリシヲ以テ當日高齡者自身出頭セラレシ人多ク殊ニ同校職員生徒ハ係員ト協力シテ接待ニ努メタルニ依リ秩序整然極メテ靜肅ニシテ何レモ奉祝ノ至誠ヲ表ハシ區長ヨリ養老ノ 御聖旨ヲ傳達シ御下賜品ヲ奉授スルヤ一同ハ 陛下ノ御仁愛ノ厚キニ感泣シ又來賓總代トシテ大溪校長ノ祝辭アリテ後一同恭敬ノ心ヲ單メテ拜禮ヲ行ヒ莊重肅肅ニ奉授式ヲ舉行シタリ

一閉式時間 午前十一時三十分

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

昭和大禮愛知縣記念録

中 區 (二)

一 奉授式場 中區北一色町善行寺

一 開式時間 昭和三年十一月十日午前十一時

一 傳達人員 二百四人

内 本人出頭 百六人

代理者出頭 九十八人

一 奉授ヲ掌リタル者 中區長長島喜久雄

一 來賓 笹島警察署長佐藤德衛外二十六人

一 特記スヘキ事項

式場ハ狹隘ナリシモ拜受者ハ各係員ノ注意ニ對シ克ク靜肅ヲ守リ奉祝ノ至誠ヲ表ハシ區長ヨリ養老ノ御沙汰ヲ傳達シ御下賜品ヲ奉授スルヤ一同ハ陛下ノ御仁慈ノ厚キニ感泣シ來賓一同亦恭敬ノ心ヲ單メテ拜禮ヲ行ヒ莊重嚴肅ニ奉授式ヲ舉行シタリ

一 閉式時間 午後零時十分

中 區 (三)

一 奉授式場 中區門前町西別院

一 開式時間 昭和三年十一月十日午前十一時四十分

一 傳達人員 七百五十二人

内 本人出頭 四百八十一人

代理者出頭 二百七十一人

一 奉授ヲ掌リタル者 中區長長島喜久雄

一 來賓 市會議員白木周次郎門前警察署長松井隆外百八十六人

一 特記スヘキ事項

當日拜受ノ高齢者中ニハ一人乃至三人ノ附添人ニ護ラレ出頭シタル者多數アリタル爲豫想以上ノ多人數ニ上リ別院對面所ハ殆ンド立錫ノ餘地ナカリシニモ拘ラズ係員ノ注意ニ對シ柔順ニシテ克ク靜肅ヲ守リ至誠ノ態度ニハ來賓モ涙ヲ催シタル程ニテ區長ヨリ養老ノ典ヲ舉ゲサセ給フ 御聖旨ヲ傳達シ御下賜品ヲ奉授スルヤ一同陛下ノ御仁慈ノ厚キニ感泣シ來賓一同モ恭敬ノ心ヲ單メテ拜禮ヲ行ヒ莊重嚴肅ニ奉授式ヲ舉行シタリ尙來賓總代トシテ松井門前警察署長ノ祝辭高齢者總代ノ御禮ノ辭アリタリ(下略)

一 閉式時間 午後一時二十分

中 區 (四)

一 奉授式場 中區西川端町中區役所

一 開式時間 昭和三年十一月二十日午前十時

一 傳達人員 二人内本人出頭一人代理者出頭一人

一 奉授ヲ掌リタル者 中區長 長島喜久雄

一 來賓 ナシ

一 特記スヘキ事項 ナシ

一 閉式時間 午前十時三十分

尙同區ニ於テハ不參高齢者ニ對シ前記ノ方法ニ依リ十一月二十五日及同月二十九日ノ二回奉授式ヲ舉行シタリ

南 區 (一)

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

昭和大禮愛知縣記念録

一 奉授式場 南區呼続町呼続尋常高等小學校

一 開式時間 昭和三年十一月十日午前九時五分

一 傳達人員 百八十二人

内 本人出頭 百六人

代理者出頭 七十六人

一 奉授ヲ掌リタル者 南區長 渡邊幹逸

一 來賓 町總代加藤爲次郎外二十六人

一 特記スヘキ事項

高齡者總代福岡周助ヨリ御下賜品拜受ノ御禮ヲ口頭ニテ述ベ執奏方申出テタリ次ニ來賓總代町總代富永伊平ヨリ祝辭ヲ述ベタリ

一 閉式時間 午前十時

南 區 (二)

一 奉授式場 南區千年善光寺

一 開式時間 昭和三年十一月十日午前十時四十分

一 傳達人員 百二十三人

内 本人出頭 八十四人

代理者出頭 三十九人

一 奉授ヲ掌リタル者 南區長渡邊幹逸

一 來賓 縣會議員服部勝三郎外十六人

一 特記スヘキ事項

高齡者總代淺田徳助ヨリ御下賜品拜受ノ御禮ヲ口頭ニテ述ベ執奏方申出タリ來賓總代町總代高濱與七祝辭ヲ述ベタリ

南 區 (三)

一 奉授式場 南區熱田新宮坂町圓通寺

一 開式時間 昭和三年十一月十日午後零時十分

一 傳達人員 二百八十三人

内 本人出頭 二百九人

代理者出頭 七十四人

一 奉授ヲ掌リタル者 南區長 渡邊幹逸

一 來賓 熱田警察署長野村豐助外四十八人

一 特記スヘキ事項

高齡者總代石黒文明ヨリ御下賜品拜受ノ御禮ヲ口頭ニテ述ベ執奏方申出タリ來賓總代野村豐助祝辭ヲ述ベタリ

南 區 (四)

一 奉授式場 南區八熊町源通寺

一 開式時間 昭和三年十一月十日午後一時二十五分

一 傳達人員 百二十二人

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

内 本人出頭 六十二人

代理者出頭 六十八人

一、奉授ヲ掌リタル者 南區長渡邊幹逸

一、來賓 市會議員鈴村金一外四人

一、特記スベキ事項

一、閉式時間 午後二時
高齡者總代加藤茂平御下賜品拜受ノ御禮ヲ口頭ニテ述ベ執奏方申出テタリ來賓總代鈴村金一祝辭ヲ述ベタリ

以上は名古屋市に於ける奉授式の状況なり、名古屋市に有りては別に市より高齡者に對し、紅白の鏡餅と高齡者名簿を贈れり、此日縣下山村水廓何れの町村も優渥なる 聖旨善く徹底せられ、照々雍々の裡養老の典は悉なく舉行せらる、各式場共早朝より高齡者續々として參集、鏝鏝として壯者を凌ぐ者あり、眼盲いて附添人に手を曳かれつゝ、來るものあり、耳聾にして氏名を尋ぬる事出來ざる者、足不自由にして乳母車にて來れる者、何れか老の眼に歡喜の涙を浮べ、聖壽の萬歳を奉唱し、寶祚の無窮を謳歌せざらん、殊に各町村共賜盃の外に、何等か老人を喜ばず贈物をせざる處なく、座布團杖火鉢等温情籠れる贈物せる町村もあり、甘酒赤飯蒸芋うどん等を接待せる町村あり、之等有難き美事善行隨時に顯はれ、人情敦厚本縣人心の歸趨將に正しきに嚮ひつゝ、あるを知り衷心歡喜に堪へざるなり、左に示すは纔かに其の一斑のみ、送迎につき八名郡石巻村にては奉授式場たる役場より村端迄南北各二里に涉り、斯かる長途を秋冷の折八旬の坂を越へし高齡者の出席は甚だ困難なるべしと憂慮し、全村青年團員は奉仕的に其送迎に當り、遠きは「リヤカー」又は荷馬車にて、近きは背負ひ又は肩に凭らしめて出席せしめたり、之れに相似たるは知

多郡武豊町處女會にして奉授式當日は會員夫々手分けし、高齡者の手を執り式場に迎送したりと云ふ、又接待につき南設樂郡作手村の如きは、奉授式を終りて後「ラヂオ」を臨時取付け斯かる邊陲の地乍ら熾翁をして擴聲機を通じて九重雲上の横様を拜聽せしめ、又節自動車に塔乗せしめて近村奉祝の状況を觀覽せしめ、東春日井郡勝川町に於ては高齡者及附添人に、特に實業補習學校女生徒の調理割烹せる食事を饗應せるが如き、各公共團體の高齡者を勞はれが如き涙ぐましき活動に對し聞くものをして襟を正さしむるものあり、

第四項 殘 務

酒肴料養老杯の受拂につきては左の公文によりて自ら明瞭たるべし、

禮總第五七號

昭和三年十二月二十七日

愛知縣知事 小 幡 豊 治

宮内大臣官房文書課長殿

高齡者ニ對スル下賜金品ニ關スル件

養老ノ儀ニ付キ高齡者ニ對シ下賜ノ酒肴料並木杯等ノ受拂別表ノ通りニ候條此段及報告候也

追而返納金品ハ整理濟ナルモ年未貨物輻輳ノ折柄ニ付キ來費ニ至リ托送可致候條御了知相成度

一、高齡者酒肴料受拂調書

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

二四七

賜與月日	人員	金額	金額	金額	金額
十一月十日	百歳以上(五十員) 九十歳以上(四十員) 八十歳以上(五十員)	八	六九五	一四、七二九	一六、〇五四
人員					一五、三九六
金額					八、〇三五、五
					三六四、〇

二、高齡者賜杯受拂調査

愛知縣

賜與月日	賜杯	杯	酒肴料	包裝用	引
十一月十日	百歳以上	九十歳以上	八十歳以上	計	包紙水
受拂	八	七二九	一五、三二六	一六、〇六三	一六、〇五四
拂	八	六五九	一四、七二九	一五、三九六	一五、三九六
差引	八	七〇	五九七	六六七	六五八

賜與人員數客月九日付官第二一八號ノ報告數ト相違スルハ其ノ後異動アリタルニ因ル賜杯受高ノ内譯左ノ通り

御送附通牒所載數	三ッ組木杯	大木杯	小木杯	計	備考
右現品受領高	八	七二九	一五、三一七	一六、〇五四	十月十八日付官發第六六六號
追加御送附數	六	七二九	一五、三二六	一六、〇五七	
現品總受高	八	七二九	一五、三二六	一六、〇六三	十一月二日電報ニテ受領ノ旨申出濟

禮總第五七號

昭和四年一月十四日

愛知縣知事

宮内大臣官房文書課長殿

高齡者ニ對スル下賜金品返納ノ件

養老ノ儀ニ付高齡者ニ對シ下賜ノ酒肴料並木杯等ノ受拂ニ就テハ客年十二月二十七日付本號ヲ以テ御報告致置候處其ノ殘金品左記ノ通り本日酒肴料ハ内藏頭宛木杯等ハ別便ヲ以テ及返納候

記

一、酒肴料 金參百六拾四圓

一、木杯

大	七〇個
小	五九七個

内送譯付

一、包紙

六五八枚

號	箱	大木杯	小木杯	包紙	水引
一號	一箱		三〇〇	二七四	
二號	二箱	七〇	二四〇	三八四	六五八
三號	三箱	七〇	五九七	六五八	六五八
計	(三箱)	七〇	五九七	六五八	六五八

禮總第五七號
昭和四年一月十四日

愛知縣知事

宮内省內藏頭殿

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

高齡者ニ對スル下賜金返納ノ件

養老ノ儀ニ付キ高齡者ニ對シ下賜セラレタル酒肴料ノ受拂ニ就テハ客年十二月廿七日付本號ヲ以テ宮内大臣官房文書課長宛御報告致置候處其ノ殘金ハ左記ノ通りニ有之別紙爲替券ヲ以テ及返納候
追而御領收ノ上ハ乍御手數出納官吏宛領收證御送附相煩度候

記

一金參百六拾四圓也

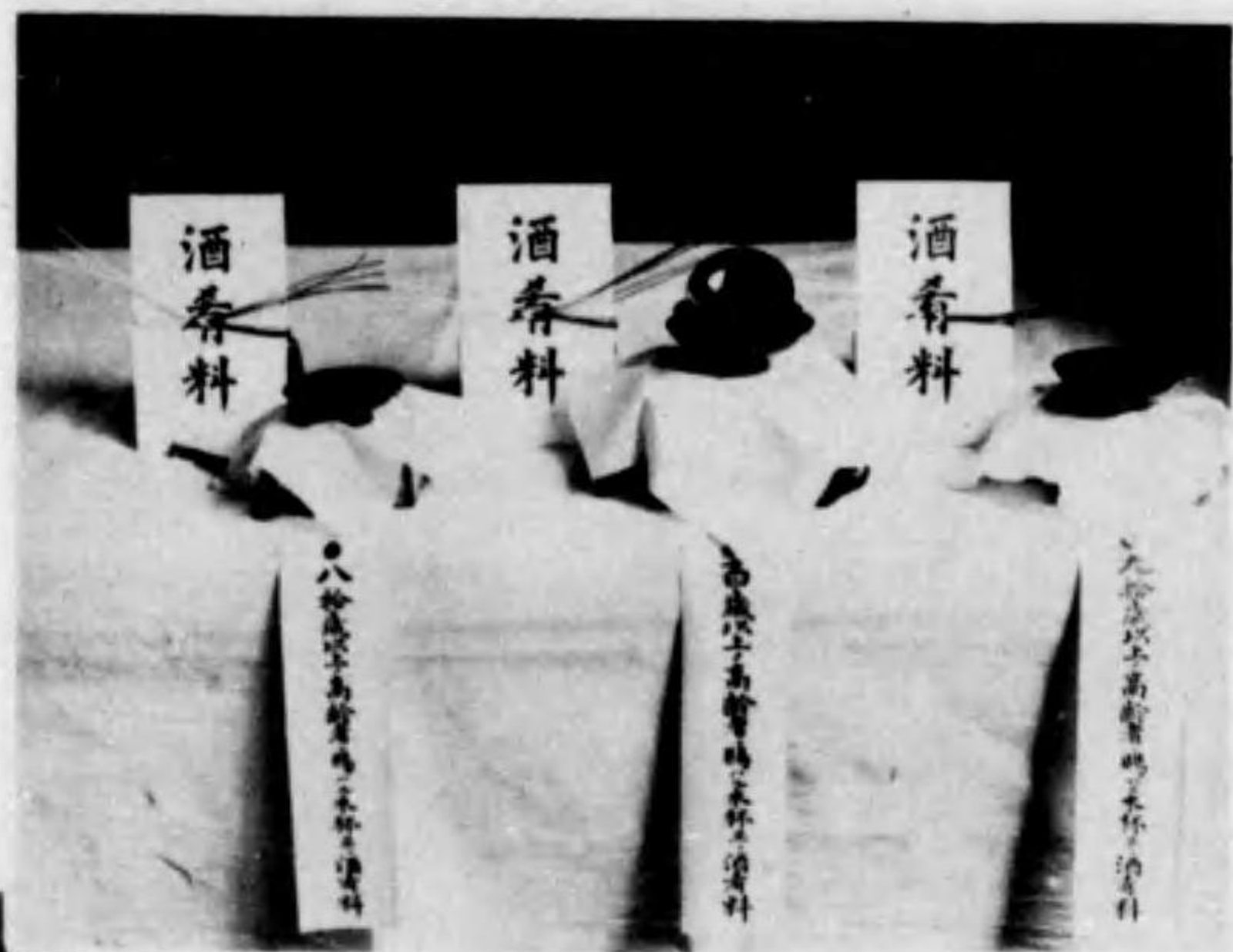
因に本件處理の後更に一名の追加御下賜を受くるに至りたるものあり、こは別に送付を受けし次第なり、

第五項 御禮言上

養老盃の傳達式滯なく終り、各市町村長より續々御禮言上執奏方を願出でたり。仍て本縣知事は宮内大臣宛左の如く文書を以て御禮言上執奏方を願ひ出でたり。

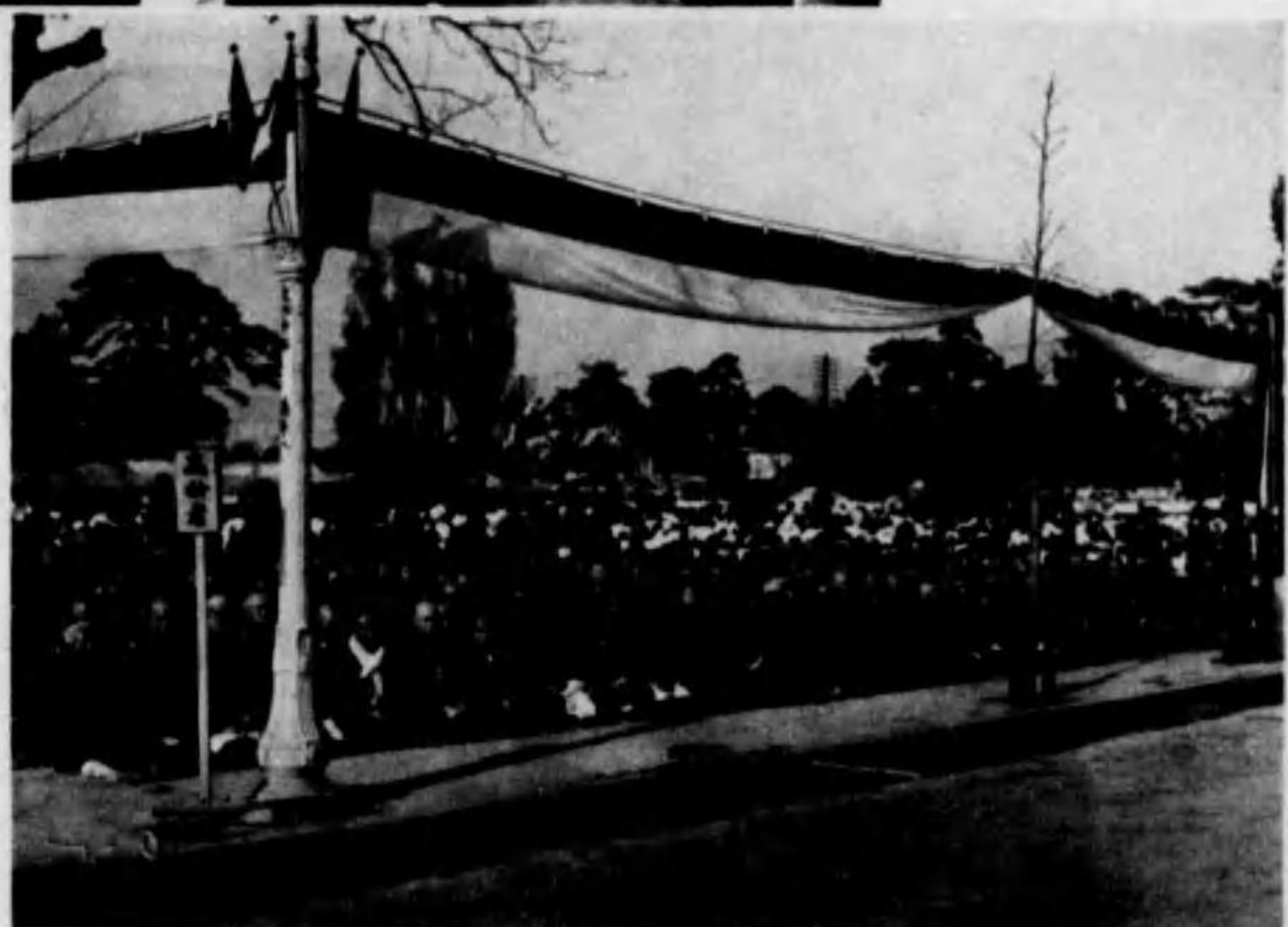
天皇陛下

即位ノ大禮ヲ行ハセラルルニ當リ畏クモ養老ノ典ヲ擧ケサセタマヒ木杯竝ニ酒肴料ヲ下賜セララル
天恩優渥洪澤涯リナク洵ニ感激ノ至ニ堪ヘス仰キテ 寶算ノ無疆ヲ祈リ伏シテ并躍ノ誠悃ヲ摠ヘ永ク 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス
右ノ通管下高齡者一萬五千三百九十七名ヨリ御禮言上方申出候ニ付宜敷御執奏被成下度下賜名簿相添上申候也



養老盃並酒肴料

養老盃奉授式 (於名古屋市東區役所)



高齡者奉拜 (於控訴院跡)

昭和四年四月二十日

愛知縣知事 小 幡 豊 治

宮内大臣 一木喜徳郎殿

御禮言上に就き余録として記さんに、高齡者の内には左の如き和歌を詠じ 君萬歳を壽ほぎ、我家の光榮を喜ぶものありたり、碧海郡高濱村にては

ありがたきあつき恵の御杯我が家に傳ふ御寶にせん 野口善三郎

大君の御代よろづ代きをしなべて今日の佳き日を祝ひまつらん 近藤きみ

名古屋市中區第三奉授式場西別院にては、奉授式當日高齡者總代御禮の辭に次で、感激の余り左の如き風懷を即吟し長島中區長の手許迄提出せりといふ。

大御代に生ける甲斐にて老の身に下し賜ひし御さかづきを 山本義見

第三款 賑 恤

養老賑恤に關する 御沙汰は十一月十日仰出されたるを以て、養老杯並酒肴料は夫々各地方に於て傳達す賑恤の爲の御下賜金は百五十萬圓にして、内務省にて植民地道府縣に人口割を以て配付し、聖恩の廣大なるを徹底せしめたり。

當日内閣告示第五號を以て、金百五十萬圓の領賜額左の通り發表せらる。

愛知縣 四萬千百圓

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

尙参考の爲近縣の分を掲ぐれば左の如し。

岐阜縣二萬百圓、三重縣一萬九千七百圓、靜岡縣二萬九千六百圓、長野縣二萬八千九百圓

昭和三年通常縣會は十一月二十日を以て開會せられたるが、其の劈頭小幡知事よりの報告は、大禮期間中に於ける縣民の奉祝状況を如實に述べたるものにして、尙賑恤金の管理に關しても述ぶる所あり、即ち其の概要左の如し。

(前略)説明に先立ち一言申述べたいのは、國家至重至高の御儀たる御即位禮及大嘗祭が國を舉げて奉祝歡喜の裡に御恙なく終らせ給ひしことでは洵に御同慶に堪へない次第であります。陛下には賢所を奉じて去る六日名古屋離宮に御駐輦あらせられました。二百五十萬縣民は此の至大の光榮に感激して奉祝の誠意を效し奉拜者は此の歴史的御盛儀を拜觀せむものと御沿道堵を爲すの有様でありましたが、何れも靜肅に奉迎送申上げ無事風輦を奉送するを得ましたのは是因より、御聖徳の致す所と存じますが、又一面縣民赤誠の流露して各方面より御助力御後援を賜はりました結果と存じ深く感謝する所であります。更に來る二十六日には帝都御還幸の御途次重ねて名古屋離宮に御駐輦の榮を賜はります。尙畏くも今般御大禮に對し賑恤の御思召を以て御内帑金四萬千圓を本縣に御下賜になりましたことは、聖恩優渥洵に感激措く能はざる次第であります。御下賜金に就ては大正天皇御大禮に際し賜はりたる御下賜金に併せ管理し、御聖旨を長へに傳へたいと存じます。

縣會は御賑恤金御下賜に對し感激措く所を知らず、知事の報告終るや直に御禮言上の讀を野田縣會議長より諮り、滿場起立の上恭しく決議をなし、即日左の御禮文を宮内大臣宛電報したり。

御大禮ニ際シ御内帑金御下賜ノ恩命ニ浴シ感激ノ至リニ禁ヘズ縣會ヲ代表シ謹ミテ御禮申上グ宜敷御執奏ヲ乞フ

愛知縣會議長 野田正昇

京都皇宮臨時宮内省出張所

宮内大臣 一木喜徳郎殿

而して縣會は、陛下御還幸の御儀を奉迎送申上ぐる爲翌二十一日より同月二十八日間休會となりたり。御還幸の御途次再び名古屋離宮に御駐輦の榮を賜はりたるのみならず更に御思召を以て金五千圓を本縣へ御下賜金に就ては、御聖旨に悖り縣會に左の報告を爲したり。

會議に入るに先立ちまして一言御報告申上けたいと思ひます。先般賑恤の御思召を以て御内帑金四萬千圓を本縣に御下賜になりましたが、今回更に御大禮に付御思召を以て金五千圓を本縣へ御下賜になりました。天恩窮りなく恐懼感激措く所を知らないものであります。御下賜金に就ては、御聖旨に悖らざる様慎重調査の上近く各位の御協賛を経て適當の方法を講じ長へに此の光榮を記念致したいと存じて居ります。尙感激に堪へないのは、陛下帝都御還幸の御途次再び名古屋離宮に御駐輦の榮を賜はりました。縣民は曩に京都市行幸の際と同様至誠御奉迎申上げ無事風輦を御奉送することを得ましたことは歡喜措く能はざる次第であります。而も秋毫の遺漏もなかつたことは上、陛下の御稜威とは申しながら一面縣民の至誠奉公の精神に依るものと深く感激して止まない次第であります。

縣會は再度の御下賜金に、天恩の無窮に感激し御禮言上を決議し、即日左の電報を發したり。

御還幸ニ際シ重ネテ御内帑金御下賜ノ恩命ニ浴シ感激ノ至リニ禁ヘズ縣會ヲ代表シ謹ミテ御禮申上
グ宜敷御執奏ヲ乞フ

愛知縣會議長 野 田 正 昇

宮内大臣 一木喜徳郎殿

再度迄も御下賜金を賜はり、御仁慈の廣大無邊なる洵に感泣の外なく、之が管理方法は最も慎重考慮せざるへからず、即ち縣は御下賜の趣旨に鑑み考慮の結果、賑恤金に付ては大正天皇御大禮當時に下賜相成りたる賑恤金に併せ管理することとなり、後の御下賜金に付ては大正昭和兩度の陸軍特別大演習に際しての御下賜金に併せ管理することとし、左記豫算及規程改正の件を折柄開會中の通常縣會に提案決議を経たり。

號外第一號決議

昭和三年度愛知縣大禮恩賜金歳入歳出追加豫算

歳	入	
第一款	大禮恩賜金	四一、五四七圓
第一項	資金收入	四四七
第三項	大禮恩賜金	四一、一〇〇
歳	入 合計	四一、五四七
歳	出	
第一款	賑恤費	四一、五四七

第一項 賑恤費 四四七

第二項 公債證書買入代 四一、一〇〇

歳出 合計 四一、五四七

昭和三年十二月十一日決議

號外第二號決議

大禮恩賜金ニ關スル件

大禮ニ際シ特ニ賑恤ノ資ニ充テシムルノ思召ヲ以テ下賜セラレタル金四萬千百圓ハ大禮恩賜金管理規程ニ依リ管理スルモノトシ御下賜金編入ニ關スル昭和三年度歳入歳出追加豫算ハ縣會ニ於テ議決スルモノトス

昭和三年十二月十一日決議

「參 照」

大禮恩賜金管理規程 (大正五十二年六月一日)

第一條 大禮恩賜金ハ賑恤資金ト爲シ元資金ハ永遠ニ之ヲ保存スルモノトス

第二條 大禮恩賜金ハ特別會計トシテ之ヲ整理ス

第三條 資金ハ公債證書トシテ保管スルコトヲ得

第四條 資金ヨリ生ズル利子ハ金庫事務ヲ取扱フ銀行又ハ確實ナル銀行ニ預ク置クモノトス

第五條 資金ヨリ生ズル收入ハ賑恤ノ目的ニ支出スルモノトス

第六條 資金ニ關スル歳入歳出豫算ハ縣參事會ニ於テ議決スルモノトス

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

號外第四號決議

昭和三年度愛知縣學校生徒獎學資金歲入歲出追加豫算

歲入	
第一款 生徒獎學資金	五、〇四一圓
第一項 資金收入	四一
第四項 御下賜金	五、〇〇〇
歲入合計	五、〇四一
歲出	
第一款 生徒獎學資金	五、〇四一
第二項 一般獎勵費	四一
第三項 公債證書買入代	五、〇〇〇
歲出合計	五、〇四一

昭和三年十二月十九日決議

號外第五號決議

愛知縣學校生徒獎學資金管理規程中改正ノ件

愛知縣學校生徒獎學資金管理規程中左ノ通改正シ昭和三年度分ヨリ之ヲ適用スルモノトス

昭和三年十二月十九日決議

第一條 左記金額ヲ併セ愛知縣學校生徒獎學資金ヲ設置ス

一、大正二年陸軍特別大演習ニ際シ下賜セラレタル金千圓ヲ基本トシタル愛知縣第一師範學校生徒獎學資金及愛知縣工業學校同農林學校同第一高等女學校生徒獎學資金

二、昭和二年陸軍特別大演習ニ際シ下賜セラレタル金四千圓ヲ基本トシ之ニ縣費金六千圓ヲ加ヘタルモノ

三、昭和三年大禮ニ際シ下賜セラレタル金五千圓

第六條 資金ノ歲入歲出豫算今回下賜セラレタル資金ノ昭和三年度追加豫算ヲ除クハ縣參事會ニ於テ議決ス

「參照」

愛知縣學校生徒獎學資金管理規程 (昭和三年十二月十九日決議第十三號)

第一條 昭和二年陸軍特別大演習ニ際シ下賜セラレタル金四千圓ヲ基本トシ之ニ縣費金六千圓ヲ加ヘタルモノニ大正二年陸軍特別大演習ニ際シ下賜セラレタル金千圓ヲ基本トシタル愛知縣第一師範學校生徒獎學資金及愛知縣工業學校同農林學校同第一高等女學校生徒獎學資金ヲ併セ愛知縣學校生徒獎學資金ヲ設定ス

第二條 本資金ノ收支ハ特別會計トシテ之ヲ整理ス

第三條 資金ヨリ生ズル利子及其他ノ收入ハ毎年度豫算ニ定ムル範圍内ニ於テ左ノ費途ニ支出ス

一、特ニ獎勵スベキ行為アル生徒ニ賞與スルコト

二、第一師範學校ニアリテハ前號ノ外圖書ヲ購入シテ恩賜記念文庫ヲ設クルコト

第四條 資金ハ公債證書トシテ保管シ又ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預金ト爲ス

第五條 毎年度歲入歲出豫算殘餘金ハ資金ニ編入ス

第六條 資金ノ歲入歲出豫算今回下賜セラレタル資金ノ昭和三年度追加豫算ヲ除クハ縣參事會ニ於テ議決ス

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

第七節 御門鑑

御門鑑の取扱に従事せる係員左の如し。

- | | | | |
|----------|-------|---------|------|
| 愛知縣屬 | 塚田信一 | 愛知縣農林技手 | 嶋賀泰吉 |
| 同 | 竹田善兵衛 | 同 | 兒玉芳美 |
| 愛知縣農林主事補 | 塚本嘉吉 | 同 | 村上勝重 |

宮内省より派遣せられたる大禮使と打合の上、縣に於て甲乙二種の御門鑑を調製することに決定、十月廿六日愛知縣公報第一八七號告示第六七二號を以て御門鑑取扱心得並御門鑑使用心得を左の如く登載して一般に周知せしむ。

今秋京都ニ於テ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハセラル、ニ付名古屋離宮ニ御駐紮遊バサル、際ニ於ケル行在所御門鑑取扱心得及御門鑑使用心得左ノ通定ム

御門鑑取扱心得

- 第一條 御門鑑ハ甲乙二種トシ左ノ區分ニ從ヒ交付ス
- 甲種御門鑑
- 一、天機並御機嫌奉伺ノ者
 - 二、其ノ他特ニ必要アリト認メラル、者
- 乙種御門鑑
- 一、大禮事務委員

二、運轉士、車夫、馬丁、給仕、小使、人夫

三、用達商人及其ノ使役人

第二條 御門鑑ハ紙製トシ別記第一號及第二號雛形ノ通トス

第三條 御門鑑ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ受渡所ニ至リ所定ノ請求書ニ必要ノ事項ヲ記入捺印ノ上取扱者ニ差出スベシ

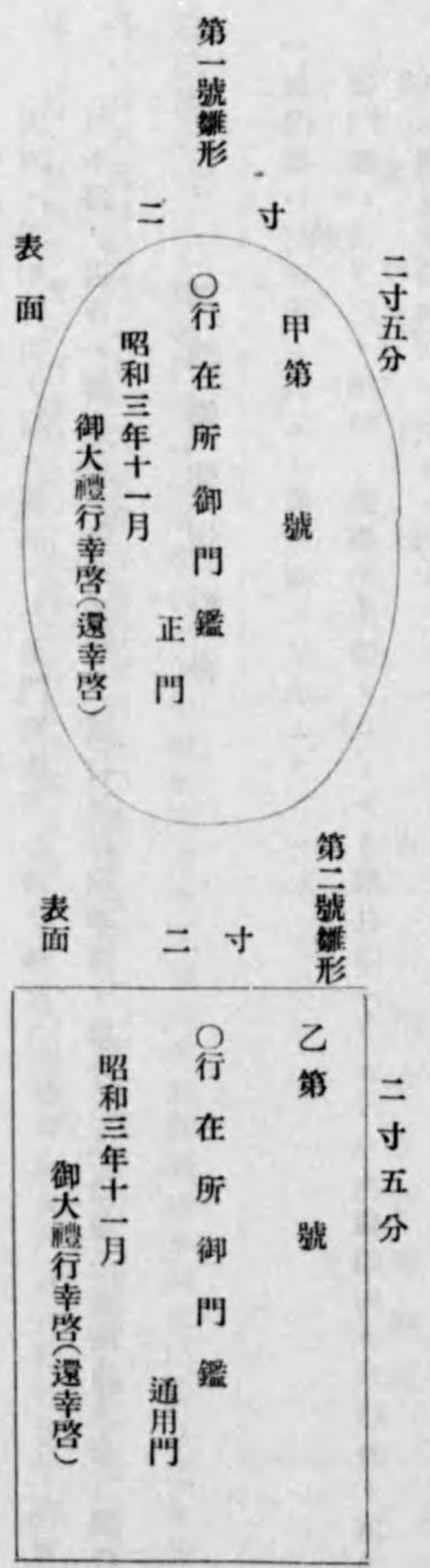
第四條 前條ノ受渡所ハ左ノ通開設ス

一行幸啓ノトキ

昭和三年十一月五日迄ハ愛知縣廳内同月六日ヨリハ名古屋市西區南外堀町六丁目日本町御門前

一還幸啓ノトキ

昭和三年十一月二十五日迄ハ愛知縣廳内同月二十六日ヨリハ名古屋市西區南外堀町六丁目日本町御門前



表面ニ愛知縣印ヲ捺ス裏面ニハ御門鑑使用心得ヲ掲記ス
行幸啓ノ場合ハ藤色第一號紫色第二號打紐付還幸啓ノ場合ハ草色第一號深綠色第二號打紐付

御門鑑使用心得

- 一、御門鑑ハ行在所ニ出入ノ際守衛ニ呈示セラルベシ
- 一、御門鑑ハ自ラ之ヲ携帶シ毀損紛失等ノコトナキ様注意セラル、ハ勿論如何ナル場合ト雖決シテ他人ニ預ケ又貸與スルコトヲ得ズ
- 一、盜難紛失又ハ遺失等ノ場合ハ即時係員ニ届出デラルベシ
- 一、御門鑑ハ行在所ヲ退出セシトキハ直ニ係員ニ返納セラルベシ

御門鑑請求書様式

一、使用目的

二、使用期限 自十一月 日 至十一月 日間

御門鑑使用心得堅ク遵守可致候條御渡相成度候也

昭和三年十一月 日

現住所

官職

位勳

氏名

爵(職業)

愛知縣知事 小幡 豊治 殿

十月二十八日行在所御門鑑行幸啓の分甲種一、〇〇〇枚乙種一、五〇〇枚還幸啓の分甲種一、〇〇〇枚乙種一、五〇〇枚調製なれり然るに十月二十八日内務大臣秘書官より左の通り通牒に接したり。

本年十一月中京都皇宮内大禮使關係諸建物内及名古屋離宮内ニ出入スル者ノ臨時通行證票ニ關シ皇宮警察部長ヨリ別紙ノ通り通牒有之候ニ付及移牒候也

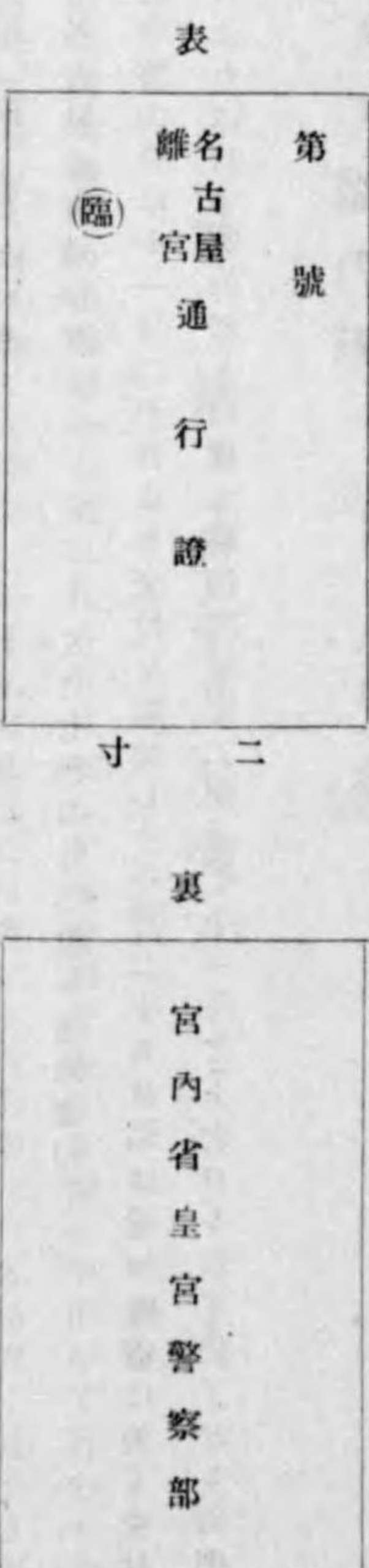
通牒

本年十一月中京都皇宮内大禮使關係諸建物内及名古屋離宮内ニ出入スル者ニ對シテハ大禮使職員徽章同關係員徽章及供奉員徽章佩用者ヲ除ク外凡テ左記雛形ノ宮内省發行ノ臨時通行證票ヲ提示セシメ從來發行ノ御門鑑ノ効力ヲ其ノ期間中停止ノコトニ決定相成候條及御通知候也

追テ臨時通行證票ハ京都皇宮警察部出張所及名古屋離宮ニ於テ御要求ニ對シ御渡可申候

厚紙製

三寸



右通牒に依リ乙號御門鑑は之を使用せず甲種御門鑑を天機奉伺並御機嫌奉伺者に限り之を使用し十一月一日名古屋離宮より名古屋離宮通行證四五〇枚を受領し乙號御門鑑の該當者に使用せしめたり。十一月一日照準用御門鑑甲各二枚宛を名古屋離宮事務所名古屋憲兵隊宮内省大禮行幸主務官宮内省

皇宮警察部長へ送付せり。行幸啓の分は十一月一日交付を開始し、告示の如く十一月五日迄は愛知縣廳に於て、十一月六日より市内西區南外堀町六丁目本町御門前にて天幕張を設置して交付し十一月七日を以て行幸啓の分を終れり。御門鑑交付數左の如し。

甲種 御門鑑 九五三枚

名古屋離宮通行證 五三七枚(四五〇枚を運轉使用)

還幸啓の分は十一月二十日より交付を開始し、十一月二十五日迄は愛知縣廳に於て交付し、十一月二十六日より行幸啓の際と同様本町御門前にて交付し、十一月二十七日を以て終了せり。御門鑑交付數左の如し。

甲種 御門鑑 八九一枚

名古屋離宮通行證 五九五枚(四五〇枚を運轉使用)

御門鑑請求書	
一、使用目的	
一、使用期限	自十一月 日 至十一月 日 日間
御門鑑使用心得堅ク遵守可致候條御渡相成度候也	
昭和三年十一月 日	
現住所	
官職	位勳 附(職業)

分五寸四

氏名

愛知縣知事 小幡豊治殿

八寸一分

左は御門鑑交付臺帳用紙型線様式縦七寸五分横五寸記入欄一頁六人を示す

返納月日	取扱者 受領印	交付月日	番 號	使用區分	請求者住所又ハ官職	氏 名	請求者 受領印

第八節 賜 饌

第一款 資格及服裝

即位禮大嘗祭の鉅典鴻儀も既に訖らせられしかば、登極令第十五條に率由して月の十六日愈大饗の御宴あり。之等の次第は總て大禮記に於て記せば茲には省けり。大饗第一日各地方に於ては官報第四七四號にて公表せられたる資格者に饗饌を賜はる事となりたるを以て宮廷係にあつては直ちに準備に着手し、係員官房秘書係木本鑿造杉原信雄渡邊重一、石黒義隆中野義輝の各屬、土木經理課土木書記田中胤男専ら其衝に當れり。縣立第一中學校庭に於ける賜饌場は工營係に於て施設せるが饗饌を賜はる資格者の届出

に就ては知事は左の如く告示せり。

告示第五二四號 (昭和三年八月二十五日)

(愛知縣公報號外第二〇號所載)

今秋行ハセラルヘキ即位禮及大嘗祭後大嘗第一日ノ儀ノ當日(十一月十六日)地方ニ於テ饗饌ヲ賜ハセラル右資格届出書式左ノ通定ム

昭和三年八月二十五日

愛知縣知事

届出書式

賜饗資格届

一、召サルヘキ資格

例 官職、官等、俸給、位、勳、功、爵、褒章

氏名

生年月日

一、召サルヘキ資格ヲ得タル年月日

例 年月日 官職官等俸給

年月日 位、勳、功、爵、褒章

年月日 就任、就職(議員等)

右及御届候也

年月日

住所

氏名印

愛知縣知事宛

注意事項

一、同一人ニシテ二個以上ノ資格ヲ有スル者ハ召サルヘキ資格欄ニ各其資格ヲ列記スルコト

一、届出書ハ總テ楷書ニテ明瞭ニ記載スルコト

一、氏名中讀方ノ困難ナルモノニ限リ振り假名ヲ附スルコト

一、用紙ハ半紙和紙ニシテ一人一葉タルコト

一、届出書ノ封筒ニハ「賜饗」ノ二字ヲ朱書ノコト

一、届出期日ハ十月十日迄ナルモ準備ノ都合上可成速ニ届出相成度コト

一、届出後身分其他ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ届出ツルコト

一、其他ノ事項ハ七月二十六日官報第四七四號大禮使榮報欄若ハ八月二十五日本縣公報號外第二〇號

榮報欄参照ノコト

「參照」 (七月二十六日官報第四七四號大禮使榮報欄抜萃)

即位禮及大嘗祭後大嘗第一日ノ儀ノ當日十一月十六日地方ニ於テ左ノ諸員ニ饗饌ヲ賜ハセラル

一、高等官同待遇

二、有爵者

三、從六位以上ノ有位者

四、勳六等功六級以上ノ帶勳者

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

- 五、褒章受領者
- 六、神佛各宗派管長
- 七、門跡寺院住職
- 八、道府縣會副議長、議員
- 九、朝鮮道評議會、臺灣總督府評議會、臺灣州協議會會員
- 十、市長、大連市長、旅順市長
- 十一、市會議長、大連市會議長、旅順市會議長
- 十二、東京市會議員、京都市會議員、名古屋市會議員
- 十三、市制第六條ノ市ノ區長、區會議員
- 十四、六大都市ノ市ノ參與、助役、局長
- 十五、町村長(名主、小笠原島世話掛、朝鮮ニ在リテハ面長、臺灣ニ在リテハ街庄長、區長、關東州ニ在リテハ會長、樺太ニアリテハ町村長、南洋ニ在リテハ總村長、區長、村長、助役ヲ含ム)
- 十六、在職判任官二等以上、同待遇
- 十七、判任官三等以下ノ警察署長、稅務署長
- 十八、官公私立小學校、公學校、普通學校及普通學堂ノ長
- 十九、各種事業功勞者、優遇者及名望家

備考 未成年者ハ之ヲ除ク

注意

届出第一項乃至第十八項ニ該當スル者(即位禮及大嘗祭後大嘗第一日第二日)ハ來ル十月十日迄二十一月十六日ニ現住スヘキ地ノ地方長官(内地ニアリテハ道廳長官、府縣知事、朝鮮臺灣ニ在リテハ總督、關東州、樺太、南洋ニアリテハ長官)宛宿所ヨリサレヘキ資格氏名ヲ書留郵便ヲ以テ届出

ツヘシ但シ陸海軍軍隊學校艦船ニ在ル者ハ陸海軍大臣ニ届出ツルコト

服裝一男子ハ大禮服正裝通常禮服(燕尾服)禮裝通常服(燕尾服)フロックコート通常禮裝

一女子ハ中禮服ローブデコルテ(髙帽)通常服ローブモンタント(袴)白襟紋付

一神佛各宗派管長、門跡寺院住職ハ前二號ノ服裝ニ相當スル服裝

尙前記告示につき官房主事より左の如く各市町村長、各縣長、各市町村立學校長、各市町村立幼稚園圖書館長、官國幣社宮司宛に夫々通牒を發せり。

禮總第三十六號

官房主事

昭和三年八月二十五日

- 各市町村長 殿
- 各縣長 殿
- 各市町村立學校長 殿
- 各市町村立幼稚園圖書館長 殿
- 官國幣社宮司 殿

賜讀ニ召サルヘキ資格届出ニ關スル件通牒

標記ノ件ニ關シ本日告示第五二四號ヲ以テ告示相成候ニ付テハ資格者ニ對シ無洩周知方特ニ御配慮相成度

更に本縣知事より帝室林野局名古屋支局長、内務省名古屋土木出張所長、名古屋稅務監督局長、名古屋控訴院長、名古屋控訴院檢事局長、名古屋地方裁判所長、名古屋地方裁判所檢事局長、名古屋供託局長、名古屋刑務所長、岡崎少年刑務所長、名古屋地方專賣局長、名古屋遞信局長、名古屋貯金支局長、名古屋鐵道局長、名古屋地方職業紹介事務局長、愛知健康保險署長、水產試驗場豊橋養魚試驗場長、名古屋稅關支署長、武豐稅關支署

長輸出絹織物検査所長岡崎種鶏場長第八高等學校長名古屋高等工業學校長名古屋高等商業學校長名古屋離宮東京帝國大學愛知演習林等に對しても夫々公報添付其廳管轄內局署場所校の資格者に通知方を依頼せり更に大饗宴當日外國にある(一)高等官全待遇者(二)有爵者三從四位以上の有位者四勳三等功三級以上の帶動者には酒饌料御下賜の御沙汰ありて夫々手續せり。

地方賜儀に召さるべき者の資格及服裝に關し又學校幼稚園職員の待遇官等に關し左の如く縣公報第一七五號を以て告示し更に地方に於て賜はる饗儀資格者の取扱に關しては縣公報號外第一二〇號を以て左の如く告示する處ありたり。

禮總第三一號 (昭和三年九月十四日)

官 房 主 事

昭和三年九月十四日

- 各 廳 長
- 各 市 町 村 長
- 各市町村立學校長
- 各市町村立幼稚園圖書館長
- 官 國 幣 社 宮 司

地方賜儀ニ召サルヘキ者ノ資格及服裝ニ關スル件通牒

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀ノ當日地方ニ於テ賜フ饗儀ノ資格及服裝ニ關シ其節ヨリ左記ノ通り通達有之候條御了知ノ上資格者ニ對シ無洩周知方御取計相成度

記

一、地方ニ於テ饗儀ヲ賜ハル者ノ内第十六項在職列任官二等以上同待遇中ニハ官等ノ配當ノナキモノト雖モ本件八十
五圓以上ノ俸給ヲ受クル者ハ包含スルモノトス

二、地方ニ於テ饗儀ヲ賜ハル者ニシテ已ムテ得ザル事情ノ爲制規ノ服裝ヲ整ヘ難キモノアル場合ハ男子ハモイニシテ
コトト紋服紋付羽織縫紋ヲ除ク(袴ヲ着用スルモ不苦且教諭師基督教教師等禮服ニ相當スル服裝アルモノ及朝鮮蓋
褥等ノ固有ノ禮服アルモノハ其服裝ヲ以テ代用スルモ差支ナシ

禮總第五六號 (昭和三年九月十四日)

昭和三年九月十四日

官 房 主 事

- 各 縣 立 學 校 長
- 各市町村立學校長
- 各市町村立幼稚園長

學校幼稚園職員ノ待遇官等ニ關スル件通牒

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀當日地方ニ於テ饗儀ヲ賜ハセラル、諸員中第十六項在職列任二等以上同待遇ノ資
格ニ關シ左記ノ件御了知ノ上賜儀資格届出ニ際シ遺漏ナキヲ期セラレ度

記

- 一、公立學校職員待遇官等々級令ノ公立學校職員中ニハ小學校教員ヲ含ム
- 二、公立學校職員待遇官等々級令別表第二表ノ各等ハ總テ本件ヲ以テ決スルコト
- 三、幼稚園ハ學校ト見做シ公立學校職員待遇官等々級令ニ依ルコト

禮總第一八六號 (昭和三年十月十六日)

官 房 主 事

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

二六九

- 各 廳 長
- 各 市 町 村 長
- 各市町村立學校長
- 各市町村立幼稚園圖書館長
- 官 國 幣 社 宮 司

地方ニ於テ賜ハル要領資格者ノ取扱ニ關スル件通牒

大警察後大要第一日ノ儀ノ當日十一月十六日地方ニ於テ要領ヲ賜ハル者ノ資格届出ハ本月十日ヲ以テ既ニ期限ヲ經過シタルモ其ノ後ノ取扱ニ關シテハ左記ノ通り御了知ノ上周知方御取計相成度

記

- 一 届出期限後本年十一月十五日迄ノ間ニ於テ資格ヲ生ジタル者ハ有資格者トシテ證請可相成ニ付本年八月二十五日本縣告示第五百二十四號ノ様式ニ依リ其都度届出ツルコト
- 二 資格届出後十一月十五日迄ノ間ニ於テ召サルヘキ資格ノ喪失其他身分等ニ異動ヲ生ジタル場合ハ遲滞ナル届出ツルコト(八月二十五日本縣告示第五百二十四號参照)

本縣に於ける賜領資格者は八千二百五十二人にして内陸軍の賜領を希望せる者五百八十二人を差引きたる七千六百七十人なり。別に海軍委託者九人を加へたり。之等の人々に對し金縁をめぐらし中央上段金泥あざやかなる菊花御紋章を浮かせし御召狀は本縣廳を経て發送せられたり。然して本縣にては賜領者に賜領拜戴式次第書、注意書並に當日の混雜を防ぐ爲め別に參入證を印刷配布せり。

愛知縣賜領拜戴式次第

- 一 十一月十六日正午諸員着席
- 二 開式ニ先テ官廷係長式次第並諸注意ヲ述ブ
- 三 司會者開式ヲ告グ
- 四 君ケ代奏樂
- 五 上席者賜領拜戴ノ詞ヲ述ブ
- 六 上席者御禮執奏ノ詞ヲ述ブ
- 七 次ニ賜領拜戴此間奏樂
- 八 上席者 天皇陛下萬歲ヲ唱フ(三聲)同之ニ和ス
- 九 司會者閉式ヲ告グ
- 一〇 一同退散

賜領資格者注意

- 一 式場ハ名古屋市東區西二葉町愛知縣第一中學校
- 一 開式ハ十一月十六日ニ付午前十一時ヨリ入場セラレタシ
- 一 參入證裏面ニ住所、資格、氏名ヲ明記シ當日受付係ヘ差出サレタシ
- 一 別圖ノ如ク白色參入證ハ南方正門ヨリ赤色參入證ハ東門ヨリ青色參入證ハ西門ヨリ參入シ各自參入證ト同色ノ席卓ニ着カレタシ
- 一 退出ハ參入門ト同一タルコト
- 一 外套傘、杖等ノ置場ハ設備無キニ付豫メ御承知アリタシ
- 一 雨天ノ際ハ總テ係員ノ指示ニ從ハレタシ

一、自動車入カ車置場ハ東練兵場内南半ニ設備シアルニ付乗用車ハ清水御門ニ於テ下車シ自動車置場ニ於テ乗車セラレタシ尙自動車ノ整理番號札ハ下車ノ際清水御門ニ於テ係員ヨリ交付ス

一、服裝

(イ)男子ハ大禮服正裝、通常禮服燕尾服シルクハット(禮裝、通常服フロックコート)通常禮裝モイニングコート、紋服紋付羽織袴

(ロ)女子ハ中禮服ローブアコルテ(通常服ローブアモンタント)袴袴白襪紋付

(ハ)神佛各宗派管長、門跡寺院住職ハ右禮服ニ相當スル服裝

追テ燕尾服ノ場合ハネクタイ白蝶形、手袋白、フロックコート、モイニングコートノ場合ハネクタイ白色ヲ除キ他ノ

色物ズボン、縮物手袋白、黒ヲ除キ他ノ色物靴ハ何レノ場合モ黒革靴男子ニシテ和服ノ場合ハ着物ハ必ず紋服ニシテ縮物、縮物ハ差許サレズ女子ノ白襪紋付ノ場合袴着用スルモ差支ヘナシ

一、賜饌當日迄ニ資格ヲ喪失シタル者ハ其ノ旨届出ト共ニ御召狀ヲ返還スルコト

一、當日事故ノ爲メ不參ノ向ハ參入證ノ[參]ヲ筆消シ直ニ參入證ヲ縣廳知事官房ヘ送付セラレタシ(圖面ハ工營係ノ個所ニ掲出)

二寸七分

表

135	B
135	A
(於縣立第一中學校)	
賜饌場參入證	
愛知縣	

一寸八分五厘

裏

住所	資格	氏名
參	不參	

白赤青ノ三色トス

(備考)

八千名ニ近キ資格者ノ受付ヲ名簿ト對照スルカ如キ事ハ到底不可能ニツキ上圖ノ如キ紙製參入證ヲ御石狀ト同時ニ送付シ置キ置日受付係ハミシンノ部ヨリ引切りA部ヲ受取りB部ヲ參入者ニ渡シ參入者ハB部ト同色ノ席卓ニ着カシメA部ヲ以テ係員ハ出席ヲ整理ス但シ參入證番號ト名簿トハ同一番號ヲ附シ見出シテ容易ナラシム裏面記入欄ハ資格者本人ニ於テ記入ノコト

第二款 地方賜饌の模様

愛知縣に於て地方賜饌の光榮に浴せる人々は大禮服、シルクハット、フロック、モイニング、紋付の定められたる服裝にて自動車、人力車、電車により參集非常の雜沓を來せり。特に日本赤十字社愛知支部にては救護班、醫員一書記一看護婦一雜役夫一を派遣し萬一に備へたるが何等の事故なかりき。當日事故の爲め止むなく欠席せる資格者二百三十五名なりき。十時半三つの門は一齊に開かれたるが前夜來の雨模様にて氣遣はれし天候も太陽の美しき光さへ漏るゝに至り一同の喜びは愈高潮せり。會場には紅白の幕を張りめぐらし萬國旗を蜘蛛手に掛け東南隅に設けられし棧敷を中心として扇子を擴げし如くなれる卓上には當日の賜饌なる左の品々奇麗に配せられたり。

一杯 東春日井郡瀬戸町河本礎亭納入

一菓子鉢 日本陶器株式會社納入

一酒(瓶詰)

富久盃 市内中區旅籠町 金森合名會社
菊之世 市内中區納屋町 廣瀬合名會社
第二篇 總務部 第一章 宮廷係 二七三

昭和大禮愛知縣記念録

- | | | | |
|-----------------------------|--------|--------------|---------|
| 金 虎 市内東區山田町 | 永野善兵衛 | 清 正 知多郡半田町 | 田 中 清 八 |
| 明 和 海部郡蟹江町 | 佐藤孫七 | 子の日 同 郡小鈴ヶ谷村 | 盛田合資會社 |
| 敷 島 知多郡龜崎町 | 伊東合資會社 | 神 杉 碧海郡上郷村 | 杉 戸 庄 平 |
| 大 動 同 郡同 町 | 太田合資會社 | 三河武士 岡崎市兩町 | 丸石合資會社 |
| 一 風 呂 敷 市内西區傳馬町五丁目杉本辰一郎商店納入 | | | |
| 一 菓子及菓子器箱 市内西區木町兩口屋菓子店納入 | | | |
| 一 膳 部 市内南區熱田神戶町武藤兼次郎納入 | | | |

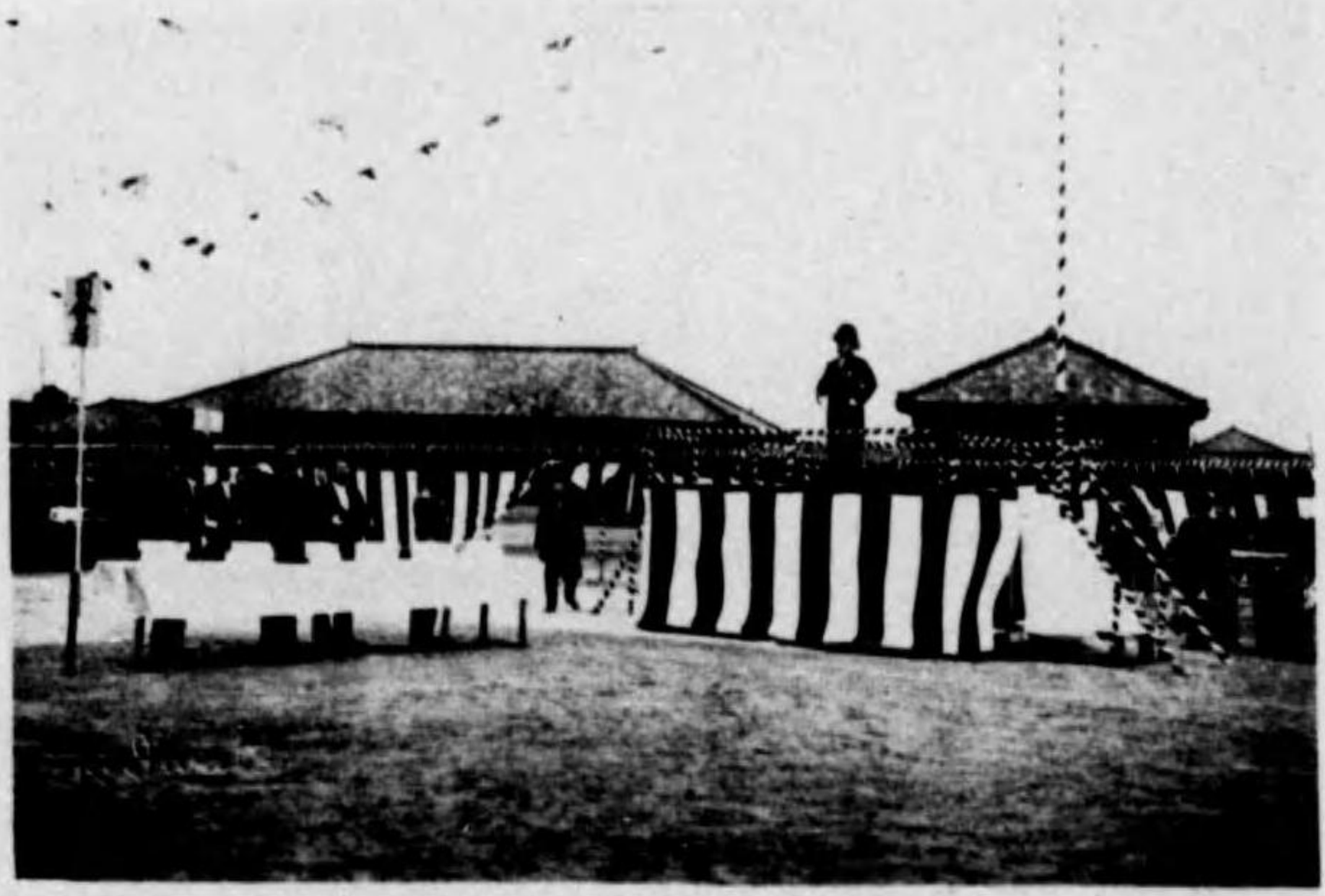
献 立

- | | | | | |
|-----------|------------|---------|---|-------------|
| 一 赤調味淋醬油燒 | 壹尾(約五寸五分) | 一 蒸 | 栗 | 參個 |
| 一 日の出蒲鉾 | 貳切(二切約厚五分) | 一 粘昆布味付 | | 貳個(二個約二寸八分) |
| 一 伊達巻玉子 | 貳切(二切約厚四分) | 一 鯛 | | 四切(約幅四寸五分) |
| 一 小鳥付焼(雀) | 壹羽 | 一 紅白強飯 | | 貳個(二個約十五分) |
| 一 柿 丸 形 | 壹個(約三十分) | | | |

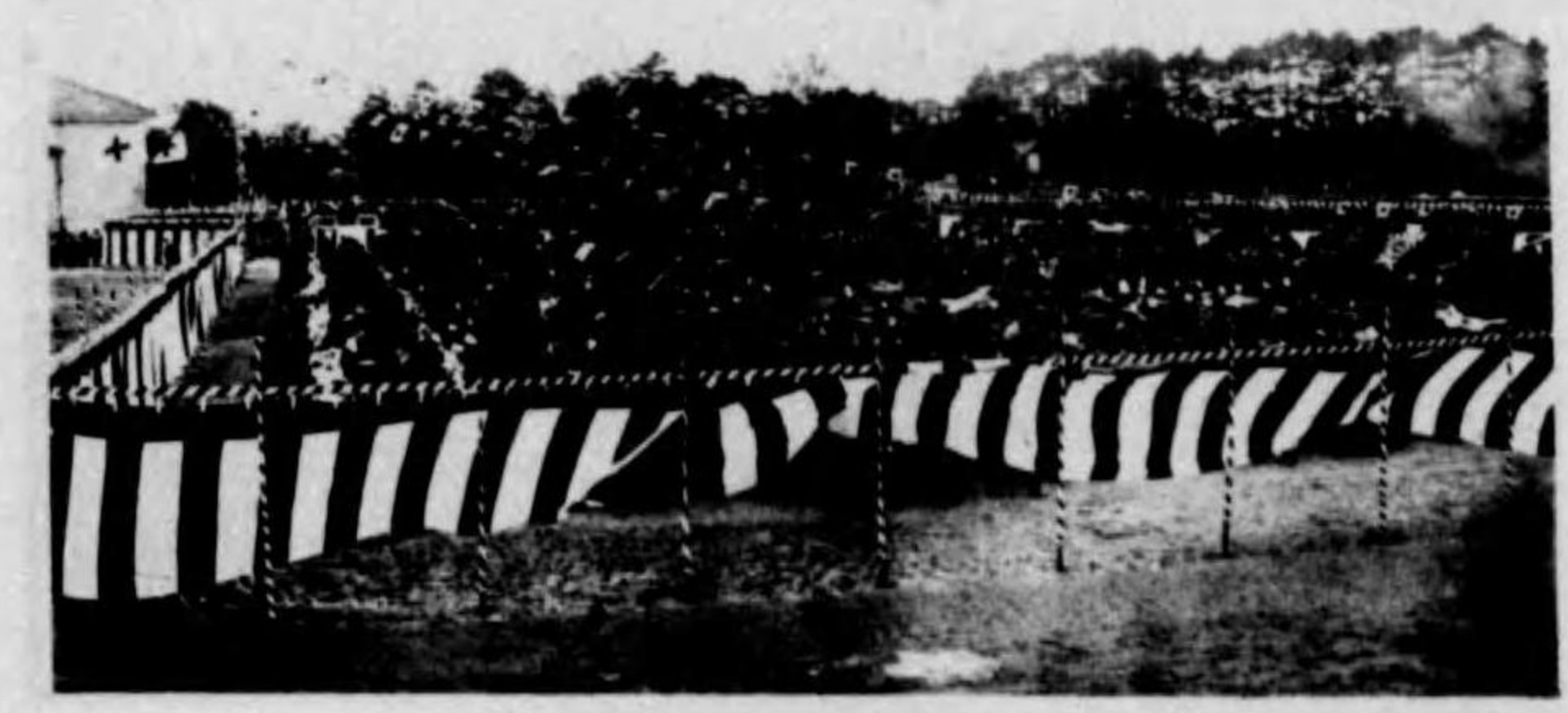
一同その兩側に並び揃ふや正十一時大谷官房主事は棧敷の上に登り賜饌に關する注意事項を述べついで落合内務部長は當日の司會者として棧敷より左の如く拜戴の詞を述べたり

御大禮御舉行に際し特に本日をして辱くも饗饌を賜ふ 聖旨優渥感激の至に堪へず一同益々奉公の誠を効し皇恩の萬一に報る奉らむ事を期す茲に謹て 聖壽の無疆を祝し寶祚の長久を祈り奉る

次で當日の最上席者海軍中將森越太郎氏は立ち 聖壽の萬歳を奉祝し賜饌の御禮言上につきては宮



賜饌場に於て拜戴の辭を述ぶる
落合内務部長 (於縣立第一中學校)



地方賜饌場開宴 (十一月十六日)



正門前の縁門

内大臣へ執奏方一同に代り手續取計らはんとす。各位之を諒みせられむことを望むと述べその事を取行はる。かくて奏樂裡に賜饌を拜戴し終つて森中將 天皇陛下萬歳三唱の發聲をなし滿場これに和す萬歳の聲は遠く名古屋城の彼方にこだまし非常の盛況なりき。零時五十分落合内務部長閉式の辭を述べ芽出度散會せり。因に昭和三年勅令第百八十八號の御趣旨に基き本日御召を蒙れる諸員は何れも大禮記念章を拜受する事となりをれり。

第三師團に於ても豊橋及び名古屋に於て夫々賜饌あり。賜饌場及御召者は左の如し。

場	所	陸軍部内	在郷軍人	合	計
名古屋併行社(大廣間)		六〇三	三三二		九二五
豊橋陸軍教導學校(大講堂)		三八三	二六五		六四八

尚名古屋併行社賜饌場にては卓上常盤木に「しめなは」をかけたる極めて簡素にして莊重なる裝飾ほどこされ。定刻一同席定まるや司會者田中留守師團高級副官おごそかに賜饌拜戴のことを述べ上席者林彦一少將の發聲にて一同 聖上陛下萬歳を三唱し午後零時半宴を終れる由又豊橋にては服部眞彦少將司會者となられたり。

第九節 献上品及傳献品

第一款 事務分掌

大禮事務に關し昭和三年八月八日附を以て宮廷係員の任命ありたるもの内献上品及傳獻品に關する事項を分掌したるもの左の如し。(○印は兼務者)

主任	地方事務官	辻山治平	屬	橋本政吉
	地方技師	泰一二郎	同	櫻井源次
	同	稻澤作之助○	同	小林愛雄
	農林技師	岡本堯夫	同	村松長治
	同	幸田伴次郎○	同	杉原信雄○
	同	桑川保治○	同	石黒義隆○
	商工技師	内川了○	同	木下千麿
屬		織戸政雄	同	加藤六郎

第二款 献上品取扱心得其他

大禮奉祝献上品取扱ひ方に關しては昭和三年四月十七日附を以て宮内次官より左記の通牒に接したり
宮内大臣官房 課官發第二一〇號

昭和三年四月十七日

宮内次官 關屋貞三郎

愛知縣知事 小幡豊治殿

大禮奉祝献上品取扱ニ關スル件

大禮奉祝ノ爲メニスル献上品取扱ニ關シテハ大略左記ノ方針ヲ以テ處理可致候ニ付テハ貴官經由ニ係ルモノハ献上ノ目的献上品ノ來歴形狀容積其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載シタル副申書ヲ献上願ニ添付相煩度

記

- 一、左ノ各號ノ一ニ該當スト認メラルルモノハ採納セス
 - (イ) 華美ニ流ルルモノ
 - (ロ) 廣告又ハ宣傳ノ爲ニスルモノ
 - (ハ) 賣名私利ノ爲ニスルモノ
- ニ其他献上品トシテ不適當ナルモノ
- 一、献上願ハ總テ所轄地方長官ヲ經由セシムルコト但シ官公署公共團體又ハ其ノ代表者ノ献上ニ在リテハ直接出願セシムルコトヲ妨ケズ
- 一、在外邦人(附屬州及南洋群島ノ屬ク)ノ献上ニ在リテハ外務大臣ヲ經由セシムルコト
- 一、献上願ハ別紙雛形ニ依ラシメ献上品ガ書籍ナルトキハ副本ヲ添付セシムルコト但シ事情ニ依リ之ヲ省略スルモ差支ナシ
- 一、献上品ハ詮議ノ上採否ヲ通知スヘキヲ以テ献上ノ準備ハ必ズ献上採納通知後ニ着手セシムルコト
- 一、献上品受附所ハ赤坂離宮内ニ設置セラル、豫定ニ付現品ハ献上採納通知ヲ受ケタル上指定ノ期日迄ニ赤坂離宮ニ差廻スコト
- 一、献上願受付期間ハ昭和三年十一月末日迄トシ現品ノ受附期間ハ昭和三年十一月一日以降昭和四年

一月二十日迄ノ豫定ナリ

一、朝鮮總督、臺灣總督、關東長官、樺太廳長官及南洋廳長官ハ地方長官ト看做ス
右の通牒を基準として更に献上者の資格、素行、衛生状態、献上品の來歴等の調査を全からしめ、尙献上の手續を詳細に知らしむるの必要を認め、左の通り献上品願出心得及献上品取扱心得を制定し其の據るべき所を示したり

訓令第四十五號

今秋御舉行アラセラルベキ御大禮ニ際シ奉祝ノ爲ニスル献上品取扱心得左ノ通定ム

昭和三年九月十一日

愛知縣知事 小幡 豊治

献上品取扱心得

第一條 市町村長献上願傳願ヲ受理シタルトキハ願書記載ノ事實ニ相違ナキヤ否ヲ奥書證明シ且

左ノ事項ニ付精査シタル副申書ヲ添付シ昭和三年十一月十日迄ニ當廳ニ進達スヘシ

一、献上ノ目的

二、献上品ノ來歴

三、形狀

四、容積

五、其ノ他參考トナルベキ事項

(一)個人ノ場合

一、本人ノ性行經歷賞罰

二、本人又ハ家族若ハ製作従事者又ハ其ノ家族中ニ傳染性疾患ノ有無

三、本人又ハ製作従事者ノ住所並ニ製作所又ハ生産地附近ニ於ケル傳染性疾患ノ有無

(二)團體ノ場合(市町村ヲ含マス)

一、代表者住所、氏名、性行經歷、賞罰

二、團體ノ區域及創立年月日

三、團體ノ事業及其ノ成績

四、製作者若ハ其ノ家族中傳染性疾患ノ有無並製作者ノ住所若ハ製作所又ハ生産地附近ニ於ケル傳染性疾患ノ有無

第二條 願書進達後前條ノ調査事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ報告スヘシ

第三條 献上品差出ノ際ハ特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

一、差出日時ヲ嚴守セシムルコト

二、包装ハ成ルベク物品ノ内容ヲ調査スルニ容易ナラシムルコト

三、損傷又ハ減耗ノ虞アル物品ハ豫備品ヲ添ヘシムルコト

四、箱入ノモノハ二重箱トセシムルコト

五、外箱ノ表面中央ニ献上品ト記シ左側ニ品名、數量、献上者ノ住所、官職位勳功爵氏名ヲ記載セシムルコト

六、箱入ノモノハ成ルヘク手付ノ籠トシ之ヲ箱其ノ他適當ナル容器ニ入レシムルコト

七、レツテルヲ貼付スルコトハ成ルベク之ヲ避ケシムルコト但シ酒、醬油等ノ如キモノニシテ之ヲ缺

ケルガ爲ニ甚ダシク休裁ヲ損スルモノハ止ムヲ得ザルベシ
告示第五百六十七號

今秋御舉行アラセラルベキ御大禮ニ際シ奉祝ノ爲ニスル献上品願出心得左ノ通定ム

昭和三年九月十一日

愛知縣知事 小幡 豊治

献上品願出心得

第一條 御大禮奉祝ノ爲献上ヲ願出デムトスル者ハ特ニ其ノ物品ヲ嚴選シ濫ニ涉ラサル様注意スベシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スト認メラル、モノハ御採納在ラセラレズ

一、華美ニ流ル、モノ

二、廣告又ハ宣傳ノ爲ニスルモノ

三、賣名私利ノ爲ニスルモノ

四、其ノ他献上品トシテ不適當ナルモノ

第三條 献上ヲ願出デムトスル者ハ別記雛形ニ依ル献上願又ハ傳献上願ニ左ニ掲クル事項ノ説明書ヲ添付シ昭和三年十月末日迄ニ市町村長ニ提出スベシ

一、生産地又ハ製作所

二、生産又ハ製作年月日

三、一ケ年ノ産額

四、生産ノ概況沿革其ノ他必要ト認ムル事項

献上品カ書籍ナルトキハ前項ノ願書ニ副本ヲ添付スベシ若シ之ヲ添付スルコト能ハサル場合ハ其ノ事由ヲ説明書ニ記載スベシ
第四條 献上品御採納ノ御沙汰アリタル場合ハ其ノ旨傳達スヘキニ付献上ノ準備ハ其ノ後ニ於テ着手シ現品ハ指定ノ日時及場所ニ差出スベシ
第五條 献上品ハ清淨ナル白木箱入又ハ奉書紙包ト爲スヘシ但シ物品ノ性質ニ因リ之ニ依リ難キトキハ清淨ナル適當ノ容器ヲ用フベシ
献上品ハ献上者ノ官職位階勲等爵位住所氏名ヲ奉書紙(縦五寸横二寸)ニ記載シ外箱ニ貼付スベシ
第六條 献上品ニ關スル心得ノ詳細ハ市役所町村役場又ハ愛知縣廳内務部因務課内献上品係ニ照會スヘシ

別記

献上願雛形(用紙美濃紙)

献上願

一品目種類頁數

右

御大禮ニ付

天皇(皇后)陛下ニ献上致度候間此段奉願候也

昭和 年 月 日

献上者住所(又ハ居所)

位勲功爵職業(官職)

氏名 印

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

宮内大臣宛

備考 本雜形ハ宮中席次第六階以上ノ者現職ノ高等官同待遇者及官公署公共團體又ハ其ノ代用者ニ適用

傳獻願雜形用紙美濃紙

傳 獻 願

一品目(種類)頁數

右

御大禮ニ付

天皇皇后陛下ニ獻上致度候間傳獻方御取計相成度此段奉願候也

昭和 年 月 日

獻上者住所又ハ居所

位勳功爵職業 氏 名 印

知 事 宛

備考 本雜形ハ獻上資格者以外ノ者ニ適用

尙今回は動植物は御採納在らせられざる趣きに付き特に爲念左の通牒を發したり。

禮總第九一號

昭和三年九月二十五日

市町村長宛

御大禮奉祝獻上品取扱方ニ關スル件通牒

御大禮奉祝ノ爲メニスル獻上品取扱ヒニ關シテハ九月十一日訓令第四五號獻上品取扱心得及同日告示第五六七號獻

上品願出心得公布相成候ニ付キ各方面ヨリ照會ノ向モ可有之被存候ニ付イテハ之ガ取扱ニ關シテハ右心得書ノ趣旨ニ添ヒ聊カノ遺漏無之様御留意相成度尙動植物ハ獻上品トシテ不適當ナルモノトシテ御採納在ラセラザル趣ニ有之候條周知方可然御取計ヒ相成度

申添候

右の通り夫々注意の結果市町村役場を経由して獻上願又は傳獻願を差出すもの續々相次ぐの狀況にして縣に於ては一々之を調査し迅速に宮内省に副申進達したり宮内省よりは十月二十六日付豊川關妙巖寺住職外八名の獻上品に對する採納指令を最先として順次許可書到達したるを以て其の上納方法に關し左の計畫に依り進行したり。

第三款 包裝及發送其他

一、獻上品上納の時期及場所

(二)御採納の決定せられたる獻上品は生産の時期其他を考慮して左の三回に分ち係員付添ひ赤坂離宮に送納すること

縣廳受付赤坂離宮 年月日上納月日	備	考	付添屬官
十一月廿八日	現品受付及内査	十一月廿九日荷造及發送十一月卅日上納	小林愛雄
十一月三十日	寫眞撮影	十一月廿九日荷造及發送十一月卅日上納	木下千巖

二回	十二月十九日	現品受付及内査	十二月廿日荷造及發送	十二月廿一日上納	櫻井 松井 長源 治次
一回	十一月十一日	現品受付及内査	一月十日荷造及發送	一月十一日上納	櫻井 松井 長源 治次

(二) 献上品の性質に依り出願人付添ひの必要ある場合又は特に希望あるものは出願人を同行せしむること

二、献上品輸送方法

(一) 自縣 廳及自東京 驛區間は特に清淨なる貨物自動車に依り搬入すること
 (二) 名古屋驛 及至赤坂離宮 區間は特に清淨なる貨物自動車に依り搬入すること
 (三) 名古屋驛より東京驛迄は旅客小荷物貴重品扱ひの形式とし特に驛長監督のもとに特別扱ひとして鄭重に輸送する様交渉せり

三、献上品保管庫設置

前記三回に再び受付けたる現品は縣廳正廳及び倉庫を保管庫とし清淨ならしめ之に保管し受付の翌日發送することとせり

四、献上品差出注意

献上品差出方に關し左の注意をなしたり
 (一) 差出日時を嚴守すること
 (二) 献上品は清淨なる白木箱入又は奉書紙包と爲し運搬用外箱を付すること但し物品の性質に依り之に因り難きときは清淨なる適當の容器籠の如きものを用ふるも差支なしと雖も必ず外箱を附すること

(三) 包装は成るべく物品の内容を調査するに容易ならしむること

(四) 損傷又は減耗の虞ある物品は豫備品を添へること

(五) 外箱の蓋は打付けせざること縣に於て一應内檢の必要上献上臺を付するものは夫れも共に外箱中に納むること

(六) 外箱の表面中央に献上品と記し左側に品名數量中央下に献上者の住所官職位階動功爵位氏名を記載すること

(七) 別に献上者の官職位階動功爵位住所氏名を小奉書紙六ツ切縦一尺一寸横二寸五分に記載し容器(内箱)の中に入れ置くこと

(八) 籠入のものは成るべく手付の籠とし之を外箱に容れ綿木毛の類を以て輸送に堪ふる様填充すること

(九) 華美の「レツテル」等を貼付することは成るべく之を避くること但しリボン造花等の些少なる飾り又は酒醬油等の如きものにして之を缺けるが爲に甚たく体裁を損するものは止むを得ざるべし

(一〇) 献上品の性質に依り献上者附添ひの必要あるものは納入日時に一應現品を持参し縣の内検査を経たる上翌夜發係員と同車上京せしめられ度

右の計劃に基き第一回の輸送として二十四點を積込み屬官二名附添ひ十一月三十日赤坂離宮に上納せり第二回献上品輸送は十二月二十日前同様の方法により屬官二名附添ひ二十九點を上納し第三回献上品輸送は昭和四年一月十日前同様屬官二名附添ひ三十三點を上納し外に名古屋市長及岡崎市早川久

右衛門東春日井郡水野村加藤博明に係る献上品は何れも本人より上納したり、今其の献上品の種目並に献上者の住所氏名等を列記せば次の如し。

献上品ノ部

品目	数量	住所	位階官職	氏名
金線七寶瑞象文置時計	壹臺		名古屋市長 勳四等	大岩勇夫
金線七寶祥華文鏡臺	壹臺		全	同
生三幅金巾	壹括		豊橋市長	田部井勝藏
服地サクソニー	壹反		岡崎市長	本多敏樹
コルト地	壹點		一宮市長	日野常太郎
ネール地	壹點		全	同
花丁味噲瓶	壹對		潮戸町長	小出凱三
八丁味噲	壹樽	岡崎市八帖町字往還通六十九番地	勳六等	早川久右衛門
書籍(木津用水史)	貳冊	丹羽郡大山町	地方事務官	木津川水普通水利組合管理 大谷茂平

傳献上品ノ部

品目	数量	住所	位階官職	氏名
當寺豊川吒根尼真天木像	壹軀	寶飯郡豊川町	豊川開闢 妙嚴寺住職	福山界珠

大般若波羅密多理惠分經	壹軸	全	全	同
味淋九重櫻	貳打	碧海郡大濱町字濱家五一番地	味淋醸造業	石川八郎治
毛織物脊廣服地	一着分	中島郡奥町字三出六三	織物業	野田健次郎
毛織物綾織英ネル	壹點	一宮市大字一宮字北ノ町一	織物業	中外毛織株式會社 社長田中安逸
味淋廿強	半打	海部郡蟹江町大字蟹江本町字海門九六	味淋醸造業	山田平左衛門
紋羽二重	六丈物	丹羽郡古知野町大字和田勝佐字高海戸一四五	絹織物業	津田濱三郎
紋羽二重	貳反	丹羽郡布袋町大字木賀二一九四番地	絹問屋	佐橋谷三郎
清酒三河武士	四本	岡崎市両町八一番地		丸石合資會社
別珍製肩込	壹枚	全 市材木町四十五番地	製綿業	鈴木範一
シルケット有松絞	貳反	知多郡有松町		有松絞商工同業組合 組長竹田嘉兵衛
鳴海桐鳳模樣	壹反	愛知郡鳴海町五一〇番戸	絞卸商	近藤清藏
洋服地紺サージ	參碼壹分	海部郡津島町大字津島		兒玉毛織合名會社 代表者兒玉柳吉
生木綿	壹括	寶飯郡小坂井町大字平井		寶飯郡組合長 清水松太郎
晒布三白木綿	壹百反	知多郡大野町乙三四三		合資會社四浦木綿商會 代表者山口仁右衛門
乾海苔	壹百枚	岡崎市連尺町七〇番地	綿織立業	稻垣榮太郎
乾海苔	壹百枚	寶飯郡御津村		川野林藏
乾海苔	壹百枚	寶飯郡御津村大字下佐脇二二九		村山忠七

毛彫節影的矢	四本壹組	岡崎市中町字蓬萊町一四	農	鈴木門次
尾張大根長割干	貳箱	中島郡稻澤町大字下津二九二番	農	夫馬盛政
毛筆	壹箱	豊橋市中八町一六番地	製毛筆同業組合 組長小山信	
玉絲	貳括	豊橋市指笠町三二番地		
海老せんべい	壹箱	知多郡横須賀町大字横須賀四四四番地	海産物	大村庄吉
磯乃翁	壹箱	全所	全	同
貝化石	貳拾五個	北設樂郡下川村大字下田七三番	農	佐々木友八郎
顯紋紗(染色絹織物)	壹卷	丹羽郡古知野町大字下般若字地藏五〇二	絹織物業	菱川元治
大麥	五升	八名郡三上村九六番地	農	福田庄太郎
白髮切干	壹箱	中島郡稻澤町大字下津字新町二二六		進産組合 代表者 丹羽謙三郎
トマトケチャップ	拾貳本	知多郡横須賀町大字高横須賀字東屋敷		尾三鐘結合資會社 代表者 新海紋之助
花瓶	壹對	東春日井郡水野村大字上水野三〇五ノ三	製陶業	加藤博明
大根白髮切干	五把	丹羽郡丹陽村大字傳法寺四七四八番地	農	橋本春一
大根千切干	二百匁	一宮市字四ツ山七番地		尾張大根切干同業組合 組長 伊藤齊八郎
大根丸切干	二百匁	同		同
大根角切干	二百匁	同		同
大根割干	二百匁	同		同

乾椎茸	二百匁	北設樂郡豊根村大字坂字場		阪字場椎茸同業組合 代表者 田邊秀世
菓 子五萬石	五個	岡崎市康生町六四六	製菓商	西山愛治
菓 子幾さらぎ	叁個	岡崎市傳馬町一〇〇	製菓商	中野重
菓 子あは雪	壹折	同 市康生町八〇	製菓商	伊藤直平
菓 子カステラ	壹折	同 所	同	同
菓 子あは雪	貳拾壹個	同 市傳馬町二三三	製菓商	小島徳成
菓 ニ香ノ物	貳籠	海部郡甚目寺村大字上登津	村社登津社 社物乾物	廣瀬清
海苔味淋佃煮	壹箱	豊橋市魚町一八番地	販賣物	山田嘉助
澤庵味淋粕漬	壹樽	寶飯郡八幡村大字千兩		岩瀬嘉八
金屏風	壹雙	名古屋市長		大岩勇夫
財團法人愛知無料宿泊所寫真帖	壹册	名古屋市長		財團法人愛知無料宿泊所 代表者 川出甚吾郎
綿メリヤス襪衣	上下壹組	名古屋市長		朝日メリヤス合資會社 代表者 川出甚吾郎
國産絞小濱縮緬地	壹疋	同 市西區本重町四丁目十一番		名古屋國産絞同業組合
木製置時計	壹個	同 市西區老松町三丁目二十三番地		愛知縣時計製造同業組合 組長 川瀬嘉助
桐柎櫻椽立透模襪	壹基	同 市西區上園町四丁目八番地	欄間製造業	渡邊藤藏
御園一閑張文庫	壹個	同 市東區石町一丁目		岩田銀重
茶筌茶杓	壹組	同 市中區廣路町字清須山十二	茶筌師	田島幸造

印刷刻奉祝	象牙材	同	市中區日置町八十九番地	印刷彫刻師	久納善之助
印刷刻聖壽萬歳	黒水牛材	同	市中區日置町八十九番地		
扇子	壹對	同	市西區押切町一丁目二十一番地	扇子商	井上茂兵衛
美術竹製品活花籠	壹點	同	市中區常盤町二十三番地		富田鈴太郎
竹製花車並花籠敷臺	壹揃	同	市東區門前町三ノ二	花籠業	伊藤喜三郎
刀	七口	同	市南區熱田東町森後五三番地	銀冶職	伊藤德治郎
履物模型(二十四種入)	壹箱	同	市中區新柳町五丁目四番地	履物商	鶴飼喜八
木彫天窟戸	壹個	同	市西區則武町向五五〇番地	佛像彫刻業	河村兼次郎
金城味淋	四合壺詰	同	市西區田幡町七百二十番地	味淋醸造業	鈴木八右衛門
書籍詠史千首和歌集	上下壹部	同	市西區茶屋町二丁目八番地	縣社那古野神社々々司	中野周次郎
久平柳布糊	箱入壹貫二百匁	同	市中區南久屋町三丁目十六番地	布糊製造業	徳田嘉三郎
象牙骨金地扇子	貳對	同	市西區鷹匠町二丁目九番地	扇子商	加藤喜太郎
茶筌千家形	叁個	同	市東區前ノ町十九番地	茶筌師	杉浦竹次郎
絹メリヤス襪衣	上下一組	同	市西區泥江町二丁目八番地		名古屋輸出英大小工業組合理事長 伊藤傳七
絹メリヤス長靴下	半打	同			同
大中巾	紅白貳疋	同	愛知縣丹羽郡布袋町大字木賀一〇六番地	織布業	杉本伊右衛門
ボイルドハム	拾封度	同	名古屋市中區千種町振甫一二四番地	ハム製造業	大島和助



三の其品獻傳及品上獻



點二品上獻事知縣本
點二品上獻長市屋古名
りよ左

二の其品獻傳及品上獻



一の其品獻傳及品上獻

初音 三孟 名古屋	漬漬 漬漬 漬漬	壘壘 壘壘 壘壘	詰詰 詰詰 詰詰	貳籠	同地	市西區菊井町二丁目十二番		名古屋漬物製造合名會社 代表社員 米倉徳次郎
菓子	黃	金	貳箱	同	市西區明道町四十一番戶		菓子製造業	水野重藏
菓子	城の	譽	貳箱	同	市東區富澤町三丁目六番地		製菓業	堀田千代吉
清酒	菊の世	萬歲	四合壘 打詰	同	市南區本星崎町二二三番戶		酒造業	廣瀬合名會社 代表社員 廣瀬惣兵衛
菓子	やつるぎ	おこし	貳箱	同	市南區熱田神戶町三十五番		菓子製造業	佐久間熊次郎
菓	草履		五足	愛知縣碧海郡六ツ美村大字上三ツ木字築山六六、六七合併地 名古屋市南區熱田傳馬町六丁目拾四番地			農業	山崎藤藏
御化粧紙	中京美人紙		五拾帖	名古屋市中區八百屋町二三三番戶			紙卸商	花岡榮一
竹製硯箱 筆、錦竹、黒竹、節付軸			壹個	同	市中區八百屋町二三三番戶			井上徳三郎
盆畫掛額	日ノ出ノ富士	洋上ノ月	貳面	同	市東區久屋町五丁目四番地		盆畫師匠	小島泰次郎

第四款 愛知縣献上品

御大典に際し愛知縣より奉祝の爲 畏き邊りへ献上す可き物品につきましては選衡の結果愛知縣の工業を代表す可き絹織物並に七寶製置時計に決定し夫々左の如く注文せる處受命者に於ても絶大の名譽として入念製作上納せるを以て改めて本縣知事より献納せる處御嘉納あらせられたり。

一佛蘭西縮緬 二一反
但し水色肉色各壹反二十五碼物
名古屋市 帝國捻絲織物株式會社

愛知縣海部郡七寶村大字遠島七一八

一七寶菊桐鳳凰型置時計

林 谷 五 郎

但し高一尺五寸巾一尺六寸五分にして全部模様の個所は純金を使用し上部蓋裏及菊型内張は純金を以て張詰め臺の上部中央は瑞西ロンドン會社特製ロンドン時計嵌入す。

第十節 天覽品及御買上品

第一款 事務分掌

大禮事務中天覽品及御買上品に關する事項は宮廷係に屬し其の係員は昭和三年八月八日付を以て左の通任命せり。

主任	地方事務官(商工課長)	椎名悦三郎	地方商工主事	生田磯治
	地方技師(耕地整理課長)	横山利喜一	地方商工技師	内川了
	地方技師	稻澤作之助	屬	平尾正藏
兼務	地方農林技師	岡本堯夫	同	木村理三郎
		幸田伴治郎	同	近藤半吾
		石野章三	同	渡邊重一
		桑川保治	同	山田賢三

兼務	屬	中野義輝	兼務	農林技手	小倉退藏
	技手	中村金次		商工技手	馬淵利貞
兼務	農林主事補	村山茂樹			

第二款 品種選定及陳列準備

宮廷係は分掌事項多く施設事項多岐に互るを以て八月十六日正廳に於て打合會を開き天覽品につき協議したるが更に九月十一日重ねて天覽品事務につき打合を爲し大體左の如き事を協議せり。

打合事項

- 一、天覽品陳列室に關する件
本件に關しては官房主事及名古屋離宮高橋屬より宮内省官房へ照會中何れ決定次第通知致すべき見込なるも多分從來の通梅の間ならん
- 一、陳列室配列に關する件
前記の如く陳列室決定せざるも梅の間に決定したる場合に於ける陳列室配列別紙の通り
但し陳列室は商工課保管のものにより設計したるものなり
- 一、天覽品種別選定に關する件
天覽品陳列場所及日數の關係上今回は主要生産品の陳列に止め農産、工産、水産、林産、畜産品及盆栽、盆石、花卉の若干を陳列する見込なり
- 一、天覽品選定點數に關する件

種別	大正十三年	昭和二年	今回の見込	備考
農産品	二二	八四	六〇	
工業品	一四七	二五七	一四五	
水産品	六	三六	二〇	
林産品	一	一〇	一〇	
蠶糸品	一二	三六	一五	
其他(盆、栽等)	一九一	四五五	二六〇	
計				

一、天覽品目別種類別陳列に關する件

天覽日は左の通定められ度

十一月六日(行幸)工産品蠶糸品、盆石、盆栽の一部

十一月二十六日(還幸)農産品、水産品、林産品、盆石、盆栽

一、出品者選定方に關する件

天覽品出品者の選定方法に就ては昨年陸軍特別大演習に行幸の際に於けると同様別紙事項に依り市町村長に一任する様致し度但し品名は縣より指定のものなること(別紙省略)

一、出品者に對する品名別數量に關する件

(一)升量を用ふるものは一升とす但し壺詰として販賣するものは四合壺二本とす

(二)衡量を用ふるものは一斤とす

(三)個數を用ふるものは一個、二枚、一本、一反、一尾、一俵、一箱、一巻、一束、一括

(四)揃へものは一組、一對、一揃、一足とす

但し膳二十人前一揃の如きは一人前とす

一、市町村別天覽品々名別豫定點數調に關する件

市町村別に於ける天覽品名點數左記様式に依り報告すること但し九月二十日迄に報告せられ度

何々市町村

品名	數量
何々	何
何々	何
何々	何
何々	何

一、天覽品陳列配置圖作製に關する件

別紙陳列配置圖に依り種類別天覽品陳列圖を作製し十月五日迄に商工課へ提出せられたし

一、天覽品陳列に要する關係課の豫算に關する件

天覽品陳列に要する費用を豫め商工課へ提出せられたし但し品目數量單價記入の仕譯書を九月二十日迄に調製し、費放費共提出せられたし

一、天覽品出品目録附札容器に關する件

天覽品出品目録附札は別紙の通り定む(別紙省略)農務課の分は同課より差出すこと、容器に關しては農務課以外の分は昨年度大演習の際用ひたる容器を用ひられ度

一、天覽品目録作製に關する件

別冊の通各課に於て作製せられたし

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

昭和大陸愛知縣記念録

一、天覽品説明書作製に關する件

各種品目に依る説明書を各課に於て作製せられたし

一、天覽品陳列に關する件

天覽品は各課に於て適當に天覽日前日迄に陳列せられたし

一、天覽品係員に關する件

各課に於て適當なる係員を選び商工課へ報告すること

以上の外其の細目に關しては常に係員相互の協議連絡に依り昨年陸軍特別大演習當時の例に準し、出品點數品種の豫定表を作成し關係市町村長に對し左記照會を發したり。

禮總第一一七號

昭和三年十月三日

愛知縣 内務部長

關係市町村長宛

天覽品出品者選定ノ件

今秋御大典行幸啓ノ御途次名古屋離宮へ御駐籠ノ際ニ於ケル天覽品トシテ別紙記載ノ物產ヲ選定致シ候條貴部内當業者ヨリ左記各項ニ基キ適當ナル者御人選ノ上出品候様御配意相成度而シテ出品目錄ハ別ニ添付セル各其ノ該當用紙ニ記載セシメ十月十日迄ニ無相違御取纏ノ上御提出相成度

記

一、出品者ノ選定ニ關シテハ左記各項ニヨルコト

(イ)業務ニ熱心ニシテ素行善良且刑罰ヲ受ケタルコト無キモノ

(ロ)本人ハ勿論家族並ニ從業者中ニ傳染病ノ疾患無キモノ

(ハ)本人ノ居住地又ハ天覽品製造所若ハ採取所所在地カ傳染病流行地ニアラサルモノ

二、市町村長ニ於テ前項各號ノ事項調査ノ上副申スルコト

三、出品目錄提出後第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ直ニ報告スルコト

四、幅一尺二寸以上ノ織物ニハ板蓋ヲ入ルヽコト

五、天覽品運搬ニ要スル往復ノ運賃ハ總テ出品者ノ負擔タルコトヲ豫メ了知セシメ置クコト

六、容器ヲ要セサル天覽品ハ特ニ箱等ヲ作製シ又ハ天覽品ニ華美ナル裝飾ヲナサザルコト

市町村長は右照會に基キ、一、業務に熱心にして素行善良且刑罰を受けたるものに非ざる者、二、本人は勿論家族並従事者中に傳染病等の疾患無き者、三、本人の居住地又は天覽品製造所若は採取所々在地が傳染病流行地に非らざるものの中より出品者を選定し報告せり。係に於ては之が萬全を期する爲委員を主産地に出張せしめ、其の出品物が代表的出品としての適否は勿論其の地方の衛生状態出品者の人格徳望家庭の状況等をも調査したり。斯くの如くにして先づ行幸啓の際天覽に供すべき工産品の出品を決定し、十一月一日左の通關係市町村長に通知をなし、尙十月二十九日付を以て天覽品陳列及出品月日決定の旨左記通牒を發したり。

昭和三年十月二十九日

内務部長

關係市町村長宛九十一ヶ市町村長

天覽品ニ關スル件

天覽品出品方法ニ關スル詳細ニ就テハ別途通牒相成ヘク候處天覽品陳列並出品ノ月日ハ左記ノ通決

第二篇 總務部 第一章 宮廷係